

令和7年第3回（6月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和7年6月12日（木）午前10時00分～午後4時28分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号、1号の2を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第34号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第35号 大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第36号 財産の取得について
議案第37号 財産の取得について
議案第38号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
報告第2号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告
報告第3号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告
報告第4号 令和6年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告
報告第5号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書報告
意見書案第2号 低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和7年第3回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、菅原アキ子さんと、3番、川渕文雄さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4番、黒瀬友基さん。

【議会運営委員長：黒瀬友基】

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

去る6月4日、午後1時30分より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は8名で、提出案件は10件であります。提出案件の内訳は、条例改正2件、財産取得2件、補正予算1件、報告5件でありました。委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日6月12日から6月17日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告します。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月12日から6月17日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年2月分から令和7年4月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る5月8日、大潟村議会議事堂において同協議会の定期総会が開催され、令和6年度の事業報告及び決算認定並びに令和7年度の事業計画及び予算について審議を行い、全会一致で承認されました。

なお、今年度の南秋田郡町村議会議員大会は、10月28日に井川町で実施する予定で準備をしております。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る5月20日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、役員の選任が行われました。会長に目時重雄小坂町議会議長、副会長に佐々木修東成瀬村議会議長、監事に柳田裕平八郎潟町議会議長、同じく監事に中村房司羽後町議会議長を、それぞれ選任しました。

次に、全国町村議会議長会について、報告いたします。

去る5月27日、町村議会議長・副議長研修会が、東京国際フォーラムで開催され、参加してまいりました。

研修では、明治大学名誉教授、青山侑氏による「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」と題しての講義のほか、同志社大学名誉教授、新川達郎氏、内閣府政策統括官、高橋謙司氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

4番、黒瀬友基さん

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

私より、男鹿地区消防一部事務組合議会の報告をいたします。

令和7年3月24日に、令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会が、議員12名全員出席のもと開催されました。

はじめに、議案第1号「男鹿地区消防一部事務組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、議案説明に先立ち、管理者より諸般の説明がありました。

令和6年1月から12月までの火災救急業務について、火災は、発生件数が24件で、前年比10件の増、救急は、出場件数は2,549件で、前年比20件の減、搬送人員は2,314人、ドク

ターヘリは176件の出動要請を行ったとのことでした。

また、令和7年2月、岩手県大船渡市で発生した林野火災には、消防庁長官より緊急消防援助隊の出動要請があり、男鹿地区消防本部からも2月26日から3月16日までの間、延べ36名の隊員を派遣したとの報告がありました。

引き続き、管理者及び消防長より、条例改正について、大規模災害の被災地において、緊急消防援助隊として救助活動等の業務に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するためとの提案理由及び補足説明を受けました。その後、質疑では、金額の根拠についての質問があり、総務課長より、「国家公務員に支給される災害応急作業等手当と同額。」との回答がありました。

その後、討論はなく、採決が行われ、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とし、管理者及び消防長より、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う改定との提案理由及び補足説明がありました。

その後質疑、討論はなく、採決が行われ、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「男鹿地区消防一部事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、管理者及び消防長より「過失による交通事故に起因して職員が失職する場合がある現状に鑑み、失職の特例を定める必要があるため。」との提案理由及び補足説明がありました。引き続き質疑があり「これまでにこのような事案で失職した事例はあるか。」との質問に、総務課長より「そのような案件で失職した事例はない。」との回答がありました。

その後、討論はなく、採決が行われ、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和6年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とし、管理者及び消防長より「令和6年度大型化学車更新事業について、一部調達部品に大幅な遅延が生じ、年度内の事業完了が困難となったため、1億3,182万3千円の繰越明許費を設定する。遅延理由は、各種部品の供給不足などにより主要装備の自動放水銃の調達に遅延が生じている。納期は令和7年9月30日まで延長する。」との提案理由及び補足説明がありました。引き続き質疑が行われ、納期遅延による影響についての質問があり、総務課長より「今ある車両を次年度9月30日まで使用することになり、保険や車検等の費用が発生する。」との回答がありました。

その後、討論はなく採決が行われ、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和7年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計予算」を議題とし、管理者より、近年、大規模・複雑多様化する各種災害や今後も増加が見込まれる消防需要に対応するため、人件費及び資機材の維持管理経費等、投資的経費を措置し、歳入歳出予算の総額を26億2,472万3千円とするとの提案理由の説明を受け、引き続き消防長より、

主な施策の説明があり、湖東地区消防本部との広域化を見据えた消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システムの更新整備事業、また、人材育成として消防大学校へ職員を派遣、さらに、車両・庁舎・設備の整備、更新、維持として、主に石油コンビナート火災に特化し導入から20年が経過した大型高所放水車の更新、令和7年度に10年を経過し更新時期となる東消防署の高規格救急車の更新を行うとの補足説明があり、さらに歳入歳出に関する詳細な説明がされました。

その後、質疑、討論はなく、採決が行われ、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上、令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会の報告となります。

引き続き、令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第1回臨時会について報告いたします。

令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第1回臨時会は、令和7年5月30日に議員12名全員が出席して開催されました。

開会に先立ち、異動に伴う幹部職員紹介が行われ、杉本新消防長から順に幹部職員の自己紹介が行われました。

開会后、はじめに議案第6号「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム更新工事請負契約の締結について」を議題とし、議案説明に先立ち管理者より諸般の説明がありました。諸般の説明では、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向けた協議内容の説明、及び昨年度、救急救命東京研修所に派遣していた職員2名が、3月に行われた国家試験に合格し、当組合における救急救命士の有資格者が現在43名となっているとの報告が行われました。

その後、議案の説明に移り、激甚化・頻発化する大規模災害などに対応するため、消防力の増強に主眼をおいて機能強化を図り、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システムを更新整備するもので、公募型プロポーザルにより、参加業者の企画・技術提案を受け、事業者を選定したとの説明を受けたのち、消防長より補足説明がありました。補足説明では、現在のシステムが導入から10年を経過しており、機器の老朽化に伴う故障頻度の増加や交換部品供給終了等のため、更新するものであり、公募型プロポーザル方式によって応募のあった2社の企画提案を受け選定を行い、仮契約を行ったとの報告がありました。

その後質疑に入り、「保証期間や教育期間は。」との質問に、「保証期間は10年、使い勝手は従来メーカーと同じのため教育期間は2か月程度だが、事前に実際に触れるように機器の設置は早める。」との回答でした。「選定の経緯は。」との質問に、「当初予定は3社であったが、うち1社はシステムに不具合があり納期がかかるため2社となった。19項目の審査を行い総合的に判断した。」との回答でした。「更新工事の工期及び運用開始時期は。」との質問に、「工期は1年半程度で、運用開始は令和9年4月を予定。」との回答でした。

その後討論はなく、議案第6号「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム更

新工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

以上、令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会及び、第1回臨時会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会が開会されましたので、私からその審議経過と結果について、ご報告申し上げます。

令和7年3月21日男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和7年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

議案審査では、議案第1号「令和7年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算について」が議題とされ、菅原広二管理者より提案理由の説明に先立ち、諸般の報告がありました。「令和6年度のごみ搬入見込みは1万3,280トンで、人口減や減量化の啓発により、前年度に比較して430トン、3.1%の減となる見込みである。次にゴミ処理の広域化について、昨年4月に秋田市、潟上市、本組合構成市町村とともに広域化協議会を設立し検討してきた。12月の本組合議会全員協議会では、中間報告として、令和17年度に秋田市で稼働開始を目指す新施設において焼却ごみの広域的な処理の実施、全市町村でプラスチックごみの分別収集を開始すること、潟上市と本組合構成市町村を主体として、収集運搬の効率化のため中継施設を設置することなど説明した。年度内には、広域化に係る協定を締結したいと考えている。」。

諸般の報告ののち、議案第1号の提案理由の説明がありました。令和7年度一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を7億1,115万5千円とする。主な歳入は、分担金及び負担金が6億6,206万6千円、使用料及び手数料が4,281万2千円である。主な歳出は、議会費100万4千円、総務費3,485万6千円、衛生費6億7,429万5千円である。歳出の増額となった主だった理由は、議会費では、隔年実施議員研修視察の62万9千円の増額、総務費では人件費、パソコン4台の更新、衛生費ではごみ処理経費1億5,136万5千円の増額で、修繕計画の見直しによる。現在の設備機器などの劣化状況や物価高騰などの経済情勢の変動による見直しである。今後の修繕は、令和7年度以降、この3年間は修繕料が掛かり増しになるが、ごみ処理の広域化が実現されるまでの10年間、大規模改修を行わず、必要最小限の修繕をし業務を継続していく、などの説明がありました。質疑に入り、参考資料について「中継施設については、秋田市を含むことが必要ではないか、また費用負担については。」との質疑に、「中継施設の設置場所も含めて秋田市も関わるようにと話している。費用負担は、当組合の意見を反映できるように進めたい。」との答弁がありました。ほか

にリサイクルについて、研修についての質疑がありました。

質疑を集結し、討論はなく、採決の結果、第1号議案は全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第2号では「監査委員の選任について」が議題とされ、組合議会議員のうちから伊藤一彦氏が選任されました。

第3号議案では「監査委員の選任について」が議題とされ、藤田馨氏の任期満了により、佐々木秀樹氏が後任として、選任されました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和7年6月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、大潟村診療所岩村所長の退任について申し上げます。

このたび、岩村文彦先生におかれましては、一身上の都合により6月30日をもって、大潟村診療所長を退任されることになりました。平成30年の着任から7年余り、診療所長、保健センター所長、そのほか小中学校の学校医や特別養護老人ホームひだまり苑の嘱託医など、本村の地域医療を支え、新型コロナウイルス対応はじめご尽力いただきました。改めて感謝を申し上げますとともに、今後のご活躍をお祈りいたします。

後任につきましては、社会医療法人正和会小玉医院の副院長である安田恒男先生が7月1日に着任することが決まっております。今後、速やかに村民の皆さまへお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防広域化について申し上げます。

男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向け、5月9日に潟上市役所において第3回男鹿・湖東地区消防広域化協議会を開催し、消防広域化の協議事項43項目のうち、専門部会及び幹事会で協議を進めてきた21項目について、素案を決定いたしました。

今後も広域化に向けた協議を進めていくとともに、引き続き、住民の安全・安心を最優先に考え、関係機関と連携しながら、広域消防体制の構築や強化に向けた検討を進めてまいります。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

秋田市、潟上市及び八郎湖周辺清掃事務組合を構成する5市町村で「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を設立し、持続可能なごみの適正処理の確保に向けた検討を進め、3月28日に「ごみ処理広域化に係る協定書」を締結したところ

です。

この協定を踏まえ、本年度は環境省交付金を活用するために国へ提出する循環型社会形成推進地域計画、施設規模及び処理能力等を設定する基本計画などについて協議を進めているところです。

また、ごみ処理中継施設については、潟上市及び八郎湖周辺清掃事務組合構成市町村で協議を進めており、今定例会において関連する補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に「ネイチャーポジティブ宣言」について申し上げます。

ネイチャーポジティブとは、「人間活動による自然環境の悪化を食い止め、自然を回復・再生させていくこと」を目指すものです。

本村は1964年に、国営八郎潟干拓事業により八郎潟の湖底に誕生し、すべてが人工的に造られ、水田を中心とする農地、防風林帯、ヨシ原、村を囲む八郎湖と網の目状の用排水路により干拓地特有の自然を育んできました。土地面積の70%を占める農地において、2001年に環境創造型農業宣言を、2023年にはオーガニックビレッジ宣言を行い、農業面でも自然の保全に努めているところです。

開村から60年が経ち、農業を基盤とした人々の生活と野鳥をはじめとする多様な生物が共存する湿地性里山環境が確立されつつあります。この共存の形をさらに一歩先に進めるため、去る6月2日大潟村としてネイチャーポジティブ宣言を行いました。

引き続き、自然環境との共存に向け、1つ1つの取り組みを進めてまいりますので、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、村民体育館の増改築事業について申し上げます。

村民体育館の増改築に関し、内閣府に「令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金」の申請を行ってまいりましたが、4月1日付けで事業採択の内示を受けたところであります。当該交付金は、補助率2分の1で、今年度は実施設計を進め、令和8年度の工事着手、令和9年度の供用開始を目指してまいります。

次に、西1丁目3番地の宅地分譲について申し上げます。

西1丁目3番地の宅地整備は、順調に工事が進み9月頃の分譲を開始する見込みであります。ひと区画の面積は320平方メートル前後で、区画によっては400から500平方メートルとなっており、平方メートルあたり単価は9,900円を予定しております。

現在、7月上旬の広告開始に向け分譲条件等を検討中であり、決まり次第、村広報やホームページ等でお知らせします。

次に、農林水産省と国土交通省の若手職員が、地域が抱える課題の解決を支援する取り組み、「地方応援隊」について申し上げます。

村では、昨年度末に公募されていた同制度に、「主産業である農業を観光コンテンツの1つと捉え、担い手の確保、育成にも繋がる農業と観光の相乗効果」の可能性を探求する

ため、この制度に応募したところ、全国で新規採択された8自治体の1つとして選定されました。

農林水産省、国土交通省からそれぞれ1名の職員が割り当てられ、村職員とともに、年に数回の現地訪問や月1回程度のWeb会議等を通じて地域課題を具体的に整理し、その解決に向けた取り組みの方向性などを2年の期間で検討していくこととしています。

次に、ボート合宿の誘致について申し上げます。

去る4月30日、公益社団法人日本ローイング協会パラローイング委員会の方々が、大潟漕艇場及びホテルサンルーラル大潟等の施設を視察されました。その結果、本村においてパラローイング日本チームの合宿を実施することが正式に決定されたところです。

合宿は、7月4日から9日までの6日間の計画で、期間中には大潟中学校の生徒によるボート体験や、村民の方々との交流の機会も設ける予定となっております。なお、この合宿には2024年のパリ・パラリンピックの日本代表選手も参加する予定であると伺っております。

村民の皆さまにおかれましても、ぜひ漕艇場へ足をお運びいただき、選手たちへの温かいご声援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、押尾川部屋大潟村合宿について申し上げます。

昨年に続き、押尾川部屋大潟村合宿が8月13日から17日までの5日間にわたり、親方はじめ所属力士など総勢16名が参加のもと行われる予定となっております。

昨年は、村創立60周年記念事業として、地域の皆さまが相撲文化に触れ、相撲に親しんでいただいた貴重な機会を設けることができました。今年は、押尾川部屋大潟村合宿実行委員会を中心に、地域おこし協力隊も積極的に関わりながら、地域を元気にする事業として村内外の多くの方々に楽しんでもらえるよう、開催を支援していきたいと考えております。

応援大使である押尾川親方はじめ力士の皆さまへのご声援もよろしくお願いいたします。

次に、デンマーク関係者の来村について申し上げます。

令和5年度に締結した脱炭素化に関するパートナーシップに基づき、6月18日から20日まで、サムソ・エネルギー・アカデミー代表、ソーレン・ハーマンセン氏、サムソ市議会議員のミケル・クリスチャンセン氏が来村する予定です。期間中、村の脱炭素関連施設の視察を行うとともに、村民の皆さまも参加できる脱炭素化に関するもみ殻バイオマスボイラー棟の見学会及びワークショップを開催予定です。

これまで、平成28年には「駐日デンマーク王国大使館と大潟村の総合交流の促進に関する覚書」を、令和5年には「再生可能エネルギー分野での協働に関する覚書」を、サムソ・エネルギー・アカデミーなどと締結し、再生可能エネルギーの推進、教育交流、ボート交流など多くの分野で交流を重ねてきたところです。

この度、本村とサムソ市は、エネルギー、環境、農業、福祉など広く行政全般と住民の

交流を促進するため、「友好交流都市協定」を結ぶこととしております。今後も豊かで住み継がれるまちづくりを共に目指してまいりたいと考えております。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

6月1日に44回目となる八郎湖クリーンアップを実施し、各自治会、大潟村カントリーエレベーター公社、秋田県立大学の学生寮、情報産業労働組合連合会秋田県協議会から計869名の参加がありました。

回収したごみの量は目分量で約1.1トンであり、昨年度に比べて0.1トンほど少なく、傾向としては、袋に入らない家電品やタイヤなどの粗大系ごみが昨年に引き続き減少しているように見受けられました。

ご参加いただきました皆さまのご協力に感謝申し上げます。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、3月以降、雨天日が多く、特に圃場作業に遅れが見られました。一昨年からの取り組みの拡大が進んでいる乾田直播においても、圃場準備ができなかったことから多くの方が直播を断念し、予定していた面積の一部、あるいは全面積を移植へ変更いたしました。

育苗は期間を通して急激な高温や低温も無く、苗の生育は順調でありましたが、5月5日に育苗用地等管理組合が管理しているABポンプ場に落雷があり、電気設備が破損、8日正午まで送水が停止し、復旧するまで4日間を要したところです。

田植えは、強風の日もありましたが、概ね天候に恵まれ、生育は順調に推移しております。

次に、たまねぎですが、昨年はべと病の大発生により、著しい減収となりましたが、本年も早期にべと病の一次感染が見られたため、JA大潟村の指導により一斉防除を実施し、二次感染への移行は小康状態にあります。

次に、小麦ですが、湿害等の影響も無く、越冬後の茎数も順調に確保されました。幼穂形成は早まったものの、出穂はほぼ平年並みで、出穂後の生育については目立った病害等は見られておらず、概ね順調に推移しております。

次に、桜と菜の花まつりについて申し上げます。

今年の桜と菜の花まつりは、4月13日から5月5日までの日程で開催されました。4月13日からの前半は、産直センター潟の店、干拓博物館を主会場に秋田県立大学竿燈会による竿燈演技やキッチンカーの出店が行われ、4月26日からの後半は、ホテルサンルーラル大潟、多目的運動広場周辺を主会場に、ミニ電車や菜の花摘み取り体験などの各イベントが行われました。

期間前半は好天に恵まれ、桜と菜の花ロード、産直センター潟の店に多くの観光客が訪れましたが、大型連休中は強風や雨など天候不良が続き、まつり期間中の観光入り込み客数は、昨年より1万8,000人程少ない、約11万2,000人となりました。

大潟村を代表する観光資源、桜と菜の花を、今後も耕心会をはじめ、村民の皆さまや関係機関の協力を得ながら、観光振興や地域活性化につなげてまいります。

次に、令和6年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

現在、計数整理中ではありますが、歳入面では、地方交付税や財産収入等が当初見込みより増収となっております。歳出面では自然エネルギー100%の村づくり、温泉保養センター及びふれあい健康館の屋根改修など必要な事業に取り組みつつ、経費の節減と効率的執行に努め、令和6年度の剰余金は約2億円程度になる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第34号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第14、報告第5号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第34号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備するとともに、国民健康保険税率等の改正を行うものであります。

議案第35号「大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」については、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第36号「財産の取得について」は、基幹業務用パーソナルコンピュータ30台を所有権移転付き賃貸借契約により導入することについて、令和7年5月2日に、指名競争入札を執行したところ、693万円で、

秋田市土崎港東2丁目11番40号

東光コンピュータ・サービス株式会社秋田支店

支店長 高松直志

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

議案第37号「財産の取得について」は、住民基本台帳ネットワークシステム一式を所有権移転付き賃貸借契約により導入することについて、令和7年5月29日に、指名競争入札を執行したところ、1,132万5,600円で、

秋田市山王3丁目4番23号

株式会社フィデア情報総研

代表取締役 石原敏之

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出ですが、総務企画課関係では、財政管理費において、消防施設費における消防用設備等整備事業の増額に伴い、石油貯蔵施設立地対策等交付金を整備事業へ財源充当するため、同交付金の基金積立金を250万円減額し、企画費においては、地域おこし協力隊事業のうち、任用形態の一部を民間雇用型から会計年度任用型へ変更するため、7月からの新規任用1名について予算の組み替えを行うものです。

福祉保健課関係では、ふれあい健康館費において、温泉送湯ポンプ制御盤の修繕に係る経費として97万9千円を計上しております。

生活環境課関係では、塵芥処理費において、ごみ処理広域化事業に、広域化に伴うごみ中継施設整備検討調査に係る負担金及び事務費20万7千円を、住宅管理費では、村営住宅の改修工事として49万4千円を、消防施設費においては、消防用設備等整備事業に266万2千円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、新たに農業支援サービスサポート事業として447万円を計上しております。

教育委員会関係では、事務局費において、ICT教育推進事業に、電子黒板の導入をリースから村債を活用した購入に変更するため431万2千円を計上し、保健体育総務費においては、ボート合宿誘致事業にパラローイング合宿受入整備として57万7千円を計上しております。

さらに、全般的事項として、人事異動に伴う会計年度任用職員に係る予算を計上しております。

これにより、補正総額は1,518万7千円となり、補正後の予算現額は、52億4,818万7千円となっております。

なお、補正の財源は、県支出金、繰越金及び村債に求めたところであります。

次に、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、地方税及び地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、緊急に大潟村村税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したもので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第2号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」については、後期高齢者医療広域連合納付金に補正する必要性が生じ、また、緊急を要したため専決処分したもので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第3号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告」につ

いては、3月21日に汚水中継ポンプ場周辺での落雷とみられる影響でポンプが停止した際、無停電電源装置が作動しない不具合が判明し、緊急に対応する必要が生じたため、同装置の更新経費を専決処分したもので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第4号「令和6年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告」及び、報告第5号「令和6年度大潟村公共下水道事業会計繰越計算書報告」については、令和6年度予算のうち、令和7年度に繰り越した事業費について議会に報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、13日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第15、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

私から2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに、暮らしを支える医療への対応策について伺いたいします。

少子高齢化が急速に進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護の需要はさらに増加すると見込まれております。

国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、75歳以上の後期高齢者は、今年2,154万人余りと全人口のおよそ5人に1人の割合になる見通しです。でも、増加する高齢者人口に反して、支え手となる現役世代は減少しており、病院や施設、介護職員の数は決して十分ではなく、不足すると予想されているのが現状です。後期高齢者の増加を背景に、今後、在宅医療などの需要がさらに高まることも考えられ、暮らしを支える医療への対応が大きく問われるのではないかと考えております。

高齢者は身体的な機能が低下して介助の必要がある人も少なくありません。一人暮らしの人や高齢者が高齢者を介護する老老介護の人などは、治療後に症状が落ち着いても、複数の病気を抱えたり、頼れる人が周りにいなかったりする人もいて、すぐに自宅に戻れない場合があることも伺っております。

普段から自分自身が健康づくりや介護予防に努めることが何より大事ですが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしたいと思うのは、みんなの願いであり、その取り組みを進めるのは行政の大切な役割でもあります。その一環として、高齢者の介護や予防、生活支援など、総合的な支援を担う地域包括ケアシステムの構築はますます重要さを増し

ていると思います。

村では、今年度、高齢者のフレイルの早期発見と改善にも取り組む事業が始まります。7年度は予算を増額して、心身の活力が低下し要介護になるリスクが高くないように、できるだけ長く自立した日常生活を過ごすことができるよう、予防策を講じていただけることは大変ありがたく、身近な相談支援体制や在宅医療と介護の連携体制の整備を図りたいとする村の姿勢がひしひしと伝わってまいります。在宅医やケアマネージャーなど、幅広い職種と連携する取り組みがこれまで以上に重要になってくると思います。その環境づくりのために、治す医療だけではなく、暮らしを支える医療が求められていると思いますが、現在どのように対応されておられるのでしょうか。

また、実現への課題と対応策はどのようにお考えでしょうか。

また村民が自分事として、在宅医療や介護の連携に対する理解を深めることができるように周知を図ることも必要ではないかと思いますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

村では、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進するために在宅医療・介護連携推進事業を行っております。

具体的には、地域の医療・介護の資源の把握として近隣4市町と合同で潟上・南秋地区の医療機関や介護事業所のリストを作成し、住民や事業所への情報提供に努めております。また、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進として、多職種・医療・介護・福祉・行政等が参画する地域ケア会議を開催し、連携を深めております。

また、介護保険料改定の年である3年ごとに「介護保険の利用ガイド」を全戸配布しています。この冊子には、介護保険サービスを利用するまでの流れ、利用のしかた、利用できるサービス等が掲載されております。これです（「介護保険の利用ガイド」を提示）。

在宅療養を支える医療・介護サービスとしては、訪問診療・往診、訪問看護、訪問介護や訪問リハビリテーションの訪問系サービス、通所介護や通所リハビリテーションの通所系サービス、生活する環境を整えるサービスとして福祉用具貸与・購入、住宅改修等があります。

さらに、村内各施設の対応を紹介させていただきますと、診療所においては、患者・患者家族からの相談や要望に対応し、訪問診療や往診を行っております。ひだまり苑では、ショートステイやデイサービスを提供しております。近隣では、湖東厚生病院などの医療機関から訪問診療や訪問看護が提供されております。そうした点から、本人や家族の希望によって、村内だけではなく村外のサービス事業所を利用することが可能となっております。

なお、高齢者の介護、医療、福祉、生活に関する相談は、地域包括支援センターが窓口となっております。センターで取り扱う業務内容についても毎年チラシを作成し、全戸配布して周知に努めているところです。

今年度の事業を紹介しますと、地域住民への普及啓発として、村民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、農閑期に在宅医療・介護についての講演会を開催する予定ですので、議員をはじめ、村民の皆様の多数のご参加をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

これまでも、冊子とか、いろいろ配布されているということはわかっております。でもやはりそのときに本人、あるいは家族の方は当事者となりますので、もう真剣に相談したり、いろんな対応策が講じられるわけですが、普段からやはり村民全員がですね、折に触れて、これから誰もが通る道ですので、そういう理解を深めるということは大変大事なのではないかと思っております。今村長は、講演会も予定していると、そういうことからはじめ、普段から医療や介護、あるいは医師とのそういう環境はこのような形で対応されているということを1人ひとりが理解を深めるということは大変大事だと思います。

この住み慣れた地域で、いつまでも穏やかに暮らし続けていくためにも、医療、介護、福祉が一体となった取り組みは避けては通れません。日頃からの健康管理が大切な生活習慣病や認知症の患者が増えることを見据えて、国は病院依存から身近なかかりつけ医を中心とした医療への転換を図っております。一番望まれるのは、迅速に医師や看護師、介護職の方が連携できる体制になっているかということです。大潟村は夜間や早朝、あるいは緊急時の対応は、現在どのような状況でしょうか。

先ほど村長は、周辺の医療とかいろんな自治体とも関係しながら、対応を図っているということでしたけれども、それで十分とお考えでしょうか。

また訪問診療を行う医師と介護側のケアマネージャーの連携は、より大切なものになっておりますが、村の場合、要介護申請から期間内に認定が行われ、介護が必要な人への対応は適切に行われているかについても伺いたいと思います。

要介護認定が増え続けているのに、介護人材の確保が難しくなっているのも現状です。高齢者を支える訪問介護は、人手不足で依頼を受けられない事業所が増えているようですが、大潟村の場合はいかがでしょうか。お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず村では、先ほどお話ししたように、利用するためのガイドブックとして全戸配布したり、いろいろなチラシを配ったり、必要な情報提供には積極的に努めているところです。ただ、残念ながらというか、やはり当事者にならないとなかなかじっくり勉強したり、または相談に来たりということがないのが現状で、それはやむを得ないのかなと思っております。でもそうした相談に来られたときには、しっかり対応していますので、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な介護支援や、そしてサービス提供に繋がるように連携して取り組んでいきたいと思っております。

そうした中でですが、村でも診療所があって訪問診療等、対応はしていますが、残念ながら夜間や救急への対応ということでは、やはり広域的に取り組んでいる救急車を利用する形を取らざるを得ない状況でして、そうした折にも、診療所に通常通っている場合であれば、そうした自分の医療情報等の提供などスムーズに行えますので、また一時、総合病院で入院された後、またその後、退院して自宅療養する場合にはしっかり連携をとって診療所でも対応するということを心がけてやっておりますので、救急の場合にはやはり救急車を活用してもらって、総合病院の救急センターで対応してもらうように、その後はまた診療所が連携してという形で対応していければと思います。

また、訪問診療や訪問介護もそうした取り組みはあるわけで、村内そして村外との、そうしたいろいろなサービスを提供している事業所を把握していますので、今の状況を見ますと、対応できる施設が全てこのエリアが満杯で対応できないという状況ではないと思っていまして、そうした利用できる場所を適切に紹介しながら、待機するような状況がないようにしっかり努めていきたいと思っております。ただ大潟村の施設に入りたいと希望される方も多くいると思いますが、残念ながらそのときにそこに入れるということではありませんが、エリア内ではしっかり対応できるように取り組んでいますので、引き続きそのような形で広域的な連携をしっかりとりながら、待機するということのないように取り組んでいければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

いずれにしても、フレイル予防、そうした認知を含め身体的能力も含め、できるだけ元気に暮らす期間を長く取るように、健康寿命を延ばしていくということが大事なので、今回もそうしたフレイルに関するいろいろな対策を講じていますし、ぜひ村民の皆さんにおいても、いろいろな事業に取り組んでいますので積極的に参加していただいて、自分の健康を守る、または健康寿命を長く保たせるように一緒に取り組んでもらえればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

いろいろご説明いただきましてありがとうございます。1点だけ、さっき介護の申請があったときのそのケアマネジャーの認定ですね。普通30日以内に届け出るようにというふうに確か決まっているはずなのですが、ケアマネジャーの負担が大きすぎて申請が遅れる、認定が遅れるというお話も伺ったりしているのですが、大潟村の場合はその辺ちゃんと申請期間内に認定が行われて、適切に行われているのか、そこら辺も先ほど質問したのですけれども、ちょっとお答えできていなかったように思いますので、よろしく願いします。

それと、もちろん当事者でないと、そのときにならないと、介護とか、医療とかのそういう相談とかはないというのは、通常そうだと思います。ただ先ほど村長がおっしゃるように、冊子を配布していいというのではなくて、折に触れて、やはりいつかは自分もそういうときを迎えるみたいなことで、チラシでもいいですし、あるいは何かの会合のときでもいいですし、ちょっとそういうことを皆さんの理解が深まるような、そういう話合いの場も必要ではないかと思うのですが、その2点についてお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

介護認定に関する部分ですが、そうした遅れることは今までないようだとということで伺っております。

また村では介護予防のみではなくて健康維持も含めて、例えばスポーレ大潟と連携した運動教室をやったり、またフレイル予防では認知症予防であったり、特に高齢者を対象とした健康予防、また運転寿命を延ばす、健康寿命を延ばすためにも長い期間しっかり運転できる状況をつくるために運転寿命を延ばす取り組みであったり、様々に取り組んでいるわけで、そうしたところに参加されている方は、十分意識があって、良い傾向だなと思っています。誰でも歳をとっていきますので、議員がおっしゃるように、人ごとではないという認識はみんな持ちながら、そういうサービスを常に提供しているということも含め、村民にはお知らせしていきたいと思いますし、今回は講演会も開催しますので、そうした案内を周知しながら、できるだけ多くの方が自分のこととして関心を持って、健康づくりや認知予防とフレイル対策にも取り組んでもらえればと思いますので、引き続き周知に努めてまいりますので、よろしく願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いいたします。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

次に、窓口手続き支援システムの導入についてお伺いいたします。

最近、デジタルの推進が図られておりますが、大仙市では、来庁者にやさしい「窓口手続き支援システム」を今年2月より導入しております。これまでは、来庁者が窓口ごとに何回も申請書を書いていたのを、新しいシステムは、何も書かずに、担当課の窓口に行くだけです。そこで職員がマイナンバーカードなどで本人確認し、申請内容を聞き取ってシステムの端末を操作すると、氏名や住所が記載された申請書類が印刷されます。転居や婚姻、出生、死亡などを届け出ると、それに伴って必要になる国保や年金などの申請書類も同時に、氏名や住所などが記載された状態で印刷されます。案内表も渡されるため、手続き漏れをしないで、手早く窓口を回れるということです。

窓口手続き支援システムの導入には、システム導入だけでは不十分で、バックヤードも含めた業務改革が重要で、デジタル庁は自治体窓口DXを進めるため、窓口DXに高い知識と経験のある地方自治体職員等をアドバイザーとして委嘱した上で、希望する地方自治体に派遣する派遣事業や、新たに窓口ビジネスプロセスリエンジニアリングアドバイザーを目指す方を研修生として育成する窓口BPRアドバイザー育成事業などの支援を行っていることを知りました。派遣を要請した地方自治体は、アドバイザーの旅費や報酬等の費用を負担する必要はありません。

2040年には生産年齢人口が6000万人未満まで減少すると推定されており、人口減少による労働力不足が深刻化する中で、地方自治体の業務を従来どおりのやり方で維持することには限界があるとも言われております。高い窓口サービスを継続させていくためには、DXを推し進め、更なる業務の効率化が必要となっているという背景も要因となっております。全国の市町村でも順次活用が開始されております。

各種申請書を同時作成できるのは、村民にとってはありがたいことであり、職員側も作業の負担が減り、時間を短縮できるようになるといいます。多岐にわたる申請書の作成を同時に行えるのが特徴であり、来庁者にとって手続き漏れがなくなるのはとてもありがたいことです。村も導入に向けてぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。村長のお考えを伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

2番、菅原議員の質問にお答えします。

窓口手続き支援システムの導入につきましては、村としては住民サービスの向上の観点から、令和6年度より各事業者との打ち合わせやデモ機の実演説明などを受けております。

この、いわゆる「書かない窓口」を先行導入している県内市町村に聞き取りしたところ、

菅原議員が例にあげられた大仙市においては、各種手続きの窓口がそれぞれ異なるため、名称を「やさしい窓口」として1か所で住民票や戸籍の異動に加え印字済みの各種申請書を出し、申請書の提出課の案内書を渡すことにより、住民サービスが向上したと伺っております。

ただし、聞き取りの中で、システムを導入したものの、うまく運用されておらない自治体もあり、同規模市町村の現地視察も必要ではないかとのアドバイスもあったようです。そうしたことも踏まえ、現在村では、窓口手続き支援システムを導入した際のメリット・デメリットや課題等を整理しているところです。

なお、この事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象となることから、システム導入については次年度以降検討していきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

導入にあたっては、大仙市と大潟村の人口の密度も全然違いますし、やはり私が知らないこともきっとあると思います。ただ住民からすれば、今まで書き込んでいたのが、マイナンバーのそれをやることによって、直ちに申請書が、住所・名前が印刷されて、そして例えば死亡とか出生とか、それに付随する必要な書類がもうちゃんとそこで印刷されてくると、こういうありがたさは、まず漏れがないということですね。申請書類の漏れがないということで、大変やはりありがたいことだなと思ったのです。

今村長がおっしゃるように、6年度からそういうふうに検討されているということも伺いましたので、いろんなことを検討しながら、もしできれば進めていただければ大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

もう一度、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

先ほども申し上げましたように、6年度よりいろいろな事業者と打ち合わせをしたり、デモ機を使わせていただいたりといろいろ試している状況でして、先般は民間の事務所に行きまして、行政ではないのですが、民間として最新の業務体制を整えている事業所も見させていただいて、議員が質問でおっしゃったように、窓口だけではなくて、結局は職員の体制も必要になりますので、そうしたものも見てきたりとか、いろいろ今情報収集しているところです。

いずれこのDXはますます進んでいきますので、また技術も日進月歩、新しくなっていくので、より良い、村に合った、またあまり費用がからず運用もしやすいような形で導入できればとも思いますし、そうしたことも含め村民により良いサービスに繋がるようなところで取り組んでいければと思いますので、DXについては本当に膨大な、国のデジタル化含め取り組んでいまして、それと並行する形で役場内のシステムということも整理しながら取り組んでいければと思いますから、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【2番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

私からは、サルビアの定植作業と今後の花壇のあり方について質問させていただきます。

4月、5月は不安定な天気の中、春作業も順調に捗り、村ではそろそろさなぶりの時期を迎えようとしています。

例年この時期になると、以前より、他の議員から何度も質問に上がっているのがサルビアの定植作業のことです。

昭和50年代には全国花いっぱいコンクールで農林大臣賞を受賞するなど、かつては全国的な評価を得たこともあるこの活動、これまで住民の努力によって長年支えられてきた財産ではありますが、昨今の社会状況の変化に伴い、従来のやり方では限界が生じていることも事実であると考えます。活動の継続には看過できない課題が顕在化しており、家族構成の変化、住民の高齢化、高齢者の一人暮らし等もあり、作業に参加すること自体が困難なご家庭もあります。定植、草取り、肥料やり、水かけ、年々酷暑になる中、この作業を維持していくこと自体が厳しい時代になってきているのです。もちろん村の花との認識はございます。ですが、管理作業の負担から煩わしさもあるのに、何度やめたいと言っても聞いてもらえないといった声や、半強制的ではないかとの意見も聞かれます。令和5年度に実施したアンケートでも、見直しを求める声が多かったにも関わらず、何の進展も見られておりません。相変わらず女性中心の仕事であることもまた変化はございません。

これだけ問題視されているのに、負担軽減策の導入、いわゆる規模の縮小化、集約化さえもない状況にあるのはなぜなのでしょう。願わくば、サルビアにこだわらず、より手入れが少なく済む宿根草や低木などに考えをシフトしていただきたいと思います。どうしてもサルビアにこだわられるのであれば、機械化に向けた取り組みの導入や外部委託など、当局にはもう少し真剣にお考えいただきたいと思います。

現在、策定中の第3期村づくり計画の中では、自治会活動のあり方とあわせて花壇活動

についても検討中であるのか、その点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

8 番、松雪議員のご質問にお答えします。

1 つめの、半強制的になっているとの声も聞かれる中、当局はどのように考えているかについてですが、花いっぱい運動に関しては、ここ数年、議会や自治会長連絡協議会、村づくり懇談会などで、各住区の負担感が増してきている、何とかしてほしいという質問や要望はたくさんいただいております。

現在、村民の置かれている状況は、花いっぱい運動が始まった頃とは様変わりしており、高齢化が進み、若い世代がいなかったり、別居していたりと、家族構成も変化してきています。また、移住者を始め、農家以外の方も増えてきていて、生活スタイルも各家庭様々であることは認識しております。そのため、村民からご質問いただいた際には、花いっぱい運動が始まった当初の規模では活動が難しいかもしれませんが、その住区の状況と実情に応じて規模を縮小しながらでも、運動を継続していく方向でお願いしますとお伝えしてきたところでありますので、ご理解をお願いします。

また、その後の話し合いはなされているのか、また、第3期大潟村総合村づくり計画の中でも花壇活動について検討していく方向でいるのかについては、既に令和7年2月から開催されている第3期大潟村総合村づくり計画ワークショップの中で、花いっぱい運動もテーマの1つとして、様々な意見が出されております。いくつか申し上げますと、肯定的な意見としましては、景観が良くなる、交流の場になる、防犯にもなるといったものがありました。否定的な意見としては、管理が大変、負担感がある、行政で対応してほしいなどがありました。また、村で方向性を示してほしい、住区で決めればよいこと、花植えは自治会で管理は行政、業者委託をしてほしい、といった意見もありました。

先ほど規模を縮小しながらでも、運動を継続していく方向でお願いしていると申し上げましたが、村づくり計画ワークショップで出された意見を踏まえた上での村の考え方としましては、自治会ごとに継続できる現実的な対応を話し合ってもらいたいということとであります。

花いっぱい運動は、村全体で取り組んできた活動であります。行政主導ではなく、婦人会や自治会の自主的な活動として引き継がれてきましたし、それは今もこれからも変わりません。村も花いっぱい運動は自治会活動として非常に意義の高い活動と認め、これまでも苗代等に対する補助を行ってまいりました。今後についても、できる範囲で継続していただきたいということが行政として望む形であります。最近は苗数や面積を縮小して対応する自治会も出てきております。花の種類もサルビア以外にペゴニアなど数種類の中か

ら選択できますので、管理しやすい花を選ぶということも検討材料に加えていただければと思います。

昭和59年、村創立20周年の際に制定された村の花サルビア、そしてその10年前、昭和49年、婦人会によって始められた花いっぱい運動であります。花いっぱい運動が現実的で持続可能なものにできるよう、各自治会が話し合っ決めていただきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

今、教育長の方から返答がございましたが、おそらく自治会というのは任意団体であるというお答えが返ってくるのではないかなと思っておりました。ではございますけれども、やはり村づくりワークショップの内容等を見ておりまして、やはりこれから先のことがやりづらい、厳しい、それで役員の自治会の交代頻度も高いため、柔軟な判断が難しいというところもあると思うのですね。

それで、特に水かけの連絡網とかは家電とか回覧板、それが面倒な住区などは1年を通じて1人の人が水かけをしていると、そういう負担をやはり村民に与え続けるのはどうかと私はずっと思っておりまして、これがコミュニティをつくる良いことなのか、そのところも反対に考えておるところでございます。

どのような住区がどのようにして植えているのかということは私もちょっと存じ上げませんが、ただ今、植えている住区と植えていない住区があると、そこについてもしご存知であれば教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松雪議員の再質問にお答えします。

現在、植えている自治会及び植えていない自治会ということでしたので、それに関しては、22自治会があるうち、サルビアを植えている自治会は21自治会です。1自治会のみがベゴニアを植えています。

令和5年、6年、7年と見ますと、実際に増えている苗数を減らしてきている自治会も多くあるのが現状です。一方増やしている自治会も数自治会あります。そのようにできる範囲での規模で行っていただき、その当時の、村づくりの婦人会が行ったその思いなりを継承していくことも必要なのかなというふうに私は考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

婦人会がこれまでこのように担い続けてきたというか継承してきたこのサルビアの定植作業でありますけれども、その婦人会の人数でさえ、多くなっていないのが今の状況であるかと思います。もし本当にサルビアの作業がこのままずっと続くのであれば、それこそ外部委託とか、ボランティアとか、他にシルバー人材さんの活用であるとか、それができないのであれば、灌水システムの導入であるとか、そういう除草作業を効率化できるようなものを各住区に村の負担で助成してあげるとか、そういうこともお願いしたいと思います。特に夏場の水やりというのは本当にやった人でなければわからないぐらい大変でございまして、それに加えてまたサルビアというのは花も摘まなければなりません。そういう負担が本当に各住区の、各家々の個人の方に、それこそ若い方も、ご老人の方も、入植者の方も、負担に思っていると思いますので、どうかそのところを前向きにご検討されて、今後はできればですが少なくするような形で、さっきも言いました宿根草であるとか低木とかそちらの方の景観もまた良くなって、コミュニティ活動もそれによってまた逆に作業の負担の軽減が図られることによって、違ったコミュニティの活動の回り方もできるかと考えますので、そこのところもよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

村の花がサルビアとなったのは、先ほど創立20周年のときというふうにお話しました。その前から、10年ほど前からそのサルビアが花いっぱい運動として村で行われたその経緯というところ、最初のところが私もよく分かってはいませんが、想像するに、サルビアの花言葉を調べましたところ、尊敬、知恵、そして家族愛とそういうこともあるのだなと、村をつくっていく上でのこの花が一番似合っているからおそらく、違うのですか、そうなのですか、失礼しました。そういうふうに私は感じたところでした。サルビアの花がこの村に一番合っていると私は感じたところでした。

先ほど、作業の方が大変だということは、私も実際に携わっていますので感じているところはありますが、協力することに意義があるというふうなところも私の思いでもあります。その作業そのものは大変であるというのは、もちろん真夏の作業ですので、十分承知しています。サルビアを植える、村の花サルビアを、または花壇で景観を良くするというその目的を皆さんが共有できれば、多少そのやりがいということには繋がっていくのではないかなと。ただ、やらされ感だけではやはり大変なのかなというふうには感じるころはあります。

そして、作業の簡素化という点でいきますと、例えば北1丁目の住区での工夫ですが、マルチを張って草取りを少なくするとか、簡易的な自動灌水というのですか、ホースから水が自動的に出る、なので、水かけは蛇口を開けて10分後に蛇口を閉めるなどの工夫があるようです。そのような点につきましては、村でも支援していければというふうに考えていますので、どうかご理解をいただければと思います。

以上であります。

【8番：松雪照美議員】

そのようなことも承知しております上での質問でした。ありがとうございました。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、10番、大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

10番大井圭吾です。

私から2点質問したいと思います。

まず最初に村のホームページのことなのですが、積極的なホームページの展開を図る体制づくりをいうことで、国の行政機関はもちろん、全国のどこの県や市町村でも、各自治体はホームページを開設し、生活に必要な情報を必要とする特定の対象者となる住民はもとより、住民ではない不特定多数の人にも情報を提供している場となっています。

ホームページには定まった様式があるわけではなく、内容やどのようなコンテンツを掲載するかなどは全て開設している機関の裁量で運営されており、各自治体各々の独自性や力の入れ具合が如実に表れていると感じます。

当然ですが、自治体にとってのホームページの一番の役割は、住民に必要な情報を提供することにあります。二次的にくる役割はそれぞれの機関の判断で異なってくるのではあるけれど、生活上特に必要ではないが、地域の歴史、産業、価値等の情報を提供する、そういったことになると思います。さらに昨今の社会情勢では、移住定住を促す目的のためのコンテンツがどこでも今、必須になっているように見受けられます。

さて、村のホームページにアクセスし閲覧すると、大変見やすくシンプルな体裁となっており、村民生活に必要な情報は十分に掲載されているのではないかと思います。しかし、ホームページを見ると無難にまとまりすぎていて、村外の人々へのアピール不足感を私は感じ、そういう気持ちを拭えずにはられません。

例えば、都市部から地方の市町村に移住を考えている人が、たまたま何かのきっかけで大潟村を知り、何かしらの興味を持って村のサイトにアクセスしたときに、移住定住のコンテンツはあるものの、現在の状況では、移住定住をこの自治体は推進しているのかなというアピールがホームページから果たして伝わっているのかということが私は危惧されます。移住定住を考えている人にとって、ホームページはそこがどのような自治体で、移住

者の受け入れに対する体制はどのように整っているかを検討する大きな窓口の役割を担うと考えます。しかし現在の展開状況を見る限りでは、村はホームページの運営に力を入れる必要性はあまり認識していないのではないかと感じてしまいます。

誰もがスマートフォンやパソコンで毎日のように何かネット検索をされている現在、ホームページは村の情報発信における大元になるのではないかという観点で、いくつか質問したいと思います。

①ですが、大潟村では、環境省からの支援を受けて自然エネルギー100%の村づくりに令和4年から5年間の期間をかけて取り組んでいると思います。これは村民にとっても、他にとっても誇れる事業と認識していますが、村のホームページからこの情報を見つけることは簡単ではありません。あらかじめこういうことをしているという情報をもって「大潟村自然エネルギー」という用語で、ネットで検索するといろいろな情報は出てきて、様々なそういった取り組みの具体的な内容を知ることができます。できますが、ただホームページを見ているだけでは何も自然エネルギーの情報が見つからないと、こういう状況では何も予備知識がなくて、大潟村はどんなところなのかというふうにホームページにたどり着いて見ている人にとっては、残念ながら村がこういった素晴らしいことに取り組んでいる情報を提供できていないという状況ではないかなと言えます。村にせっかく興味を持ってホームページにアクセスしてもらって、こういった貴重な取り組みであるのに、他に知ってもらえないということは非常に僕は残念ではないかと思い、なぜ村のホームページでそういった取り組みを積極的にアピールしていないのかを伺いたいと思います。

2つめですが、地域おこし協力隊の活動についてどのような分野で着任しているか等をホームページに掲載するのは、村内の状況や、村として重点的に取り組みたいことなど、行政の考え方を非常にわかりやすく村内外に伝えることができる要素になると考えます。

前回の議会で、私は別の切り口でこのことを取り上げ、質問しました。その際、ホームページに掲載することに対しては明確な回答をいただけませんでしたので、ここで改めて伺いたいと思いますが、掲載することの具体的な予定などについて、お考えを説明いただきたいと思います。

3つめになりますが、西1丁目分譲予定について、3月の議会の情報では、5月に工事が完了し、26区画が9月から販売が行われると、夏頃にはホームページにもその販売情報を掲載する予定と伺っていました。これは担当職員というよりは、村の考え方であると思いますが、なぜそういった情報を早々と、間違いなく販売が決まっているのですから、ホームページに販売予定があると早々と掲載しなかったのか私は疑問に感じます。例えば村外の人が村で土地を買って家を建てられないだろうかと考えて、村のホームページを見ても、そういった情報がないといった場合に、わざわざそういったことを電話で問い合わせるとかそういうことをする人もいないと思いますし、そういった場合に待っていてもそういったチャンスはないのかというふうに考えて、その人の選択肢から大潟村に土地を買っ

て住むという選択肢が外され、他の市町村の土地を購入した人がいたかもしれないと、非常に確率は低いのですが、そういった人がいたかもしれないと言えないことはないと思います。「詳細は後日」と但し書きを入れてでも、わかっていることから少しずつでも工事に着手した時点で早めに掲載を始めてもよかったのではないかと感じています。

そしてこのことに関しては役場のホームページに対する考え方が表れている一例であり、貴重かつ有意義な情報を迅速にアップデートするという体制では、今はないように感じています。どのようにホームページの情報公開を考えているのか、伺いたいと思います。

4つめになりますが、今まで3つ質問した中のまとめみたいな感じの質問になるのですが、ホームページの運用に関して現状知る限りの、推測で大変申し訳ないですが、役場内全体の意識が積極的に活用展開するという必要性を持ち合わせてはならず、それが可能な体制でもないと感じています。村としては現状のホームページの運用、展開、情報公開度で十分だと考えているのでしょうか。本気で村外からの移住定住を迎え入れたいと考えるなら、ホームページからその熱意が伝わるような取り組みを期待したいと思います。

さらに、村役場に就職を考える学生や就職希望者がホームページを見て、こんなところで働きたいと思わせることにもホームページの充実は繋がってくると思います。これも推測で申し訳ありませんが、村で何か企画計画を立てる際、全てのことが決まってから、さてホームページの方は掲載どうしようかなということで、後付けで考えているのが現状ではないかというふうに伺われます。ホームページの展開を積極的に考えていくことを念頭に置きながら企画計画を練る考え方や体制づくりに変えていくことこそが今の社会情勢では必要不可欠になっていると思いますが、村としてはどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

10番、大井議員の質問にお答えします。

1点目の自然エネルギー100%の村づくり事業についての情報発信については、昨年度の広報誌において全7回にわたって特集記事を掲載したほか、新聞やテレビなど各種メディアにも取り上げていただき、村内外に広く周知を行うことができました。一方で、ホームページでは固定ページを設けておらず、お知らせ事項として掲載するにとどまり、その後の新着情報に埋もれてしまっている現状があります。議員ご指摘のとおり、本事業は国内でも類を見ない事業であることから、より積極的にPRするためにもホームページの固定掲載の他、各種SNSも活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。

2点目の質問にお答えします。

地域おこし協力隊の活動報告については、広報等でお知らせしておりましたが、ホームページには掲載しておりませんでした。議員ご指摘のとおり、ホームページは、協力隊の

活動内容をわかりやすく伝えるための手段の1つであるため、今後は随時掲載してまいります。

なお、ホームページとは別に、インスタグラムなどのSNSでも活動内容を発信しておりますので、ぜひそちらもご確認いただければと思います。

3点目の質問にお答えします。

西1丁目の宅地分譲のホームページへの掲載についてですが、議員がおっしゃるとおり、販売の方針が決まった段階で掲載という考え方もあるかもしれませんが、問い合わせをいただいても何も答えられない状況では周知をするべきではないと考えておりました。しかしながら、3月議会の頃には9月分譲開始予定と決まっており、新聞広告を出しておりますので、そのタイミングでホームページにも併せて掲載することは可能であったと思います。5月下旬には土地管理委員会も終わり、本会議で議員の皆様に分譲事業についてご説明させていただきましたので、分譲の条件が確定しましたら速やかにホームページを更新し、情報提供いたします。

4点目の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、現在の情報化社会において、スマートフォンやパソコンで閲覧できるホームページの重要性は増しており、村においてもホームページのみならず、LINEやインスタグラムといったSNS等も活用しながら、デジタルによる情報発信を行っております。こうした中、情報発信力を強化するため、令和4年にホームページをリニューアルし、アクセシビリティ等の向上を図りました。

また、各課で更新を行うよう運用を変更したことで、スピーディーかつタイムリーな情報発信が可能となりました。しかし、議員ご指摘のとおり、課によって情報発信の頻度やホームページの活用に対する意識に差があることや、一部の利用者からは見にくいといった意見があるなど、改善が必要な点があるのも事実です。これらの課題に対応するため、職員1人ひとりのスキルの向上に取り組むとともに、興味を持ってもらえるようなホームページのレイアウトに努めてまいります。また企画と情報発信を別々ではなく、一体のものと捉えて事業を行うよう庁内で意識を共有するとともに、事業の目的や対象者に応じて、広報や各種SNSなど他の媒体も活用し、より効果的な情報発信に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

非常にポジティブな回答をいただきありがとうございます。私ですね、この質問の題目と言ったら変ですけど、積極的なホームページの展開を図る体制づくりというふうなことにあえてしたのは、もしホームページを頻繁にアップデートするとかそういった部分

で、現在の職員の体制だと職員の方々の負担が非常に大きくなるのではないかなと、そういう部分をやはり危惧した気持ちが一番あって、今の体制で仕事量が増えるだけになってしまったらやはり職員の人の負担がかかるし、負担が急に偏ってしまうとか、そういう部分が非常に心配ですので、そこら辺の体制づくりという部分についてはどのようにお考えかということと、自然エネルギー100%とかをホームページに載せていただけるという話ですが、いつ頃を考えているか、その2点について伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質にお答えします。まず脱炭素関連と地域おこし協力隊に関してですが、議員の質問がありましてから急遽作成し、現在ホームページ上で掲載されております。3日前ぐらいからですか。

村ではそういう意味では、情報はいろいろ写真も含め各部署で持っているのですが、それをうまくホームページ上にアップすることが滞っていたような状況でして、先ほども話をしましたように、ホームページをリニューアルした折には、各課でホームページを更新できるような状況になっていますので、引き続き職員それぞれが研修会を開くなど、そうした技術を身につけて負担感のないような形で更新ができるようにしたり、そもそものホームページに掲載することの意義というかそういう意識を、議員がおっしゃったように、村民だけではなく村外の人も見ているということも含めて、職員の意識改革にも取り組んでいければと思います。

また今度、地域おこし協力隊も来て、直接ホームページということではないのですが、情報発信をより強化するために、まず頑張ってくださいことになっていますので、SNSを含め、村のホームページでもこうしたらいいとか色々ご意見もいただきながら、より伝わりやすい形で情報発信できたらと思います。

いずれますます、議員まさにおっしゃるように、ホームページやそしてSNSの閲覧というのは増えてくると思いますので、タイムリーな情報発信をホームページを通じて行えるようしっかり取り組んでいきますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【10番：大井圭吾議員】

ありません。

【議長：丹野敏彦】

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時56分)

(午後 1 時30分)

再開いたします。

2 番の質問に移ってください。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

はい。それでは2つ目の質問にいきたいと思います。ふるさと納税のお米の返礼品について伺いたいと思います。

昨年は令和のコメ騒動と騒がれた中、米を返礼品として扱う全国のかかなりの自治体が、ふるさと納税の受付を停止する状態となり、村でも一時停止せざるを得なかったと伺っております。本年でも既に秋田県内の一部の自治体が返礼品の応募に対応できない可能性があるため、米の受付の停止を決めたとの報道が新聞などでされていました。

そこで村では現在、お米の受付を停止していないことを前提に、この機会に伺いたいと思いますが、ふるさと納税の米の返礼品については、村の事業者とどのような取り決めで対応し、本年においては、受付を中止せざるを得なくなる心配はないのかについてご説明いただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

10番、大井議員の質問にお答えします。

昨年は米価高騰の状況を受け、本村においても定期便コースなど、ふるさと納税の受け付けを一部停止したところであります。

ふるさと納税の方針については、事業者と随時連絡を取り、決めているところであり、米の返礼品に関する対応については、各事業者が在庫状況等によって受付をするか、停止するか、判断を行っております。現在、米の返礼品として登録している事業者は10社ありますが、このうち9社が返礼品として提供できる米の在庫不足により、寄付の受け付けを停止している状況となっております。

このような状況は、新米の価格と令和7年産米の状況に見通しがつくまでは続くものと考えられます。なお、米の在庫が不足している状況ではありますが、今年度のふるさと納税の寄附金額は昨年同時期と比較して300万円の増となっております。村のふるさと納税返礼品の主軸は米ですが、米以外の返礼品にも注目が集まるよう、引き続き取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

対応している業者が10社あって、9社が既に今年の分は出せないということで、1社のみが残っているということなのですが、1社というと大体想像がつくのですが、そこは新米が出るまでは対応できる見込みと考えてよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

大井議員の再質問にお答えします。

今のところ、まず大丈夫だということで伺っています。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10番：大井圭吾議員】

ピンチをチャンスにしていきたいということで、大変だと思いますが、頑張りたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

【議長：丹野敏彦】

次に、7番、齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

7番、齋藤牧人でございます。通告に従い、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、大潟村の情報発信者入村事業についてでございます。大潟村の情報発信者入村事業につきましては、近年は新規の住民もなく、また現在の住民も高齢になりつつあると承知しております。様々な技能を持つ有為な人材の移住を促進するという制度を否定するものではありませんが、現行の募集事項では住区を埋めることは難しいと思われる、住民の減少により、住区が存続できない恐れがあると考えております。

現在の状況に照らせば、情報発信者の募集と情報発信者住区は必ずしも結びついている必要はなく、以下のように分けて考えてはよろしいのではないかと考えております。

まず1点目ですが情報発信者の条件を見直すということについてであります。近年は情報発信の技術が大きく変わりまして、特別な技能がなくとも誰でもインターネット経由の情報発信が可能となっております。また、リモートワークをはじめとする場所を選ばないビジネス活動も登場してきております。

村に対して有益な活動することを前提に、居住に対して優遇措置をするのであれば、移住に対して審査が伴い、かつ自宅を有する資本が必要となる現在の条件は厳しいように感じます。逆に、移住定住促進住宅の優先的な使用といった、気軽にすぐ移住できるような

仕組み、もしくは、以前、総務の方からもお伺いしましたが、北1丁目の方の取り壊し予定の村営住宅等をビジネス用途に安価に貸し出すといった策が有効ではないかというふうに考えております。情報発信者の条件を、現在の移住定住促進施策及び産業振興施策と整合する形で整理してはどうでしょうか。

2点目でございますが、情報発信者住区の新たな活用でございます。

情報発信者の住区は非常に別荘地然とした景観を有しておりまして、大きな魅力となっております。これを生かすため、例えば北海道東川町のグリーンビレッジのように、住区内における住居の外観あるいは庭、樹木の種類等に制限を設け、これに賛同する移住希望者に分譲することで、非常に良い景観を維持していく。大潟村の住区としての魅力を高める中心地にするなど、現在の環境を生かした上で、新たな移住定住者を増やす策に転換していくことを検討されてはどうでしょうか。

以上、2点について村長のお考えをお伺いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

7番、齋藤議員の質問にお答えします。

情報発信者制度は、多様な分野で自身の専門性を活かしながら本村で活躍していただき、地域の活性化を図ることを目的としています。本制度において大潟村に移住していただいた方々には、得意分野を通じて地域コミュニティの中でご活躍いただいております、感謝しているところです。

一方で、齋藤議員のおっしゃるとおり、近年は新規の申請がなく、制度を見直す必要性を感じているところです。これまでも情報発信者の方々と意見交換を重ね、店舗兼住宅を認めるなど見直しを図ってきております。また齋藤議員のおっしゃるとおり魅力的な土地でありますので、村の自然環境と調和した住宅などとしても活用が見込めるのではないかと考えており、今後も検討を重ねてまいります。

見直しにあたっては、情報発信者として移住していただいた方々のご意見も伺い、第3期大潟村総合村づくり計画の中で移住定住施策も含めて方向性を検討していきたいと考えております。

どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

現在、見直しの方を進めておりまして、第3期内の方でも検討していくということを承

知いたしました。

先ほど発言の中で、店舗兼住宅を認めるというふうにおっしゃっておいりました。これは既に現行の制度内で認めているという理解でよろしいでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再質にお答えします。

店舗兼住宅のあり方については既に見直しを図っているところではありますが、先ほど述べたように、改定はしたもののなかなかうまく伝わっていない部分もあるのか、申請がない状況でありますので、引き続き内容を精査しながらより良い活用については検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

私も移住するにあたりましてこの制度の方を調べたことがありまして、やはり非常にきれいな土地に居住して一定年数が過ぎればもらえるというのは非常に大きな魅力でありましたが、やはり周りの、すでに入村されている方の条件をみてみますと、かなり大きな貢献をされている方といいますか、水上スキーですとか、そういった非常に珍しいスキル等を持った方がお住まいであるということを見て、ちょっと自分たちは難しいかなというふうに断念した経緯はあります。ただその後いろいろ、この村に住んでみたら、私とか妻の方も活動をしてですね、僕はブラジリアン柔術のジムを開いておりますし、妻の方も新たな事業をしようとしていますので、そういった形で村に入ってからはいろいろ新たなことをしていくというケースもあるかなというふうに思いますので、ぜひ広くですね、まずは住ませてみて活動していくということもありますので、その辺を踏まえてぜひこの制度の方を新たに検討していただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齋藤議員の再々質にお答えします。

今、議員がおっしゃったように、この制度は今までどういう活動をしてきたかを評価してそれに重点を置いているようなところがあって、これから何をするかという部分がどちらかというと、評価としては今までに重点を置いた形になっていたところも少し見直す必要があろうかなとも私も感じているところです。ただいずれ、今まで住まわれている方は本当によく活動していただいて、自分の得意分野以外でも広く村民のコミュニティに入っ

てきて頑張られていますので、それはそれとして本当に評価していきたいと思っております。

また先ほども話をしているように、非常に魅力的な土地でありますので、関心を寄せる人は多くいるのかなとも感じています。どのような形でその土地に住んでいただいて、また活躍してもらうか、そういうことも含めて、今後制度の見直しを図っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

2つめの質問でございますが、村のDX化促進の方針とDXフェローの活用についてでございます。

大潟村では昨年10月29日に村内の行政のデジタル化を推進するため、専門的知識、経験等に基づく支援・助言を行う大潟村DXフェローとして、陣内裕樹氏及び小出泰久氏の2人に委嘱状を交付しております。

大潟村では、個別には学校授業のIT化ですとか、こども園の登園状況確認などなどいろんな面ですね、個別にDX化を進めていることは承知しておりますが、大きくDX化を推進する目的や方針、優先的に解消すべき課題等が全体としては明確になっていないように感じられます。今後のDX推進の方向性について村長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、DXフェローをどのように活用しているのか併せてお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

7番、齋藤議員の質問にお答えします。

DXについては、国の計画に従って全国的に進められているところですが、村においては基幹業務の標準化が大きなところとなります。これは電算システム共同事業組合が主体となって進めており、国の定める期限に間に合うよう、計画的に進めているところです。

それ以外については、現状では各業務において、それぞれのニーズ・課題に従ってデジタル化を進めており、導入前には担当課である総務企画課との連携・調整を行い、情報共有をしています。

今年度においては、こども園の登園状況の電子化を8月に、業務環境改善のためのインターネット環境仮想化を10月に、それぞれ運用開始することを予定しているほか、生成AIの業務利用や書かない窓口について先進地の視察研修を予定しています。

また、令和8年度に向けてデジタル関連事業の整理を行うこととしており、9月頃を目

処に庁内で実施済・実施予定のデジタル関連事業を洗い出し、その中で優先的に解消すべき課題についても整理してDXの方向性について方針をまとめたいと考えております。

現時点では国の指針に沿って、

- ①村民の暮らしを便利にするもの
- ②役場機能を効率化するもの
- ③地域の活性化につながるもの

の3つの視点で、必要なタイミングで必要なデジタル化事業を実施していくことを想定しています。

DXフェローの活用については、小出さんは教育DXが専門であり、1月末に村へ来ていただき、学校管理、学習環境について最新の状況を踏まえたアドバイスをいただいたところであり、6月24日にも再度来ていただく予定であります。また5月13、14日に行われた全国町村教育長会議に三浦教育長が参加した際に、小出さんの勤務先であるGoogle本社において、教育のデジタル化等について他県の教育長と情報交換を行う貴重な機会を得ることができました。他にも、夏休みに行う教員のDXスキルアップ研修の講師をGoogleより派遣していただくことや、8月23日のGoogle for Education主催の全国教育長サミットに、教育長が参加することなどが決まっております。

また、陳内さんは村のDX方針についてのご意見・ご指導をいただくほか、参考になる事例の紹介も今後お願いしたいと考えております。

DXの進歩は早く、DXフェローから必要な情報を提供していただき、村のDX化を進めてまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

【7番：齋藤牧人議員】

ただいま村長の方から3点ですね、その方向性について大きくお伺いをいたしました。村民の利便性、行政の方の効率化、地域の活性化と、いずれも大事だと思っております。私個人としましては、今、フェローの活用方、教育の方が大きくございましたので行政の効率化という面について非常に興味のあるところでもありますし、今後の人口減少、多くの方も指摘されていますように人口減少等でですね、行政の方の人的資源もなかなか確保が難しくなる点を踏まえたと、ここの効率化というのは非常に大きなポイントになってくるかと思えます。この辺もやはりDXフェローの方を利用されるかどうかということについて、もし方針があれば教えていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

今後のDXフェローの活用についてということですが、先ほどお話ししたように、教育に関する部分ではかなり具体的に小出さんからご支援をいただいて、いろいろな機会を設けているところです。それ以外の役場機能に関する部分では、現在、役場内で今、全体の洗い出しをしている状況でして、そうしたことを一通り整理して今後の村としてのDXの方向性をまとめたいと考えて、その折に陣内さんからご意見を伺い、またその方向性に沿った視察なり研修先なども紹介していただければなと思っております。

いずれ本当にこのDXの進み方が非常に早い状況でもあります。そうした中で、より良い選択ができるよう、DXフェローのお二人から得る情報というのは非常に貴重なものだと思いますし、そのためにもまず自分たちの考えをひとつ整理した上で、お話をしていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番：齋藤牧人議員】

ありません。以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。通告に従い2点質問させていただきます。

1点目、農業者以外への自主研修支援の実施をということで質問させていただきます。

村では農業研修支援事業について、様々な支援策の中で、農業自主研修支援を行っており、村内に居住する50歳未満の農業者が、自らテーマを設定し行う研修に係る経費に対し、補助率3分の1以内、上限10万円の補助を行っています。農家が自らテーマを設定し、研修先などを決める自主性を育む形の研修への支援は、研修自体の成果のみならず、自ら研修を立案すること自体も経営者としての資質を向上させる上で重要であり、非常に有意義な支援事業であると考えます。

村の基幹産業は農業であり、その担い手となる農業経営者の資質向上は非常に重要であることから、本事業が多くの農業者に利用され、大潟村の農業の更なる発展に寄与することを期待したいと思います。

しかし、将来的には農家戸数の減少も見込まれること、また地域内の多様性を高める意味でも、地域や自治体を維持していく上では、農業の振興だけでなく、農業以外の産業の振興・育成も村にとって非常に重要な課題であると思います。従って、農業に限らず他の産業に従事する村民、また新たに村内での起業などを検討している村民に対しても、現在従事している仕事に関連する研修、もしくは今後村内で起業を考えている場合には、その

起業分野に関する研修に対して、農業自主研修支援同様に自主的な研修費用の一部調整などを行ってはどうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

平成28年より実施している大潟村農業研修支援事業は、新しい部門の開始や新技術の導入など農業の新たな活動領域を広げ、農業経営展開に必要な実践技術と知識習得を見つけてもらうことを目的としており、毎年度、数名の農業者が活用しております。黒瀬議員がおっしゃるとおり、村としても農業の振興だけでなく、農業以外の産業の振興・育成も非常に重要な課題であると認識しておりますので、今後、大潟村の魅力を生かした新たな産業創出に向けた活動をしていただくためにも、当研修制度の拡充を検討してまいります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。前向きな回答をいただいて、大変嬉しく思います。

今後検討していただけるということで、他の産業にもということですが、そういった形でいくとやはり起業なども視野に入ってくるかなというふうに思うのですが、そこあたり特にもちろん自己負担もあるのですが、そういった意味でいくと、例えば大学生なんかも村内に居住しているのでそこ辺りも対象にさせていただいて、その方々が村内で新しい事業をやっていただくというのは非常にいいことなのではないかと思うのですが、そこ辺り、大学生等も対象に検討していただけるのか。また、具体的にそこは大学生に限らずですね、農業以外の分野を対象にしていく上で、条件等、何か今現状でお考えのところがあれば教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

今の段階では具体的にまだ何も決まっていない状況ではあるのですが、村でも新たに事業を始められる、農業以外の事業を始められる方が複数いますし、また、これから何を新しいことに取り組みたいということもあろうかと思っておりますので、ただ今やはり村に住んでいることが1つの条件にはならざるを得ないかなとは思っておりますので、将来的に村に来て何かやりたいという場合でも、やはり実際住んでいないと支援のありようがちょっと難しい

部分も出てきますので、また大学生についてこういったあり方ができるかというのはまた検討もしていきたいと思います。

まだ確定ではないのですが、村での大学生のいろいろな調査研究は地域学という分野で行われていて、結構入り込んでやっていただいているものもありますし、これからですが、村で協力し合いながら、県立大の方に講座を設けるというようなことも今後検討していきたいと思っていて、今まで以上に大学と村の連携や、学生が村に関心を寄せるようなことに繋げていければとも思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。

2つ目の質問に移らせていただきます。

移住定住促進に向けた働く場の確保や産業振興策はということで質問させていただきます。

今年度新たに村出身の学生などへの仕送り送料を負担する「きずな定期便事業」及び村外の学校に通う児童生徒が大潟小中学校へ短期間通う「大潟村教育留学事業」が開始されました。いずれの事業も、村出身者が大潟村との関係性を今まで以上に深めてもらうことを目的と聞いており、一旦大潟村を出た村出身者が将来的に村にUターンしてもらうことへのきっかけになることも期待したいと思います。

移住定住支援は様々な自治体で多くの事業が行われていますが、元々地域と関係性の少ない人を対象とする場合のハードルは高く、またターゲット層が幅広いと支援策も絞りにくい状況があります。従って、今回のように村出身者などターゲットを絞った形での移住定住促進は、支援策なども具体的に検討しやすく、効果も高くなることが期待できます。今回のUターンを目指すことに限らずですが、今後も移住定住に関してはターゲットを絞る形での事業をぜひ行っていただきたいと思います。

さてその上でUターンや移住定住を考えた場合、現状大潟村において不足しているかつ移住を行う上で重要なのは、多様な働く場であると考えています。実家が農家であれば農業後継者という選択肢となるでしょうが、農家出身ではない場合、もしくは農家であっても他に既に兄弟など後継者がいる場合に、働く場をどうするのかというのがネックになってきます。そのため、ぜひ移住者の働く場の確保という観点から企業誘致や起業支援を検討していただきたいと思います。

そこで質問ですが、1点目、今回きずな定期便や短期教育留学など新たな事業も開始しましたが、Uターンの促進という点に関しては、農業後継者以外についても積極的に取り組みたいというお考えでしょうか。

また２点目、大潟村の人口減少への対策や地域の活性化を考える上では、私としては、農業後継者以外のＵターンや移住定住も考える必要があると思っています。そのためには地域内または周辺に働く場が必要となってきます。既に村内にも複数の企業はありますが、業種職種も限られることから、これからの移住者のニーズに応え、移住を増やすために、さらに幅広い業種の企業誘致を進めることや、移住者が移住した上で、村内で起業するための支援の充実、あるいは今いる住民などが移住者を雇用できるような事業を村内につくるための起業支援など、村内及び周辺に働く場をつくっていくことが大事ではないかと思っています。

また、村外ではあるけれども周辺の事業所に通うために大潟村に住み、ということも考えられ、村として周辺の仕事を斡旋するための仕組みづくりなども考えられるかと思います。その点、移住者の働く場についてどのようにお考えで、その点の課題を解決する上で何か具体的な施策、事業などを考えているのかをお教えてください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

４番、黒瀬議員の質問にお答えします。

村では、移住定住の促進のため首都圏での移住フェア等にも参加していますが、相談者との面談の際には、黒瀬議員のおっしゃるとおり、働く場がネックになっています。リモートワークや近隣市町の職場への出勤なども可能性としてはあると思いますが、移住地として働く場の確保は重要な選択肢の１つです。村内企業等においても村外はもちろん、県外からの社員採用もあり、村内の居住を求めるケースもあります。こうした現状を移住定住の好循環に繋げられるよう、移住定住フェア等に村内企業等と連携して取り組んでいくことも検討していきたいと思っています。

村への移住定住に際し、農業以外の職業が選択できることや、新規就農含め農業という選択も可能な環境を整えることが大切だと考えております。

２つ目の質問にお答えします。

雇用機会の増加が移住に繋がり、また移住者が起業し雇用を創出しさらに移住者を増やすなど、相乗効果に繋がる移住定住と雇用創出を総合的に進めていく必要があると考えております。雇用創出の取り組みとして、村では県等と連携し企業誘致活動を行っているほか、起業を目指している方への補助事業を行っております。少しずつではありますが村内でも起業や事業継承が進められており、来月には旧観光物産振興公社事務所の跡地に新たな農産物加工事業者が、中央地区にはカフェを併設した宿泊施設がオープンする予定で、新規雇用の募集も始まっているところです。

また、西１丁目３番地の宅地分譲地は、店舗付き住宅用地としての購入も可能とすることで移住と合わせて起業できるような要件とする予定です。先ほど申しました情報発信者

住宅においても店舗付き住宅の活用ができるように改正をしているところです。

移住定住そして多様な働き方の促進を目指し、議員がおっしゃるよう、ターゲットを絞って情報提供と、国県の有効な事業活用により村も支援を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

先ほど回答にもありましたとおり、リモートですとか近隣で働く場をというのもひとつある、ただやはり地域内で働く場を確保していくことが重要だというのは、まさにそのとおりでして、もちろん周辺できちんといい場所が見つかって働けるのもひとつなのですけど、やはりそうなってくると、なぜ大潟村に住むんだというところの、やはりその強みをもう少し、逆にその生活面で出していかなければいけなくなってしまうので、ぜひ村内、地域内に働く場が増えればいいなというふうに思っております。

その中でですね、私の質問にも書かせていただいたのですが、やはり移住して起業するという部分に関してはですね、もちろん何かしらもうしっかり計画があつてというのはひとつあるのですが、やはり住む場所も移住してきて、働くことも新規に始めるといってやはり両方ともハードルが高い部分というのは出てくると思うので、そういった形でやられる方もいらっしゃるのしょうけれども、やはり、移住というところに1つのハードルがある以上、働く場というのはある程度安定したものがあつた方がひとつあり得るのかなという意味では、やはりその自分で起業だけではなくて、ここで働く場というのをつくるのが必要なのではないかと思いますので、そういった意味で、今既に住んでいる方々ですとか、ここで新しい事業が生まれてそこに働く場ができてくるのは非常にいいことだなというふうに思っております。

その上でですが、1点お伺いしたいのですが、いつもなかなか立地も含めて難しい部分はあると思うのですが、その企業誘致という話になるとですね、県と連携しての企業誘致というお話になってくるのですが、なかなかそこから具体的なところが進みにくいのかなというふうに考えておりまして、今回、移住定住に関してはUターンというところにターゲットを絞って事業を始められていますけれども、企業誘致に関して、ここももう少しターゲットを絞った形でというか、積極的な形でやっていく上ではそういった形も必要なのではないかなと思うのですが、今現状どのような形で具体的に進められているのか、また村としてどういった業種ですとかをターゲットとしているのか、具体的な内容がありましたら、ぜひお聞かせいただければというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず村でも働く場ということでは、今昼間人口、昼間の人口は120%ぐらい、2割ぐらい多い状況でして、村内には、農業の村というイメージはあるのですが意外と働く場が多く、村外から通われている方がまず2割ぐらい村内人口を増やしている状況にあります。そういう意味では、いろんな企業が今人手不足感もありますので働く人を求めていますし、村内農家においても法人化して、事業拡大する中で雇用を増やすというようなことも見受けられますので、そういう意味では今後ますますそういう傾向が強まっていくのかなと。

またそれと合わせて、村としても企業誘致の用地を確保していますので、そこへの誘致活動はしているところです。村としては食品加工が今集積していますので、食品加工に関わる業者または農業に関わる業者に活用していただければということで進めていまして、ちょっと名前は挙げられませんが、今農業に関わる企業が誘致用地に事業所を設けることで話を進めているところです。引き続きまだ空きの区画がありますので、食品加工や農業に関わるような事業者に来ていただければと思っております。

また、もしそれが全部埋まった場合、さらにそのエリアには空きの用地がありますので、新たな企業誘致用地の開発ということも、今後埋まった場合ですが、検討をしていければとも思います。

考え方としては今言ったように、食品加工や村農業と関わりのあるような、そうした企業に来ていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。

もう1点、企業誘致に関連してお伺いしたいと思うのですが、今、食品加工ですか、農業に関わる分野ということと、あと企業誘致の西4丁目のところが整備されていて、今のお話ですと、そこが埋まってもまだ他を広げていくというお話で期待したいと思うのですが、あそこに関して言うと、事業用地なのですから工場ですとかそういったイメージの用途になってくるかなと思うのですが、どうしても地域性だったりともありまして、先ほど昼間の人口が多くてですね、働く場としてはいろいろあるというお話もされていましたが、どうしても業種・職種が比較的偏ってくるのかなということもありまして、そういった意味ではですね、工場ですとかそういったところもいいのですが、そういったところ以外の、例えば事業所として事務所としての拠点ですと

か、そういった考え方というのは何かお考えであったりするものでしょうか。工場以外の
という視点ですね、何か考えられるものはないのかなと思ったりしたもので、どうして
もいろんな方に移住していただくとなってくると、自分のやりたい仕事というか、そうい
ったところでいくといろんな職種が出てくるかなと思いますので、そういったところは何
かお考えがあるか、お聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

大きな工場以外のいろいろな活用というか、起業も含め事業所や事務所としてというこ
とですが、先ほど来話をしている新しい分譲地においても、店舗付き住宅というのはまず
事業所でも事務所でもいいし、また情報発信者のところもそういう考えでもいいというよ
うなことにしております。さらに今年度から北の村営住宅を一部、村営住宅から外した部
分においては、そうした事務所としての活用も今後視野に入れて募集なりそういったこと
も呼び掛けていきたいなと思っております。いずれ今度の西の分譲もかなり区画が広いと
ころもあるので、そういったところを活用してもらえればなと、逆に期待もあるところで
ありますので、そうした情報の発信には努めながらできるだけ有効に活用してもらえるよ
う、またそうした相談があったときには丁寧に相談に乗って、村に移住なり、村での起業
に繋がるように対応できればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【4番：黒瀬友基議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から2点質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず1点目、災害時の避難所の生活環境はということで、近年、我が国では大規模災害、
豪雨や地震などが各地で発生し、その被害も甚大で、自治体が開設する避難所の避難期間
も長期化している状況です。従って、しばらくの間そこでの生活を余儀なくされる住民が、
できるだけ無理なく負担なく生活できる環境づくりが必要であると考えます。

人道支援の国際基準として「スフィア基準」というものがあり、日本でも2016年に内閣
府が避難所運営ガイドラインでスフィア基準を参考にすべき国際基準として取り上げ、同
年に熊本地震が発生したことで注目されました。

しかし、2024年1月の能登半島地震では、各避難所で雑魚寝が余儀なくされるなど、ス

フィア基準を満たさない環境が見受けられ、各方面から被災者が安全に安心して過ごせる避難所の必要性の指摘の声が上がっていきました。政府はこれを受けて、令和6年12月13日に自治体向けの避難所に関する取り組み指針とガイドラインの改定を行いました。

本村においても、災害時の避難所設置は想定済みではありますが、その生活環境はどのように想定しているのでしょうか。例えば、スフィア基準の基本指標として、飲料水と衛生的な生活に必要な水の平均量を1人1日最低15リットル、最大利用者数を蛇口1つにつき250人としています。また、トイレについては20人につき最低1つ設置、男女比は1対3が必要とされています。避難所及び避難先の住居では、1人当たりのスペースは最低3.5平方メートル確保することを基本指標の1つとして挙げています。これに対する当局の想定する対応をお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

6番、菅原議員の質問にお答えします。

災害発生時の避難所設置とその運営については、大潟村地域防災計画と大潟村指定避難所開設・運営マニュアルに定めております。

大潟村地域防災計画では、男女ニーズの違いなど男女双方の視点に配慮することや、仮設トイレ及び入浴設備など、避難生活を送るために必要な水、食料や設備等を確保することを定めております。また、大潟村指定避難所開設・運営マニュアルでは、避難者に対し、食料や飲料水、寝具等の提供を行うとともに、避難者1人当たり2～3平方メートルを目安として居住スペースを振り分けることを定めています。災害発生時には、これらの計画に則り、避難所を開設し、パーティションや食料品、衛生用品など避難生活に必要な物資を搬入し、避難者の生活支援を行います。また、物資の不足が見込まれる場合は、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」や「災害時に必要な物資の供給に関する協定」等に基づき、県や県内市町村、村内事業者等から支援を受けることを想定しております。

一方、内閣府は能登半島地震における災害対応を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定しました。これらの指針・ガイドラインは、避難所の開設と運営に関する基本方針を定めたものであり、災害時の人道支援活動の最低限の基準であるスフィア基準を踏まえたものとなっております。

本村の地域防災計画は令和3年3月に改定され、また、指定避難所設置・運営マニュアルは平成30年3月に定めたものであり、国が今回新たに示した指針・ガイドラインが反映されておられません。例えば、避難所生活で必要となるトイレの具体的な確保・管理手順や、

入浴や洗濯を行うための具体的方法が定められておりません。水供給については、避難所の蛇口数は足りていますが、被災時や断水時の水供給の手順を具体的に定めておりません。

なお、村では、昨年度に1,000立方メートルの配水池を浄水場内に新たに整備し、断水時には配水池から直接水を供給できるよう、専用の給水栓を設けております。また、生活空間の確保については、避難所の収容人数が今回の国の指針に準じていません。

村の防災関係の計画等は地域防災計画、業務継続計画、国民保護計画など多数あり、相互に関連していることから、現在、国が示す指針・ガイドラインに現在の計画等がどの程度適合し、どの部分を改定する必要があるか、分析する作業を行っているところです。その作業を踏まえ、今後計画等に反映させ、負担なく避難所生活ができるような運営を目指していきたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

ありがとうございます。今村長がお話ししたとおり、確かに今回の国の改定で、ガイドライン指針の改定になかなか具体的にはマッチしていない部分があるということなので、今分析最中だということで、これもですね、やはり去年の12月13日にまず指針が改定されて、いずれ分析も確かに大事なのですけれど、災害の緊急時の対応ということなので、やはりスピード感が必要だと思うので、本来、当初予算の中でも使えるものは使った方がよかったのかなという感じがするのですよ。例えば、この避難所生活の中で、今回の改定で一番大事なことは、トイレ、キッチン、ベッド、TKBと言われているものらしいのですよね。その中でも一番、今回トイレのガイドラインが大きく変わって、まず大潟村は非常に災害に強いというか、災害が起きにくい地域ではあったのですけれど、例えば豪雨災害だとか土砂災害だとか、幸いにして河川もそんなにないいし、山もないし、ただ地震というのは全国どこでもあります。まず日本全国どこでもあります。そういう中でそういうふうな大きな災害があった場合に、まず最初にインフラが止まります。そうすると確かに飲み水も大事なのですけれどやはりちょっと言葉が適切ではないかもしれません。やはり普段のトイレ、これは避難者にとってとても非常にストレスがあることだと、調べたら過去の大きな災害のときでも、阪神大震災から始まって、直近では能登半島地震ということで、非常にその間のトイレのやり方そういうふうな具体的なものもちょっと細かいことなのですけれど、ただこれは一番大事なことで、例えば携帯用トイレの備蓄、これについては想定の数値というものがある程度出ると思うのですよ。みんなが被災して要はインフラが止まるのだから皆さん使えないはずなので、そういうものをまず、最初に困りそうなものを予算化していくと、まず備品を揃えていくのが1つの手だったのではないのかと、

今回いろいろ調べてみたらそういうふうなことがあったので、ぜひあの分析は分析で確かに大事だと思うのですが、それは今回の村の防災計画だとかいろんな形の整合性とかその辺の話が多いと思うので、実際に避難所とか災害時のもので必要なもの、本当にそのリストアップというのは、早急にしなければいけないことだと思うのでそれについてぜひ対応していただきたいと。

あと村の中でも、避難所は確かに指定されています。小学校、中学校あとルーラル、体育館でしたか、いずれにしろ、そこで収容人数も計画の中では書いてありますけれど、小学校、中学校、湯の湯、サンルーラルで、この収容人数についても本当に快適にそこで過ごせる収容人数で計算しているのか。そこも洗い直してもらった方がよろしいかと思うのですよ。いずれにしろ、村民全員がそういうときに避難所に来るということはなかなか考えにくいですが、ただ今現在想定できる、想定する、避難所を利用するであろうという人数の中で、本当に快適にそこで長期間、ある程度長期間になりますよね、過ごせる人数、そういうふうなものも計画の中にはとりあえず今入っていますけれど、これが果たしてそうなのかということも併せてちょっと検討していただきたいというふうに思います。ですのでまず物の確保と、あと予算措置、その辺も含めて早急をお願いしたいと思うのですが、その辺についてはどう思いますか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず今村で現在定めている防災計画の中の避難所というのは位置付けられていて、避難する人の人数もその避難所の面積に応じた形で定めているところです、避難できる人の。ただ議員がおっしゃったように、スフィア基準は1人当たり3.5平方メートルのところ、今現在村は2から3平方メートルを基準にしていますので、だいたいスフィア基準を当てると収容人数が減ることがはっきりしているというか、そうした中、今は村民体育館が避難所にはなっていませんが、今度避難所に活用できるように改修をすることになっていますので、そこが避難所になればだいぶ緩和されるのではないかなと感じています。

またトイレについては現在、簡易トイレが770個用意してあるそうです。ただ、長期間になると、やはり、マンホールトイレとか、いろいろ対策を講じる必要があると思います。残念ながら今村としてはそういうものは持っていませんが、県等から借りるというか、支援を受けることはできるのかなと思っております。

先般、秋田市を含めた中央地区の市町村長の研修がありまして、その折、五城目町の備蓄倉庫を視察に行きました。五城目町は既にマンホールトイレ等も保管してありまして、村としても、そうしたことも含め今後具体的に検討は必要かなと感じております。

そうした中でまず、今立てている計画のどこがどう合わないのかというのをやはり一度

調べる必要があると思いますので、その上でしっかり予算立てをしながら、必要な資材であつたり、設備の改修であつたり、そうしたことに取り組んでいければと思いますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まず前向きに、災害はそれこそいつ来るかわからないのですよ。ですので、確かに建物のいろんな不具合とかいろんなものについては分析が必要かもしれませんが、緊急物資については、やはりスピード感を持ってやっていかなければいけないというふうに思っています。

ちょっとトイレの話ばかりで申し訳ないのですが、簡易トイレが770個今のところあるということで、それはそれで非常にいいのですが、携帯用トイレってあるじゃないですか、小さいやつ。私、トイレのことも調べたのですが、よく車でも使っているやつでもいいと思うのですが、携帯用トイレということで、簡単に非常に持ち運び便利で、というのがあるのですよ。ですので、そういうものはそんなに高価なものではないような感じなので、こういうものはまずそのような災害が発生した初期に必ず使うものだと思いますので、そういうものはやはりいろいろ考えてみてもいいのではないかなというふうに私自身は思っています。ですので、少しでも確かに災害時、被災された方は非常にいろんな形でストレスもあってケアが必要なので、少なくともその生活に関してはそんなにストレスを和らげるような配慮というのは当然必要で、そういう中の大きな重点がトイレだというふうに私は思っていますので、ぜひその辺を早急に、分析も並行してでも結構なのですが、まずできるものはやっていくということでぜひお願いしたいというふうに思います。

あともう1つ、他の市町村との協定だとか、あと業者さんとの協定、仮設トイレも含めてですね、そういうのをやってらっしゃるというのはわかっていますが、大規模災害が起きた場合は、そこも全て被災しているのですよね。ということは、ある程度の期間、自分たちは自分たちで守らなきゃいけないということが発生しますので、ですので、災害備品というのをやはりある程度早めに、十分に、準備しなければいけないというのがやはり鉄則だと思うのですよ。ですのでそういうのも含めて、ちょっと繰り返しになって申し訳ないのですが、スピード感を持って、分析と、あと必要なものはもう予算立てて、執行していくというような、地域住民の命を守るためにやっていただければと思いますけれども、この辺についてもお話いただければ。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

まず村では、県内市町村、県が中心となって、県は県で支援物資の確保するのとあわせて、それぞれの自治体でどれだけ用意しなさいという基準を設けていまして、それに沿って村では今備蓄をしている状況でありまして、先ほど言ったように、簡易トイレとしては770個用意してあるというところでありまして、今のところ、今ある基準というのが県においては最新のものになっているところです。備蓄に関しては、そういうことではあるのですが、私も視察に行った五城目ではそうしたマンホールトイレとかそういうものは備蓄品と別の形で用意しているようになっていきますので、そうしたことも少し検討というか、勉強させていただく必要があると思っております。また、そもそも、それぞれが基準に沿った形で、まず村として今まで準備してきました。その基準の備蓄品については県が取りまとめて、ただ避難所の運営やそういったことは国の方で改定しましたので、やはりその基準に合わせる必要がありますので、やはりその調整というか、調査なりを今進めているところでして、どこがどう不具合があるのかをしっかりとした上で、不足する分を補充なり、改修が必要であれば改修していくというようなことになりますので、やはりすぐ導入ということの前に、一度、今作っている村の基準と、新しい基準の違いをしっかりと整理した上で、必要な物や設備の対策をしていきたいと思っておりますので、スピード感を持ってそうしたことも進めたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

砂利道の整備の抜本的な検討ということで、毎年のことではありますが、今年もそうなのですけれど春作業時は車両が頻繁に往来して、特に機械や資材を積載し重量があるために、砂利道がかなり傷んできています。特に今年は傷んだ砂利道への不満の声が多く聞こえました。毎年、砂利道整備の要望は議会でも出され、当局も努力して対応しているようですが、なかなか思うように改善されていない状況です。例えば重点場所の舗装や業者の人手不足による施工遅れなどについては住民対応の検討などいろんな方法を抜本的に変えていかなければ、なかなか砂利道の保守って言いますか、その辺がなかなか進まないのかなというふうに思います。

それについて、当局のお考えの方をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

6 番、菅原議員の質問にお答えします。

村道である砂利道については現在、総延長約150kmを2工区に分け、年間を通して路面補修などの管理を業者に委託しているところです。補修方法は主に、グレーダーにより路面の凸凹をならした後、必要に応じて碎石を補充して敷きならすといった方法をとっており、全路線について春と秋の農繁期前に補修を行うほか、路線の傷み具合を見て、適宜、年間を通して砂利の補充などを行い補修しております。

今年の4月から5月の天候は雨天が続き、2か月間の降水量は249.5mmであり、平年に比べ143%増でした。そのため、効果的なグレーダー補修のタイミングを見極めることが難しく、結果として砂利道全体が一斉に傷み、利用者に大変ご不便をおかけした結果となっていました。職員や委託業者による巡回や、村民からの連絡により都度補修を行いましたが、特にF地区やG地区などでは軟弱地盤であり、路線の傷みがひどく、補修作業を10回行った区間もあり、作業日数は去年の約1.3倍の36日、碎石使用量は去年の約1.6倍の2,143㎡メートルに達しました。

村では、通行量が多く傷みやすい路線は、年次計画を立て、路盤嵩上等の改良工事を行っており、損傷の軽減と耐久性向上の効果が出ています。今後も路線を選定し、改良工事に取り組むとともに、通常の保守管理においては、傷みやすい路線は重点的に現場確認を行い、補修回数や碎石の投入量を増やすなどの対策をとってまいります。

また、議員ご提案の対策については、委託業者とも協議の上で、今後実施の可否を検討し、維持管理の方法を探ってまいりたいと思います。併せて、砂利道の維持管理に有効な対策がないか情報収集も行い、利用者にご不便をお掛けしないよう維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

確かに今年の春先の天気はずっと雨ということで、その分やはり大変だったのかなというふうには思っています。

今現在もかなり荒れた所がかなりありますけれど、それについてはどうしていくのか。秋まであのままなのかというふうなこともちょっと教えてください。

あと、今後の検討なのですけど、補修時期、補修方法と補修工区数について、やはり今2工区でやってらっしゃるというお話なのですけど、例えば業者さんの人手不足だとか、あといろんな形で足りないということでしたら2工区を3工区に分ける、4工区に分

けるという感じでも考えて、要は1つのところをずっと重点的にやって他のところは全然来ないという話も出てきていますので、その辺も含めて検討していただきたいと。私も専門家ではないのでどういう方法がいいのかというのは正直言ってわかりませんが、先ほど村長がおっしゃられた、今試験的にというか、やってらっしゃることがもし実証できるのだったらその計画についても何らかの方法で村民の方にこういう感じでやる計画をしていますということでお知らせするのも1つの手なのかなというふうに思います。

あと、直接的なその解決ではないのですが、村民の方からの苦情とか要望、補修とか、道路に関してについて、対応ですね。連絡を受けてから、またしばらく何も音沙汰なくて、あれはどうなっているのだろうなど、全然あれから保守にも何も来ていないし、というような話も来ているのですよ。実際には職員の方が現場に行って、何かいろいろ段取りしたり、いろいろ検討したりしているとは思いますが、連絡をした本人は、連絡しても何もしてくれないというような思いで取られてしまう場合がありますので、その対応の仕方もうやはり考えるべきだというふうに私は思いますので、その辺についても、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

いずれにしても、もう毎年毎年、砂利道についてはそういうふうな状況なので、ここにも書いてあるとおり、重点的に毎回毎回ひどいところについてはいろいろ問題はあるかもしれませんが、そんな長い長さでなくてもいいですから、舗装も含めてね、ちょっと考えなければいけないのではないかなというふうに私自身は思っています。そういうことも含めて、これからの予定といいますか、その辺についても、お聞かせ願えればというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず村としては、村民からの苦情というか、路線のひどい所があれば見に行き行って業者に指示をしたりということに対応をしているところですが、先ほどもお話ししましたように、今年に限っては特に雨が多く、全てが一斉に傷んだような状況で、業者の方もよく対応していただいたのですが、グレーダーがあまり走りすぎて刃が減って交換が必要になってしまい、何日かその交換作業に時間を要したところもありました。主には春作業前にちゃんと均す、秋の農作業前にちゃんと均すということを基本に、それ以外は傷んでいるところの届けがあれば補修をするといったことでもありますし、それ以外に職員も見回りなどしながら状況を確認しているところです。ですので、今もまた荒れているような路線があれば、お知らせいただければ確認してグレーダーをかけたり、場合によっては砂利を敷き均したりということも行っていますので、ぜひ遠慮なく村へ連絡していただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

また傷みやすい路線については、先ほど話をしたように、そもそも、ちゃんとした改良工事、嵩上げをしたり、応急的な処置ではなくて改良工事を行っています。やはりそういう改良したところは安定した路線となっていますので、引き続き、特に痛みの激しい、傷みやすい路線を選定し、改良工事に取り組んでいきたいと思っていますので、そうしたことを継続的に行いながら、全体に砂利道の維持管理を安定的にしていくように取り組んでいきたいと思っています。また、砂利道の維持管理に有効な対策というものがあるのであれば、そうしたことも勉強していきたいと思っていますので、情報の収集に努めながら、業者と連携して対応してまいります。

また業者においても自前のローダーを、まず冬は別ですが、ずっと常駐させていつでも出動できる体制をとっていただいております。そうしたことから、さらに工区を増やして業者がそうした体制を取っていくというのはなかなか難しいところも感じますので、まず当分は今の状況での対応を基本としながらも、必要に応じて回数を多く走ってもらうということで対応をしていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

まずいろいろな手を考えて進めていっていただきたいと思いますのですが、先ほど申し上げた、これはもう今の状態でこのまま、何もないままこのままということの状態なのですか。結局、今かなり道路が荒れているのですよね。だから、まずその調査というか、例えば調査までかなり費用がかかるのでしたら、村民の方にぜひお知らせしてくださいみたいなことをやはり再度アナウンスして検討しないと、例年より道路がこの時期としては傷んでいるのです、かなり。実際うちの近くもそうですから、そういうふうなことを今現状のままで秋までというのはちょっとどうなのかなというふうには思いますので、そこも検討してみてください。まずその辺も合わせてお願いしたいのですけれど。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

私の言い方もあれだったのかもしれませんが、春と秋の農繁期前には全路線を1回均すと、それ以外、荒れているところについては随時対応するということで、今も対応しているところで、それで今現在、担当の方でもひどい路線というのは把握していて、業者と随時連絡を取りながら対策というか、砂利道の補修を進めているところですので、引き続きそうした傷んでいる路線については連絡いただければ、見に行つて対応をしっかりしてい

きますので、どうかよろしく願いいたします。

【6番：菅原史夫議員】

今現在もやっていると。

【村長：高橋浩人】

今現在もやっていて、今後もしっかり対応していきますので、よろしくお願いします。
以上です。

【6番：菅原史夫議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで、暫時休憩いたします。

(午後2時58分)

(午後3時10分)

再開いたします。

次に、5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。私から通告に従いまして2点質問いたします。

まず1点目です。広域化による子育て支援の可能性について質問いたします。

大潟村こども園では、平日の通常保育に加え、希望者への土曜保育も行っております。これに加えて近年、農繁期の農家の方々を中心に、日曜祝日の休日保育の要望が出てきているように感じております。

晩婚化が進む中で、子どもにとっての両親のみならず、祖父母の年齢も上昇傾向にあり、仕事の面でも育児の面でも祖父母世代に頼りづらいという声も聞こえてきます。また家族構成の多様化などにより、子どもを預けられる祖父母が必ずしも近隣に住んでいないという事情もあると考えられます。これは農家に限った話とは言い切れないと思います。観光業やサービス業、小売業など、休日が忙しい職業に従事する方々や、シフト制での勤務の方々など、大潟村の人口構成が多様化するにつれて、休日保育の需要が高まっていく可能性があると考えております。

今年の3月に公表されました大潟村こども計画、この中に掲載されておりました、女性の労働力率の推移のグラフを見ると、平成27年、令和2年ともに大潟村の女性の労働力率は、秋田県や国よりも高くなっています。また、平成27年よりも令和2年の方が労働力率の低下を示すいわゆるM字カーブの傾斜が緩やかになっております。大潟村は農家が多いという事情もあるかもしれませんが、要するに大潟村では家事以外でも働く女性の割合が高く、一時的に仕事を休む期間がある女性の割合が少なくなっている傾向にあると言えます。もちろん出産や育児は個人の自由ですし、生活の中での優先順位は人それぞれ違います。しかしながら、仕事と育児の両立を望む方々にとって、子育て支援の重要性が高まっ

ているように感じております。

一方で大潟こども園は村営ですし、行政としては予算を配分して職員の方々を配置するにも関わらず、一体どれだけの人が休日保育を利用するのかというような懸念があると推察いたします。子育て支援に対する表現として適切かどうかわかりませんが、事業として行う以上は費用対効果を考えないわけにはいかないと思います。

男鹿市の船越こども園で休日保育を行っているということで、男鹿市の教育委員会にその利用状況について聞いてみました。教えていただいたことは数字を含めて全て公表しても良いということでしたので、そういった前提でお話いたします。男鹿市では、脇本保育園で休日保育を行っていましたが、令和7年度より新設された船越こども園に移行して、年始の三が日以外の全ての期間で休日保育を行っております。男鹿市は大潟村の約7倍の人口ですが、休日保育の利用者について、令和7年度は2家族とのことでした。男鹿市では、子育て環境日本一を目指して、誰ひとり取り残さないという理念のもと、たとえ利用者が少なくとも需要がある限りは行うというふうにおっしゃってございました。

この数字に対していろいろな解釈ができると思います。まずはこの男鹿市の考え方、取り組みは素晴らしいと率直に思いました。しかしながら私が今回申し上げたいのは、大潟村で休日保育に取り組んだとして一体どれぐらいの利用者があるのかという懸念がもしあるとすれば、その懸念は現実のものとなり得るのではないかと思います。私は過去に度々、すぐに効果が現れなくても、未来への先行投資として休日保育を含む子育て支援を充実させるべきと発言してきました。大潟村でも男鹿市のように取り組むべきではないかという具合です。しかし今はこの国難とも言える人口減少や少子化という課題に対して、大潟村のような小さな自治体が近隣市町村と競い合うことが本当に合理的なのだろうか、そんなふうにも考えております。

井川町の齋藤町長が、出身高校の同窓会誌に寄せた文章には次のように書かれておりました。齋藤町長ご自身も子育て世代でありまして、子育て世代の方々の意見を取り入れながら様々な取り組みを行っているわけですが、次のように書かれていました。

「人口減少対策は小さい自治体でいくらやっても効果が薄く、行政が疲弊してきているのが実態」ということでした。自治体としての事情も違いますし、個々の政策がどうという話ではありません。また効果がないと書いているわけでもないのですが、印象的な表現でしたので引用いたしました。

子育てに関して困っている人は確かにいるが、小さな自治体では効率的に事業運営できるとは限らず、効果も薄い。しかし効果が薄いからといって取り組まないわけにはいかない。ではどうすればよいのでしょうか。小さな自治体同士で予算や知恵を出し合い、連携して取り組むことはできないのでしょうか。助成金や有利な資金の活用が見込めたりと事情は違うかもしれませんが、マイタウンバスの運行や清掃事務組合など、自治体間の広域連携によりスケールメリットを享受しながら事業の効率化を図る例はあります。子育て支援の

中の休日保育という点について、近隣自治体間で中間地点に拠点を設け、担当者の配置や予算拠出について連携しながら運営することはできないでしょうか。具体的には、大潟村の場合は、これは例えばの話ではありますが、男鹿市と連携して船越に休日保育の拠点を設ける、あるいは八郎潟町に共同で設けた拠点に対して湖東3町と大潟村の希望者が休日保育として子どもを預けに行くといった具合です。なお、連携となればもちろん相手がいる話ですので、今の話は地理的に考えた場合のただの一例であるということをご承知ください。

広域連携による子育て支援は、人口減少対策を大きな目標に掲げる秋田県の政策とも整合性があると考えております。

以上のことを踏まえて質問いたします。

まず1つめです。現在の大潟こども園での土曜保育の利用状況はどのようになっていますでしょうか。

2つめです。大潟村こども計画に向けた令和6年2月のアンケート結果によると、日曜祝日の利用希望者は低いと記載がありました。実際にはどのぐらいの希望があったのでしょうか。

3点目です。令和6年2月のアンケート以降、日曜休日の保育に対する問い合わせや要望はありましたでしょうか。

最後、4点目です。子育て支援の更なる充実化のため、自治体間の連携により休日保育を運営するという方法についてどのように考えますでしょうか。また連携である以上、自分たちだけで決められるわけではありませんが、もしも取り組むとした場合はどのようなことが課題になると想定されるでしょうか。

以上、お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

5番、松橋議員の質問にお答えします。

松橋議員もご承知のとおり、令和7年3月に大潟村こども計画を策定し、4月からこの計画に沿ってそれぞれの事業がスタートしております。その中で、村のこども・子育て支援のあり方について、ご関心を寄せていただき、誠にありがとうございます。

ご質問のありました件について、順にお答えさせていただきます。

1つめの、土曜日保育の利用状況はどれくらいかについてですが、大潟こども園の令和4年度から6年度の3年間の平均利用者数は1日あたり5.6人でした。そのうち季節保育期間中は19.5人、それ以外の期間は3.3人でありました。なお、これを利用率に置き換えると土曜日保育全体では7%、季節保育期間中は24.6%、それ以外の期間は4%となっております。これらのデータから、土曜日保育の利用は時期によって大きく変動し、農繁期

以外の利用は少ないと分析しております。

次に2つめの、保護者アンケート結果では日曜祝日の利用希望はどのくらいかについてですが、日曜祝日の利用希望者は回答者56名のうち、5件でございました。

次に3つめの、アンケート調査後に日曜保育等に対する問い合わせや要望はあったかについては、園に対し保護者から1件、教育委員会に対し保護者2名が連名で1件、保護者2名を含む4名が連名で1件、村民1名が教育委員会及び教育委員並びに村役場にそれぞれに対し各1回ずつ要望がありました。

次に4つめの、日曜保育を広域連携により運営することについてどのようにお考えか、また、どのような課題が想定されるかについてですが、広域連携については、既に自治体間で通常保育の広域入所制度がありますので、これに準じた形で休日保育などの特別保育を仕組み化することは可能と考えます。

また、想定される課題については、一般的な話ですがハードとソフトそれぞれ考えられます。ハード面では、実施施設の状況によって変わってきます。具体的には、実施施設の場所、新設か既存施設の活用か、あるいは拡充か、新設・拡充の場合、費用をどう負担するのか等です。ソフト面では、依頼する側、受ける側それぞれに課題が想定され、運営体制の調整と合意形成の難しさ、財源の確保と負担割合の調整、運営の一体性と地域性の確保、人材の確保と配置などの課題や、住民や保護者の理解と協力も不可欠だと考えます。

以上、4つの質問についてご説明申し上げましたが、広域連携に限らず、こども・子育て支援を考えていく上で最も大切な視点は、その施策は子どもにとって有効な施策なのかということであると考えます。その施策が、発達段階における子どもの多様なニーズに応じた支援であることが重要なポイントであります。

最後になりますが、今後のこども・子育て支援の充実については、こども家庭庁の掲げる「こどもまんなか社会の実現」を目指す姿として、引き続き保護者の意見を聞きながら進めてまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

土曜保育の利用率は必ずしも高くない、実数ではなく率として必ずしも高くないということ、それからいわゆる休日保育、要望がないことはないが、かなり少ないということは今伺いました。

私、今回の一般質問の中で、いろいろ推察をちょっとうしながら質問してしまったのですが、要するに要望がないわけではないけれどもやはり要望が少ない、割合的にも

高くないので実施に至らない、あるいは優先順位として決して高くはないというような推察をして今回の質問を組み立てた訳ですけれども、まずそういった私の推察というか理解というのは何というのでしょうか、間違っていないというか、そういった理解でいいのかどうかということをまずお伺いしたいのですけれども、お願いします。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

松橋議員が推察されているとおりだと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

そうしますと全員協議会でもお話を伺いましたとおり、いろいろな職業、保護者の方の属性、何て言うのでしょうか、認定許可の厳格化というわけでもないですけど、ちゃんと整理したりするというような課題もおっしゃられておりましたし、もちろん親の都合ではなく、子どもにとってよいかどうかということを今もおっしゃられておりましたので、いろんな観点があると思いますし、大潟村として大事にしていることというのも当然あるわけですので、休日に仕事を休めない人が子どもを預かってもらうということだけではなく、いろんな要素がこの子育て支援、あるいは子どもにとって大事なことだというふうには思っていて、そういうふうな理解の上でお伺いしたいのですけれども、そうすると先ほどの再質問のお答えを聞く限りでは、もしこの休日保育の要望というのが、今後高まってくるようなことがあれば、それは当然、現在の連携の枠組みの中で仕組みをつくることは可能であるというお答えもありましたけれど、単独でやるか広域でやるかに限らず、本当にもう要望が高まってこれはもう明らかにやった方がいいのではないか、やらなければいけないのではないのかというふうになって動き出す可能性はあるというふうに考えていいということでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再々質問にお答えします。

日曜保育と、それから3月議会にこども園の民営化についてのご質問もいただきました。その両方を含めまして、教育委員会、保育担当の方でも、そうなった場合の保育者の人数、

それからシフトのあり方、そして民営化のメリットなど、既に検討はしております。実際に教育委員会とこども園の職員も合わせて視察も一度行っています。今後も両方含めましてですね、検討させていただければと思います。もちろん保護者の要望等も、この後もお聞きしながら考えていければというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

それでは、次の質問に移ります。

2点目です。大潟村のボートに関する活動の更なる活性化に向けて質問いたします。

大潟村は国内屈指の環境の良いボートコースを有しておりまして、国内外のトップレベルのチームの方々から高い評価を得ています。このことはこれまでも述べてきたとおりです。

令和6年9月議会では、そのような環境を生かしたボート合宿の誘致活動のビジョンについて質問いたしました。そして大潟村でのボート合宿が、経済的な面でも、あるいは村民との交流など経済的な面以外、それ以外の面でも効果が上がっているということが明らかになりました。また日本代表の合宿の誘致に向けて取り組む予定であるということなどもわかりました。その後、大潟村では、部活動の地域移行やボート競技の普及という分野で地域おこし協力隊を募集しまして、この春より苅谷裕子さんが着任されました。それ以降、これまでにないスピードで大潟村におけるボートに関する活動が進んでいるように感じております。大変望ましいことだと思っております。

ただ私はそういうふうに感じておりますけれども、そのことが必ずしもボート関係者といいですか、関係者以外の村民の方々にも伝わっているかというのはちょっとわかりかねるところもありますし、あるいはそれを感じていただけたとしても、一気に物事が動いていますので、このスピード感に対する村民の戸惑いのようなものが生じないよう、またこれまで以上に村民の方々が主体性を持った形で、ボートによる村づくり、そういったものが活発になるよう、そのビジョン、何を目指していて、今何をされていて、どういう状況なのか、そういったことを村民の方々と共有していくことが大切ではないかと考えております。

以上のことを踏まえて質問いたします。

ボートによる村づくりのビジョンや進捗など、これらの情報発信について今後どのように考えておりますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

5 番、松橋議員のご質問にお答えします。

村では、以前から大潟漕艇場を活用したスポーツ振興を推進してまいりました。東京2020オリンピックのデンマークナショナルボートチーム事前合宿の受け入れをきっかけに、昨年まで2年続けてオリンピックが所属する社会人チームの合宿を誘致することができました。このように継続的にトップアスリートの合宿を誘致することで、村を国内有数のボート合宿地として定着させたいと考えております。

松橋議員の質問を3つに分けてお答えいたします。

1つめ、ビジョンについてですが、皆さんご存知のとおり、大潟漕艇場は多くの競技関係者から高い評価をいただいている村特有の地域資源であります。その強みを最大限に生かし、子どもから大人まで幅広い世代において、継続的にローイング競技に親しむことができる、生涯スポーツの1つとして定着させることを目指しています。そのうえで、以前のジュニアローイングクラブのように自発的かつ主体的な活動が生まれるような気運を醸成していきたいと考えております。

続いて、2つめの進捗状況ですが、現在、村のローイング関連の事業については、地域おこし協力隊を中心として取り組んでおります。今年度は、5月末時点において、村民向けにローイングエルゴメーターを使用したボート教室を3回実施しており、参加者は延べ14人でありました。中には大潟中学校の生徒もおり、同じ生徒が複数回参加していたとの報告を受けており、このような事業が村民のローイング競技への関心の高まりや競技人口増加の機会に繋がればと考えております。

また現在は、7月4日から始まりますパラローイング日本チーム強化合宿や、7月26日に開催予定の村民レガッタに向け、関係団体と連携し準備を進めているところであります。パラローイング日本チームの合宿は、県内外に向けて大潟漕艇場の知名度アップに繋がられるよい機会と捉えており、また、村にとってもパラスポーツへの理解や、共生社会の実現に向けた意識醸成に繋がる事業だと考えております。

続いて、3つめの情報発信ですが、先ほど説明いたしましたボート教室においては、初めてのイベント開催であったことからどの程度の参加者が見込めるのか推測が難しかったため、小中学校へチラシを配布したほか、体育館と公民館にポスターを掲示し村内で周知を図ったところでございます。今後の事業に関しましては、大潟村の広報やホームページのほかインスタグラムなど各種SNSを効果的に活用し、村内外に大潟漕艇場並びにローイング競技について発信して、関係人口の創出につなげてまいりたいと考えております。

最後に、現在策定を進めている第3期大潟村総合村づくり計画の中でも、生涯スポーツの振興において、村特有の地域資源を活かし、地域活性化に努めることを明確に位置づけていく予定であります。また事業の実施にあたっては、県ローイング協会やローイング競

技が盛んな由利本荘市との広域連携も併せて進めてまいります。さらに、子どもや若者を中心に世界で広がりを見せているeスポーツのバーチャルローイングにも取り組んでまいります。

今後はより一層、地域と連携しながらローイング競技による村づくりに取り組んでまいりますので、事業の推進や環境整備等についてもご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

生涯スポーツとしても位置づけて、地域の活性化に向けてということで、ボートが盛んな由利本荘市の話も今ありましたけれども、もうボートの街として取り組んでいる自治体はいくつかありますけれども、例えば有名な所で福井県の実浜町ですね。大潟村のサマーレガッタにあたるような町民大会へエントリーするクルー数が多すぎて、1日で終わらない、2日間やっているというようなことも聞いております。たまたまなのではけれども先日テレビでちょっとみていたら、カーリングの盛んな北海道の旧常呂町ですね、メダリストが出て大変知名度も上がっていますけれども、そもそも町民大会参加者が多くて、そもそも住民がその競技を愛して、愛好して行っている、そういう素地があって、その上でやはり広がりを見せていくのかなというふうに感じていまして、大潟村もそういったステージに上がっていくために、やはり触れてもらうこと、競技人口が増えることがすごく重要なのではないかなと思っておりまして、そんな中で中学生がまたボート競技を始めたという話を聞いておりまして、私もあまり詳しく聞いていないところなのですが、クラブチームとしてまた活動を始めたというふうに聞いておりまして、これはボートに関連する質問ということになりますが、教育委員会あるいはその村の方で目指している部活動の地域移行、村営のクラブチームに令和8年から移行ということを目指していますけれども、もうその移行ということに向けて協力隊の方を中心にクラブチームでの活動が始まったというふうに理解してよいのでしょうか。その点を質問したいと思います。

【議長：丹野敏彦】

三浦教育長。

【教育長：三浦 智】

松橋議員の再質問にお答えします。

先ほどの答弁の中で、地域おこし協力隊が今大変活動を頑張っているというような話をさせていただきました。今回、この地域おこし協力隊の方には、ローイング協議の普及、競技人口拡大ともう1点、併せて活動の地域展開についても活動をしていただくことをお

願っているところでもあります。今回応募してくださった方が、まさにローイング競技でも指導する資格も持っており、それから人脈もあり、指導もできる立場であるということもあり、さらにはちょうど中学生の中でローイング競技に興味を持った子もいたというのが重ね合わされたので、クラブ化をして現在既に組織を立ち上げ、それからクラブの規約作り等を進めて、まもなく申請をするところまで来ています。

したがって、先ほど質問にありましたように、これは部活動地域展開のひとつのクラブという形になります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

再々質問とまではいかないのですが、クラブチーム立ち上げるところまでは、そこまでも大変なのではけれども、やはり持続的に運営していくということもすごく大変だと思いますし、まして今担当されている方が一応任期付ということもありますので、その運営体制をこれからどうしていくのかというのが正に問われていると思います。サマーレガッタの大人の方もですね、クルー数が少なかったりというのがありますが、やはり少しでも村民の方々に慣れ親しんでいただけるように、私も興味関心を強く持って取り組んでいきたいと思っておりますので、更なるボート競技の普及あるいは地域活性化のために取り組んでいただきたいなというふうに思います。

答弁は結構です。

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。

1点質問いたします。

観光客や交流人口を増やすためにはということで質問いたします。

①スポーツツーリズムの振興のためには更なる宣伝やコンテンツ作りが必要では。

スポーツコミッション大潟による各種事業により幅広く村民のみならず村外からの参加も募り、活発な活動が繰り広げられていると思います。水上スキー場、ボート場、グラウンドゴルフ場、照明施設があるサッカー場、テニスコート等、スポーツ施設や総合中心地でのウォーキング等、村内でのスポーツによる観光客や交流人口をさらに増やすためには、更なる宣伝や体験のコンテンツ作りが必要ではないでしょうか。また歩道が整備されている総合中心地そして、生態系公園はウォーキングには最適です。

②景観並木や景観植物、生態系公園、南の池公園の植物等、多様な宣伝を。また、県道に写真撮影のための駐車スペースの設置等を考えられないか。

桜、菜の花は十分に認知され、海外から来た観光客もいました。ただイチョウ並木、これだけの長い距離のイチョウ並木が他にあるだろうかと思いますが、ネットで調べても、村のイチョウ並木の情報は出てきません。県のホームページでも見つかりませんでした。コスモスやひまわりロードも十分に知られているとは言えないと思います。また、コスモスロードもイチョウ並木も車を駐車して写真を撮りたいが駐車スペースがないため写真を撮ることが難しいことも、すばらしい景観があまり知られていない要因になっているのではないのでしょうか。

③村内で行っている事業を村外へも発信し、参加していただくことをさらに推進しては。広報おおがた5月号に、生態系公園ファンクラブ会員募集と市民農園オーガニックファームの参加者を募集していました。どちらも大変すばらしい企画だと思います。生態系公園ファンクラブは村内だけでなく村外の方の応募もできるとお聞きしました。市民農園オーガニックファームは村内だけの参加者とお聞きしました。市民農園は村外の方にも貸し出していますので、村外の方に向けても参加者を募集してはどうでしょうか。年間通して村に来られる方が増えることは、交流人口を増やすことに繋がると思います。

その他、これまで村民対象に行っている事業を村外にも発信し、参加していただくことも考えられるのではないのでしょうか。

④観光体験型メニュー一覧やイベント情報の一覧を。

大潟村のイベント情報をネットで調べても、桜と菜の花まつりが出てきますが、フリーマーケットやカタマルシェ等、いつどんなイベントがあるかネットで検索できると、村を訪問される方も計画が立てやすいのではないのでしょうか。

また海外からの観光客は体験型観光が人気になっています。スポーツや文化、多様な体験があると思いますが、ワールドゲームズのときにみえた外国人の皆さんが一番喜ばれたのは書道だったと記憶しています。お神輿を担ぐ、太鼓や琴の演奏、様々なことが異文化での体験となります。スポーツも体験となるでしょう。村でできる体験メニューを作り、情報の発信を行ってはいかがでしょうか。

秋田地域の体験型観光パンフレットを今回初めて見ました。村の体験メニューでは、大潟草原野鳥観察が紹介されてはいましたが、不十分ではないかと思いました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、三村議員の質問にお答えします。

スポーツを核とした交流人口の拡大については、スポーツコミッションによるバスケット

トボール教室の開催や、地域おこし協力隊と連携しローイング競技や水上スキー、相撲などの合宿、大会誘致を積極的に進めております。また、大潟村交流宿泊等誘致事業として宿泊費用を助成することで、スポーツ合宿や大会の誘致と滞在型観光の推進にも努めております。

引き続き、関係機関、関係団体と連携しながら、ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用しながら幅広く周知し、さらなるスポーツによる観光、交流人口拡大に取り組んでまいりたいと思います。

2つめの質問にお答えします。

桜と菜の花ロードをはじめ、イチョウ並木や生態系公園、南の池入植記念公園については、ホームページをはじめ観光パンフレットにも掲載するなど観光スポットのひとつとして紹介しています。ひまわりロードについては、近年、観光情報誌や観光情報サイトで取り上げられることも増えてきましたし、少しずつではありますが認知されるようになってきたと認識しております。南の池入植記念公園についても、コロナ禍のキャンプ人気の高まりでキャンプ場としての認知度も高くなっているようです。生態系公園については、今後、特に施設の管理運営の方針と合わせて周知の方法についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、イチョウ並木等の駐車スペースについては、道路と植栽場所で高低差があるため、さくらピットのような駐車帯を設けることは難しいですが、関係機関と協議し、検討してまいりたいと思います。

次に、3つめの質問にお答えします。

地域おこし協力隊が主体となって取り組んでいる、生態系公園ファンクラブ、市民農園でのオーガニックファームは、いずれも村内のみならず村外の方も対象としており、主にInstagramを活用して周知しております。オーガニックファームにはすでに、村外居住で村内事業所に勤務されている方や秋田市にお住いの家族連れも参加していると伺っており、交流人口、関係人口の拡大に繋がっている取り組みであると感じております。

村内向けや村外向けの様々なイベントや事業がありますが、その周知にあたっては、引き続き対象者やターゲットによって活用する媒体を選択し、幅広く周知してまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後、4つめの質問にお答えします。

桜と菜の花まつりや新米まつりなどの主要イベントをはじめ、地域おこし協力隊が主催しているカタマルシェなどの各種イベントについては、繰り返しになりますが、ホームページをはじめ各SNSを活用して広く周知し、具体的な内容を告知することで集客力の向上に努めております。現在、広報おおがた4月号に年間主要催事予定を掲載し、お知らせしておりますが、ホームページにおいては一覧という形での掲載は行っておりません。三村議員のおっしゃるとおり、一覧にすることでイベント情報を事前に効率的に確認すること

ができるため、満足度や認知度、集客力の向上に繋がると考えられることから、今後はホームページでの掲載について検討してまいりたいと思います。

また、体験型の観光振興についてですが、現在、県が主体となり県内各市町村で体験型コンテンツを活用した誘客促進事業を進めているほか、秋田地域振興局管内の体験型アクティビティをまとめたパンフレットを作成し、PRと誘客に努めております。これですね（パンフレットを提示）。また、村単独の取り組みとしては、今年度、村の魅力を発見、観光資源の磨き上げと検証を目的に、観光モニターツアーを実施する予定です。水上スポーツ体験や農業体験、野鳥観察といった観光コンテンツを活用し、全3回開催する予定です。参加者からのフィードバックを参考に、大潟村らしい魅力的な体験型観光ツアーの造成に取り組んでまいりたいと思います。

なお、先ほど村政報告でも触れましたが、今年度より地方応援隊として農林水産省と国土交通省の職員より、村の観光振興についてアドバイスをいただくこととしております。彼らと共に取り組んでいきますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

先ほどの、大井議員の一般質問の中でもあったように、やはりホームページを見て、自治体がどういうことをやっているかというのを調べると、大潟村の場合、なかなか何をやっているのかということが、イベントもわからない、桜と菜の花まつりは確かに何度も出てくるのですけれど、分からない状況であるなということをちょっと自分では思っていました。イベントのカレンダーに関しては、今回、押尾川部屋の相撲の合宿もあるとか、それからボートの競技もあるとか、村の中にいても、どうしてここに人が集まっているのだろうと思うと何かの大会だったりするのですよ。それがホームページを見ていてもわからないので、今ホームページにということでしたが、この千葉市のイベントカレンダーというのが千葉市のホームページにありまして（イベントカレンダーを提示）、これを見ると一覧になっていて大変わかりやすいなと思いました。何か月にもわたって決まっていることがもう既に載っているというような状況でしたので、そのようなホームページも参考にされながら載せていただければと思います。

海外からのお客様とか、それから長期滞在していただくお客様とかを考えるのですが、そういうときに体験メニューというか、大潟村の紹介というか、4月頃かな、団体でウォーキングされている皆さんを見かけたのですけれど、生態系公園前の歩道でしたけれど、三種町のウォーキングがクローズアップされて、テレビとかでも放送されていましたけれど、大潟村も本当に素晴らしいと、いつもいつも思うのですね。きれいに雑草を刈ってく

ださっているので道路脇も本当に今でも通るたびにああきれいだなと思いながらここを散歩するのは本当にいいなって、そういうところの紹介とか、例えば各種のスポーツ施設の利用状況が、教育委員会から出された大潟村の教育の資料を見ましたら、テニスコートの村外利用者がこれまで少ないときで平成22年度、27人、多いときで、令和5年度、316人だったのが、令和6年度は1737人と驚くほど増えている、これはきっと何か大会があったのかなと思って読んで、この間いただいたので、ちょっとどういうことだったのかはわからないのですが、そのように長期に滞在されるお客様にとってはそういうスポーツ施設を利用できるということがわかれば、ボートも体験してみたいとか、テニスもやってみたいとか、B&Gで泳いでみたいとか、そういういろいろなこと、こんなこともできるのかというようなそういう体験が紹介されていると、大潟村に長期に滞在してみようという気持ちにもなるのではないかとそんなふうに考えてみました。

それから連携協定を結んだ大分県の中津市の観光協会のホームページだったのですけれど、普通の一般の人でも体験できるように体験メニュー、料金表も一緒に付いていて、こういうのができますというような一覧になっていて大変わかりやすいのですよね。そういうふうにはできるかどうかはわかりませんが、そういうものがあれば、そういうことも体験しやすいのではないかと思います。

あとは、桜と菜の花ロードのところは「もしもしピット」が最初にできて、それから結構長い距離を車が停められるようになったと思うのですね。そのもしもしピットが秋田県から始まったと聞いていますので、今県道42号線の男鹿八竜線が路側帯の工事が徐々に拡張されていますので、それに合わせてもし、もしもしピットを整備していただけないか、県の方で。そうすると、もしもしピットがあると写真を撮るのはそんな長い時間でもないだろうし、そこへ停めて写真を撮ることもできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから村外への発信ですが、電話で市民農園のオーガニックファームのことを産業の方に聞きましたので、ちょっと聞き間違えたのだと思いました。すみませんでした。

今回、脱炭素に係るワークショップのお知らせが、自分が入っているグループLINEにもお知らせが来まして、その中の1人の方から、村外の方も参加できるのでしょうかというのがグループLINEで発信されて、確認してくださった方が村外の方も参加できますという答えをされていました。そういうふうに村外の方も、スポーツに限らず村で行われるいろいろな事業に参加できるのであれば、村外の方も参加できるということをお知らせしていただければ、こちらからも「そうだ、村外の興味のある友達に声かけてみたいな」とかそういうこともあると思いますので、いろいろなところで村外の方も参加できるというのお知らせをしていただければどうかなと思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず村では様々な村民向け事業や村外からの誘客に努めているところではありますが、議員ご指摘のように、しっかりと伝わっていなかったりするところも多々あるようにも自分も思いますし、引き続き情報発信のあり方や受け入れ方ということには、しっかり取り組んでいきたいと思っております。そうした中、今、地域おこし協力隊の方も来て、非常によく取り組んでいただいております。そうした中でも、先ほど来話をされているようなボート体験とか水上スキー体験とか、そういうのはどちらかというと村民向けの取り組みとして案内していきまして、村外からも来てくれという形にはまだなっていないようなところで、議員言われるように、ちょっともったいないようなところもあるので、そうした対象をもう少し検討して情報の発信にも努めていければと思います。

また、先ほど話をされたもしもしピットについてですが、桜と菜の花ロードについてももしもしピットが先に作られて、それは県の方で、その後、県の方で駐車帯を広く整備していただきました。村もお願いした経緯もありますし、八竜琴丘線についてもそうした要望を村としても行っていければと思います。

また中津市と村が協定を結んで、水上スキーを中心ということではあるのですが、中津市の方では体験メニューの一覧がしっかり既に整備されていて、インターネットでも検索してやれるということでもあります。地域おこし協力隊の1人は中津のそうした事業に関わっていた人なので、そうしたノウハウなども提供していただきながら、村としてのそうしたメニューの整備というか、そうしたことも今後検討していければと思います。

いずれ村でも多くの競技者が、一緒にそうした競技や体験をすることにおいては協力してくれる団体が多数ありますので、そうした競技団体やいろいろな方々とともにいろんな体験メニューなどもしっかり構築して、村に来て単なる観光ではなくて、村民と触れ合ったり、いろいろなことに繋がって、それが将来的には関係人口に、村に関わりを持つ人にさらになっていければと思います。いずれ議員のおっしゃったようなことは非常に大事なことでありますので、村の今後の振興のためにも、また関係人口を増やす意味でも、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで休憩いたします。

(午後 4 時04分)

(午後 4 時11分)

再開いたします。

ここで、追加案件がございます。

事務局に配布させますので、しばらくお待ちください。

《事務局追加案件資料を配布》

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、意見書案第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

それでは、追加日程第 1、意見書案第 2 号「低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

4 番、黒瀬友基さん。

【4 番：黒瀬友基議員】

4 番、黒瀬友基です。

意見書案第 2 号「低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案」について、提案理由を説明させていただきます。

昨今の米の価格急騰に伴い、国は備蓄米の放出を決定しました。

今回の米の価格急騰については、多くのコメ生産者もここまでの高値を望ましいとは考えていません。

また、大潟村で生産した米を系統や卸へ出荷するだけでなく、産地から直接消費者や小売店に販売している生産者や米の販売事業者も多くいる中、急騰による小売店、生産者の苦労も十分理解しています。

今回の米の価格高騰は、生産量の減少と需要の増加、そしてそれに伴う不足感による市場での在庫の滞留など複合的な要因があると考えますが、本来備蓄米を放出すべき、国民が食糧不足に陥るような状況ではなく、販売されている種類や量は限られるものの店頭にも米は並んでいた状況であることから、今回の問題は「コメ不足」ではなく不足感から生じた「コメ価格の高騰」であると考えます。

そのため、従来想定していた食糧不足への対応を目的とした本来の備蓄米を放出し活用すべき局面とは異なると考えますが、それでも米価が生産者も消費者も望まない価格まで急激に高騰している状況においては、運用ルールを改定し流通でのコメの滞留を解消すべく、備蓄米を放出したことは一定の意義があったと考えます。

しかし、今回の備蓄米放出において、随意契約で 1 俵 1 万円程度の金額を設定し、また農林水産大臣が店頭での販売見込み価格を 2,000 円と明言したことは、いかに米価高騰を

鎮静化させることを目的としても行き過ぎた方法であつたと考えます。

5 kg、2,000円という店頭価格は、一昨年までの生産費を大幅に割り込むほどに米価が低迷し、生産者が疲弊してきていた時代の小売価格です。5 kg、2,000円という価格に、生産者は苦勞させられてきました。また、元々生産費を割り込んでいた中で、さらに昨今のウクライナ紛争や円安による物価上昇、そして人件費の上昇もあるなか、米の生産にかかる機械、資材、人件費など様々なコストが上昇してきており、以前のような価格では営農を続けられる状況にはありません。

そのような中、備蓄米の価格とは言え、5 kg、2,000円という店頭価格を明示したことは、一昨年までの生産費を割り込む米価による店頭価格が、国の考える米の適正価格であるとの誤解を消費者に与えかねません。備蓄米の価格を基準とし、この先の米価への極端な値下げの圧力が高まり、生産費を下回る生産者米価になることを生産者は懸念しています。

また、昨日、国は20万トンの追加の備蓄米放出を決めました。今回の20万トンを加えると備蓄米の放出量は合計80万トンとなります。今年3月現在の民間在庫量に備蓄米80万トンを加えると、米不足前の民間在庫量を上回る状況であり、在庫の増加による今年秋の生産者米価の下落にも不安を覚えます。

生産者米価の低迷は、生産者の生産意欲をそぐものであり、米の生産を続けることができず、日本人の主食であるコメの国内における安定生産を維持できる状況を失わせるものです。また、ひいては、地方の農村地帯における地域の疲弊、衰退に繋がります。

このように今回の安価での備蓄米放出及び、農林水産大臣による店頭販売見込み価格の明示は、米の生産者にとって望ましくない状況であることから、稲作農業が主産業であり、米の生産のために作られた秋田県大潟村の議会として、国への意見書を提出したいと考えており、今回の提案をいたします。

それでは意見書案を読み上げさせていただきます。

意見書案第2号

低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月12日提出

提出者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
賛成者	大潟村議会議員	松本 正明
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原 史夫

賛成者	大潟村議会議員	齋藤	牧人
賛成者	大潟村議会議員	松雪	照美
賛成者	大潟村議会議員	三村	敏子
賛成者	大潟村議会議員	大井	圭吾
賛成者	大潟村議会議員	工藤	勝

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案
昨今の店頭での米の販売価格が前年に比べて約2倍となるような急激な米価高騰は米生産者の多くも望んではいない。

しかしながら、これまで資材費や農業機械などが大幅に値上がりしている中、昨年まで米価は低迷し続け生産費や生産者利潤を反映させた適正な米価とはなっておらず、これまでに生産者は非常に厳しい経営環境に置かれてきていた。

そのような中、国は現在の店頭での米販売価格の高騰に対し備蓄米の運用ルールである食糧法の基本指針を変更し備蓄米の放出を行った。

随意契約による政府の備蓄米売渡価格は2022年産米60kgあたり11,010円（税込み11,890円）で、さらに輸送費も国が負担するとしており、この金額は直近の農林水産省の調査による個別経営農家の生産費15,948円よりも大幅に低い。

また、農林水産大臣が米の生産費を大幅に下回る備蓄米の店頭販売見込み価格を明示したことは、大臣が示した価格が米の適正価格であるとの誤解を生じさせ、米の市場価格を極端に安値に導きかねない。

生産費と適正な生産者利潤を確保した再生産可能な価格を下回る米価への下落は生産者の経営を圧迫し、機械の更新などの設備投資が行えなくなる懸念や後継者や新規就農者の就農を阻み将来的な米の生産を減退させる。それにより国内の農業生産力の低下や地方の衰退も招くことにもつながる。

従って、国に対し、以下のことを求める。

記

1. 「今回の低価格での備蓄米放出と店頭販売見込み価格の明示は消費者に適正な米価を誤認させ、備蓄米以外の生産者米価を大幅に下落させかねない」という生産者の懸念に対し早急に対応すること
2. 備蓄米放出に際しては、放出を行う量と価格について、その後の生産者米価が生産者が将来を見通せる再生産可能な価格となるよう考慮すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

農林水産大臣 小泉 進次郎 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

お諮りします。

これより質疑を省略し、討論に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

6 番、菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

6 番、菅原史夫です。

意見書案第 2 号について、賛成の立場から討論いたします。

昨年より米価が上がり、長年採算割れの低米価にあえいできた稲作農家はまずは一息つき、今後もこの米価で推移すれば再生産可能であり将来の展望も見えてくると期待していた。しかしながら店頭価格は我々の想定をはるかに上回る値段に高騰し、また品薄感が蔓延し令和の米騒動となり、消費者の米離れも心配していた。

このような状況で異常なまでの店頭価格の高騰の抑制と米の品薄感解消を図るために政府は備蓄米の放出を行った。主食である米が国民に届けづらい状況の対応としてはこの備蓄米放出は否定するものではない。ただし放出価格が稲作の再生産可能な価格を大きく下回る売り渡し価格であり、今年度産以降の生産者の米価に大きく影響するのではないかと懸念がある。意見書案にあるとおり、政府には営農の継続、将来への展望、後継者、担い手の確保育成のためにも、生産者が再生産可能な価格を十分考慮し放出価格を決めていただきたい。また生産者が将来を見据えた経営、そのための投資等ができる農業政策を早急に進めてほしい。

大潟村は60有余年前に食料生産基地として国が主導して作られた村であり、国内有数の稲作地帯である。だからこそ農業の村である大潟村からその現場の声として、懸念、要望を今出すべきであると考えます。

よって本意見書案提出について賛成である。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに討論ございませんか。

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

意見書案第2号「低価格での備蓄米放出による大幅な米価下落への懸念に対する対応を求める意見書案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後4時28分)

令和7年第3回（6月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和7年6月13日（金）午前10時00分～午後0時07分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第34号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第35号 大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

議案第36号 財産の取得について

議案第37号 財産の取得について

議案第38号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案

報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第2号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告

報告第3号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告

陳情第5号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程の通り進めてまいります。

日程第1、議案第34号大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から日程第8、報告第3号、令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告までを会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第9、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

私から2点のことについてお伺いいたします。

はじめに、6ページの地方応援隊についてですが、全国で新規採択された8自治体の1つとして選定されたとあります。

農林水産省、国土交通省の方、それぞれ1名とともに、地域課題を具体的に整理し、その解決に向けた取り組みの方向性などを2年間で検討されていかれるようです。

大潟村の基幹産業は農業です。その農業と今もいろいろなイベントがたくさん行われている観光の相乗効果の可能性を様々な視点で見出していただき、アドバイスをいただきながら、これからの大潟村がより発展できるよう期待したいと思います。

大潟村がより発展していくためには、いろいろな要素が考えられると思いますが、現在、村が課題としているのはどのようなことでしょうか。一概には言えないかもしれませんが、考えられる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回、農林水産省と国土交通省の若手職員の方々が、地域が抱える課題についての解決策を支援するということでこの地方応援隊というものがありまして、そちらに応募しております。

菅原議員が先ほどご質問されたように、村としての課題というのですが、村政報告の方にも記載されておりますけれども、年々農家がまず減少されているということ、また、近年それとは別に人口も減ってきておりますし、少子高齢化にもなってきてございます。また、農業の担い手不足も大きな問題となっているという形で考えております。

それと、観光に関しましては、村においてはサンルールはじめいろいろな施設はございます。また桜と菜の花ロードなどの四季折々を彩ってくれます観光資源もあります。ただそれぞれが単体になっていきますので観光分野については、滞在型をできればしたいということもありますし、農業については、それをプラスした体験型の何かを観光とくっつける形でできないのかなということをちょっと考えておりまして、そのコンテンツの造成を推進するというので、今回農業と観光コンテンツの部分を組み合わせた形で、何かできないかということで申込みをしたということです。今回まず、新たに8自治体の1つとして選定されましたので、この後、農水省の方と国土交通省の方々と、実際は来週なりますけれども、Webで一度会議をしましてその後具体的にこちらの課題を見つけていただいて、それに対する指導助言をしていただき、2年後には何らかの形にしたいなというふうには思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

農家数が減っているということ、それから人口減少がもう続いているということ、担い手不足、これはみんな今大潟村では自分事として認識しております。そういう中で、これは課ごとではなくて、各課から問題提起みたいなことを持ち寄って農林水産省、国土交通省の方と会議をされるということで、2年間という契約期間ではありますけれども、その間、これが問題になっているとかそういうことはもう村民にはある意味知らせないままに村が解決策に方向性を示すような形で進むということでしょうか。途中で問題提起していたことを即村民に、実行という言葉はおかしいかもしれませんが、こういうふうにすればいい方向に行くなということを村が感じ取った時点で、村民にも知らせるとか、運営していくとか、そういう言い方は適切ではないかもしれませんが、2年間というその期間でちゃんとまとまるまでは知らせないということでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

この問題解決に向けたやり方ですけれども、今のところをまず応援隊として来ていただ

ける方々と我々職員と、一度その問題についていろいろ協議した上で、実行に向けた途中の過程の後に、必要であれば庁内からの職員からの意見聴取だとか、住民からの意見聴取はあろうかと思いきれども、まず最初の取り掛かりとして来週その方々との意見交換をしていかないことには、今のところどういう進め方でいくというのは明確にはしておりませんので、一応可能性としてはそういうこともあろうかと思っております。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

村一体として各課からのその問題とか、そういうのを持ち寄って、職員と一緒に会議に参加するという形になるのでしょうか。それとも各課ごとに、例えば今日は何課、何課の問題提起とかそういう形で進めていくのでしょうか。一緒に職員が全体の形で自分たちのところはこういう問題があるとか、こういう課題があるとかということを示しながら、全体でやっていくのか、それとも課ごとにやっていくのか、そこら辺をもちよっとお願いしたいと思いますが。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

今回募集に当たりましては、農業と観光という分野での申込みということになっておりますので、まず基本は産業振興課の職員同士の中での、農水省と国土交通省の方々との話し合いを進めていくことを想定しております。ただそれ以外に、もう少し話が膨らんでいった場合に必要に応じて各課からの意見聴取はするかもしれませんが、まず今回の申込みは先ほどもお話したように観光と農業の分野ですので、その分野での進め方と考えております。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

わかりました。いい方向性が見出されて、村の発展に繋がるように期待しております。

次に11ページの育苗用地等管理組合が管理しているABポンプ場に落雷があったことについてですが、電気設備が破損し、8日正午まで送水が停止しました。大事な育苗期間でもありましたので、ハウス団地ではタンクに水を入れて運ぶ作業も加わり、負担がかかる4日間でした。南側の育苗団地には被害はなかったようですが、膨大な水量になるため、村でも節水のお願いの放送がなされました。

5月5日の早朝から私のところにも、早く復旧できるように村にお願いしてほしいとの電話をたくさんの方からいただきました。直接ハウスでも皆さんからお願いされました。そんな村民の切ない気持ちは痛いほど伝わってまいりました。一刻でも早く苗に水をかけたいという気持ちで焦っていたのでしょうか、タンクに水を入れて満載にしたダンプが道路脇に落ちているのも見かけました。とてもお気の毒な思いでした。

レバーを下げれば簡単に水が出てくるありがたさを今回改めてしみじみ感じることができました。連休中だったということも関係しているのかもしれませんが、今後も育苗中などに落雷など、想定しないようなことが起こるかもしれません。そのときでも、東北電力以外に緊急の際には復旧できるような手立てはないのでしょうか。契約しているのが東北電力であることは理解しております。管理組合のことなので、直接村が言えることではないかもしれませんが、そのような場合どうされるのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回連休中ではありましたが、育苗用地におきましての苗に水をかけるための期間中に、ABポンプ場の方に落雷があったということで、その方にハウスお持ちの方にとっては大変ご難儀をかけたなというふうには思っております。今回落雷があったのがたまたま連休期間中ということもありまして、業者さんの方の手配も連絡は取ったのですが、すぐには駆けつけていただけなかったようでございまして、結果的にそれが数日間、補修するまでの期間を要したということでございます。

今お話のあった東北電力以外でのお話ということですが、管理組合さんですとか、農協さんの方でやられていることでして、こちらでどうのこうのということは申し上げられませんが、いずれポンプ場の近くにありました松の木なども関係するのではないかと、いうことがありまして、そういう部分については早急に伐採をするなど対応はしてございます。あと農協さんの方から聞いた話ですと、今後避雷針なども設置を検討はしているのだけれども、それにまた、例えば雷が落ちた場合に地面を伝わってきてそれがそれがポンプの機械に何らかの影響も及ぼす可能性もあるようなという話もされておりましたので、そこら辺は業者さんと確認しながら検討していきたいという話は聞いておりますけれども、いずれ電力さんの方以外の方法というのはこちらでは明確にお答えすることができないので申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

再質問ではないのですけれども、管理組合のことなので、村とは直接関係ないということとは十分わかってはおりますけれども、やはり村民としては、もし今後もまたああいうことがあればどうなるのだろうということで、管理組合とかあるいは農協さんの方に村からもそういう場合、何とか適切に復旧に向けて努力していただきたい旨をお伝えいただければありがたいです。そのことに関してだけでもいいのですが、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

まず今回の雷のような被害を受けた場合は、農協さんの方にもなるべく早めに対応してもらうようには話をいたしますし、村としてもそれ以外でできるような部分、今回節水のお願いなどもしておりましたけれども、そういう部分は引き続き行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【2番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

9番、三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

9番、三村敏子です。2点質問いたします。

最初に3ページ、4ページのネイチャーポジティブ宣言のことですが、ネイチャーポジティブ宣言によって、自然環境との共存に向け、1つひとつの取り組みを進めてまいりますということですが、具体的には、私が一番課題と思っているようなネオニコチノイド系農薬とか、それからプラスチックコーティング肥料についてはどのように取り組んでいけるでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前10時18分)

(午前10時20分)

再開いたします。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

改めて質問いたします。

ネイチャーポジティブ宣言ということで、自分としては自然と共存していくにあたって、

環境に負荷を与えていると思われるコーティング肥料、マイクロプラスチックとか大変国会でも取り上げられていますが、それからネオニコチノイド系農薬ももう20年来、そのことについて課題ではないかと取り上げられても、なかなかその使用が続けられている状況というのが、この宣言によってどのように村として取り組まれていくのか、お考えをお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

ネイチャーポジティブ宣言をいたしまして、具体的な取り組み項目として5つを掲げさせていただいてまして、その中の一番目に、農業や産業、生活からの環境負荷軽減に取り組む自然の保全に努めますということを謳っております。既に大潟村では、特別栽培米とか、減農薬・減化学肥料であったり、有機栽培であったり、環境負荷軽減を目指した農業が盛んに行われていまして、引き続きそうしたことにしっかり取り組んでいくということでもあります。

その中で具体的な農薬や資材を特定して使わないということは、今現在、考えていないというか、ただ農協さんの方で、今、ネオニコチノイド系農薬の予約販売を確か行っていない、買うことは買えますがそうした推奨はしていないように伺っていますし、それぞれの団体とも連携しながら、より環境に負荷の少ない形で農業をはじめ生活面でも取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

環境創造型農業宣言もされて、特別栽培とか、それからJAS有機はその当時は20数年前から減少傾向にあったものだったと記憶していますが、JAS有機はなかなか難しいし、それが拡大していくことが本当に理想だと思うのですが、大きな課題であるところから取り組んでいかなければならないと思いますので、自分が考えている大きな課題と村が考えている課題が違うのか、宣言しただけで、「では、何が変わっていったの」というところが具体的にわかるような取り組みが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず先ほど申したように、議員もおっしゃったように、村ではもうだいぶ前から有機栽培であったり、減農薬、減化学肥料栽培、または水質汚濁を減らす取り組みとか、そうしたことをしっかりとやってきていました。これからもそうしたことを引き続き継続していくということ、さらに意識を持って取り組んでもらえればありがたいと思いますが、新たにやるということではなくて今までも既にやってきたことをそれぞれ、例えば脱炭素であったり、または自然観察会、田んぼの生きもの調査とか、野鳥観察とかいろいろバラバラにやってきたのを今回ネイチャーポジティブ宣言として、1つのまとまった取り組みと捉えながら継続することで、また外に向かってアピールもできますし、そうした取り組みに関心を持つ人が村の農産物を買ってくれたり、村に来てくれたりということにも繋がっていければと思いますので、今後さらにそれぞれの取り組みを一体的なものとしながら、村づくりに繋げていければ、そして村が今後も持続可能な村づくりということで進めていければと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

今までやってきたことというのは環境創造型農業の宣言の後、いろいろ取り組まれてきていますので、それは村民も認識していると思います。ただ、もっと本当に問題となっていること、村としてはこんなふうに積極的に取り組むと、そういうことがやはり必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

先ほど来話をしているように、農家においては、減農薬減化学肥料であったり、あとは八郎湖の水質汚濁を削減する取り組みであったり、そういう農業に積極的に取り組んでいたお話を聞いて、おそらく、全国の中でトップクラスだと思っています。引き続きそうしたことにしっかり取り組んでいただいて相対的に化学肥料や農薬の使用を減らしていくことは大事な事なのかなと思います。そうした中で、議員のおっしゃるような特定の品目がという部分では、なかなかそれぞれ考え方も違ったり、いろいろな部分もあるので、相対的に環境負荷軽減に向けて取り組んでいくというところで、引き続き取り組んでいければと思います。ですので、今長期中干しプラスIPM、除草剤を使わないとか、いろいろそういうこともかなり増えてきていますので、本当に農薬の使用量自体が減ってきていると思っていますので、そうしたことは引き続き一緒に協力していければと思いますし、こうした宣言ができること自体、すばらしい村であることですので、それが認められて、今

までのそれぞれの活動を一体的に捉えながらも、さらに村民と農家はじめそれぞれの事業者とも協力しながら取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

はい。10ページ、クリーンアップのことですが、今年度は6月1日が第一日曜日になりましたので、そのこともあるかとは思いますが年々農家の面積が規模拡大されていくにあたって、今年特に天候が悪かったせいもあって、田植えの時期が遅くなってきて、この6月1日に田植えが終わっていない方が大勢いらっしゃったと思うのです。この6月1日にこだわらず6月の第何週ということで、第一日曜日としないでもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

三村議員の八郎湖クリーンアップの開催日に関するご質問にお答えいたします。

6月の第一日曜日の開催日がちょっと早いのではないかとというご質問ですけれども、三村議員以外からも、村民の方からちょっと早いのではないかとというようなご意見はいただいているところでございます。今後ですね、そういった状況、そして参加の状況も横ばいという実情がございまして、それを見ながら柔軟に開催日等は今後検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

【9番：三村敏子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、5番、松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

5番、松橋拓郎です。私からも何点か質問いたします。

まず7ページのボート合宿の誘致についてということで、4月にパラローイング委員会の方々が視察にいられて、その後日本代表チームの合宿が決まったということですがけれども、この経緯についてお伺いしたいなと思ひまして、要するにこちらから打診をしていたのか、あちらから視察に来たいという打診があったのか。日本代表の合宿も誘致しているということで、確かこれはただ誘致するだけではなくて、合宿候補地に登録されてその上で次に進めるという話だったと思うのですけれども、そういった中で日本ボート協会自体に打診をしている中の一環なのか、それともパラローイングとして、また別として考えら

れていたのかとか、そういったところの経緯をお伺いしたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

松橋議員の質問にお答えいたします。

まずは打診があつたのか、こちらから頼んだのかというような内容の質問についてですが、どちらかと言われると両方というニュアンスはあるかと思ひます。まずその前に代表チームの合宿なのですけれども、これパラではなくてオリンピックの代表については、JOCで指定している合宿地でないとできないということの返答がありましたので、そちらになればいいなというところで多少こちらでも活動はしているのですけれども、現時点ではなっていないのでそこはまだ大湊村に来るということはないのですけれども、その話をしている中で、パラローイングチームは指定している合宿地でなくても大丈夫だという話でしたので、そういった話題も加えていたのですけれども、その中でパラチームにぜひ大湊村に来てくださいという話を会話の中でというか、正式にやったわけではないのですがそういう話になっていました。そこで関係者の方は大湊村の漕艇場にも来たことがある方でしたので、それであれば検討しますというところから始まりまして、それでまずは現地を見ると、あらかじめ見られていた方ではあるのですが再確認という意味でも現地を見に4月にいらっしやいまして、これなら大丈夫でしょうと、そのままというよりは多少こういったところを修正なり、工夫していただければという話をもらひまして、今回補正予算にも載っているのですけれども、そういった対応しながら合宿を受け入れるという経緯でございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

東京オリンピックのデンマーク代表の事前合宿の際は、旧と申しますか、当時の大湊ジュニアローイングクラブ、中学生が活動しておりまして、コースや時間帯の住み分けというのがありました。その後、中学生の活動が休止というところで、今回また地域展開としてのクラブチームで再スタートということで、今後その合宿にいらっしやる際に地元の中学生、クラブチームのその練習との時間帯、水域等の棲み分けというのは、まだ始まったばかりのことですけれども、何か考えられておりますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

松橋議員の再質問にお答えいたします。

今後のそういった合宿が来る際の時間帯や、地元中学生との水域への対応ということな
のですけれども、今まだ一度も経験がないというか、今回初めて来ますので、そういった
スケジュール等も見ながら、もし重複するようであれば、その辺はご指摘のとおり考えて
いけないといけないのかなとは思いますが、現時点では中学生の活動も始まったば
かりですし、今の段階の想定では、まずは体育館のローイングマシンとか、そちらをベー
スに今のところをまず考えています、初心者でもありますので。ですので重複したりとか
いうことが発生するようであれば、対応を考えながら実施していかなければいけないのか
なというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

ボート合宿の誘致を進めてきまして実際に合宿をしてくださるチームが増えていると、
これは本当に望ましいことだと思います。そうすると合宿をしたいチームの方々が、この
日程でどうですかというふうに打診してくると思うのですけれども、ちょっと気が早いと
言われるかもしれないですけれども、その期間は他のチームが合宿しておりましてです
とか、あるいはサマーレガッタがありましてとか、日常的な中学生の練習以外でも、確か
私の記憶では7月第一週は高校生の県体もあると思うのですけれども、そういった県の大会、
村の行事、ボート体験等々、そういったものを一元的に今度はボートコースのスケジ
ュール管理というのが今後必要になってくるかなというふうに思うのですけれども、どの
部署が担うのか、どういった形で運用していくのか、そういったことをこれから考えてい
く必要があると思うのですが、何かそこについて今計画ですとか予定というのはあります
か。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

松橋議員の再々質問にお答えいたします。

まず漕艇場のスケジュール管理だったり、コースの重複の管理などについてですけれど
も、正直、現時点ではまだそれが現実のものになっていないので、想定はしておらないの
ですけれども、漕艇場の管理、運営については基本は村でやっておりますので、教育委員

会の担当する部署のどこかで調整することになるのか、あるいはまた違った組織で管理することになるのか、その辺はまだ検討もしていないという意味で明確には申し上げられないのですけれども、そういったことが発生するようなことになれば、対応していきたいというふうなお答えになります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

承知いたしました。

続きまして8ページです。押尾川部屋の合宿について、昨年6月の開催だったと思います。今年8月13日から17日ということで、普段、押尾川部屋の方々がされている環境がもしかしたらそもそも暑いのかもしれないですけれども、素人感覚で言うと非常に暑い時期に合宿をやられるのだなという印象です。力士の方々以外にも観客の方々も大勢行かれることを考えるとなかなか過酷な環境なのかなと思うのですけれども、この日程が決まった経緯といいますか、これは基本的に押尾川部屋さんの方からのこの日程でやりたいという話があったのか、こちらからの提案があったのか、そういった経緯を教えてくださいませんか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

昨年は60周年記念事業ということで教育委員会管轄でこの事業の誘致をしてやっていたきました。今年は昨年に引き続きなのですが、村政報告で申し上げたとおり、地域おこし協力隊が積極的に関わりながらということで、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

この期日については、押尾川部屋の方の希望といいますか、このときにやりたいということで承っております。また、参考になりますけれども、その後引き続き由利本荘巡業も控えているということもあるのかもしれません。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

昨年60周年記念事業として行ったということで、レセプションですか、交流会のような盛大な行事もあったと思います。この紙面上では、村民との交流ということは書かれていませんけれども、今回も村民との交流というのは、何か予定されているものはありますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

今現在計画しているものは、まずは歓迎会がひとつと、あとは村民との交流ということで2日目ぐらいにきらきら塾を一緒にやりたいなというふうに考えております。また、3日目には赤ちゃんの土俵入りということで、村民に限らずということになるかと思えますけれども、そういった地域とのふれあい、それと8月16日は盆踊りがありますので、そちらの方にもぜひ顔を出していただければ村民の方が喜ばれるのではないかなというように考えて、こういったことで今準備を進めているところであります。以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

【5番：松橋拓郎議員】

はい、承知いたしました。

赤ちゃんの土俵入りは私も実際見たことがあるのですけれども、保護者の方も地域の方々もかなり盛り上がっていましたので、これは非常にいいなというふうに思いました。きらきら塾ということでしたけれども、これは実際に相撲を取るということですか。きらきら塾の内容としてはどういったものになりますか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

松橋議員のご質問にお答えします。

ちょっとその内容までまだしっかりと詰めていませんけれども、イメージとすれば、9月10日に例大祭があってまた相撲大会がありますので、その前段で相撲教室的なことになりかと思えます。

以上です。

【5番：松橋拓郎議員】

質問はこれで終わりますが、ボート、相撲とトップレベルの方々と触れ合う本当にいい機会だと思いますので、私も期待しております。

これで終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3番、川渕文雄さん。

【3番：川渕文雄議員】

3番、川渕文雄です。

ページ数で言えば、9ページ、脱炭素の関係でお尋ねいたします。

現在のところのバイオマスボイラーの稼働状況と、また靱殻くん炭がかなり発生すると思いますので、その販売先、それがどういうふうになっているのか、1点だけお願いをいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

川渕議員の質問にお答えします。

バイオマスボイラーの稼働状況ですが、1月31日に設備の引き渡しを受けまして、その後調整をしながらやってきていた中で、4月に入っているいろいろな設備の不具合がありまして、その修繕に時間がかかりまして、今4月28日から、その修繕を全て終えて稼働して、今のところ止まることなく、その後はずっと継続した運転が続いている状況です。やっと安定した運転ができたような状況でして、そういう状況です。

くん炭については、安定稼働した後にくん炭の品質を上げるためのまた調整を行うこととしていまして、今その調整が始まったところです。今の段階では販売ということではなくて、利用を試してみたいという農家の方であったり、事業者の方に持っていつてもらっているというか、そういう状況でありまして、その安定的な品質のくん炭が出るようになってから正式な販売というようなことを予定しているところです。今はそういった意味では農家に引き取ってもらっているという状況であります。販売ということではなく。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【3番：川渕文雄議員】

これで終わります。ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

11番、工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

11番、工藤勝です。 私から2点ほど質問いたします。

まず5ページ目にあります、村民体育館の増改築事業についてお聞きいたします。

この村民体育館の増改築に関し、内閣府に「令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金」の申請を行い、4月1日付で事業採択の内示を受けたとの説明が昨日ありました。当該交付金というのがまず補助率2分の1ということでありますが、交付金2分の1というのは実施設計料また工事費を含めての交付金で、その補助率が2分の1ということによってよかったのでしょうか。

それとこのときに申請を行ったときに、やはり実施設計料、工事費とも申請には金額を書いて申請したと思うのですけれどもその金額というのはいくらだったのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

工藤議員の村民体育館の増改築に関する質問についてお答えいたします。

まず交付金の申請時に何を含めていたかという内容だと思いますけれども、実施設計や、かかる費用の中では設計と工事費を含めての申請であります。ですので今年度の実施設計の費用も当然対象になるということでございます。

あともう1つの申請時における実施設計の金額なのだと思いますけれども、すみません、今手元に控えがないのですが、今年度の当初予算額にある設計額の金額で申請しておりますので、6,000万くらいの金額だったと思いますが、予算書にある金額で、近い金額で申請しております。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前10時55分)

(午前10時56分)

再開いたします。

【教育次長：宮田雅人】

金額ですけれども、当初予算にある約5,200万程の金額で申請しているということでございます。

追加でお答えしますけれども、事業費全体としましては、まずこの交付金の概要を申し上げますと、補助率2分の1ということは昨日の話でもあったのですが、上限が10億円でございます。ですので今は物価高騰が止まっていない時期でもありますので、まずそこを想定し、2分の1の10億円ということは総事業費が20億までは対象になるという事業でしたので、まず上限ぎりぎりの設定の、全部含めた20億円の事業計画を作って申請しているということでございます。それに先ほどの設計料も含めた総額で、それでまず申請しているということでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

わかりました。実施設計が出てから、まず細かい金額が出るということになると思うのですが、実施設計自体はいつ頃できるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

工藤議員の再質問にお答えいたします。

実施設計の完成の時期ですけれども、契約としては3月末ぐらいまでの今年度中の契約になっているのですけれども、工事は来年度予算に関係してきますので、工事費の概算は1月中旬くらいには提出してもらうような契約内容として契約しております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

まず実施設計ができて、令和8年度に工事着手ということでありますけれども、このスケジュールでいって実際に体育館を使われる方、毎年恒例となっているいろいろな行事があると思いますけれども、工事のために使えないなど、いろいろなことがもしかしたらあるかもしれないので、早めに工事期間等もお知らせをしていかないといけないと思いますので、そういうところも併せてやはりしっかりケアしていただきたいと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

工藤議員の質問にお答えいたします。

工事の期間をあらかじめ周知して、早めにお知らせして、行事を予定しているところへの配慮をというご質問なのですけれども、工事は来年度ですので、早くて4月中の契約、工事着手は6月くらいからになるというのが一般的だと、今から考えればそういうスケジュールになるのかというふうに思っております。工期は1年間で、何事もなければ終わるのではないのかというふうな想定しております。その期間中は、体育館のいわゆるアリーナの部分の床なども交換しますので、もう全く使えないという状況になると想定しております。ですので代替施設をという話にはなってくるかと思うのですが、そこは村内で使える施設と言われましても限られていますし、小学校中学校の体育館は、おそらく使えるような時

間の空きはないだろうというふうに現時点では考えております。ですので、それぞれの団体においてどう対応するのか、その辺は早めにお知らせして、それぞれにおいて計画していただくという形になるかと思っておりますので、早めの周知はしていきたいと思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いいたします。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

12、13ページにあります、桜と菜の花まつりに関連しての質問をいたします。

今年は大型連休中、強風や雨の天候不良で観光客がだいぶ少なく、約11万2,000人ということですが、大潟村にとってはこの時期、やはり大型連休中、桜と菜の花の観光客が、一番観光客が多い時期だと思います。ですが私も桜ロードの見えるところに田んぼがあるものですから、今日も桜が咲いたので、10時、10時半頃からだいぶ観光客が来ているなみたいなことを見て、「うん、今年もすごい人が来ているな」といつも感じているところであります。ですが冬場の時期に桜ロードを通ると、やはり大きな桜が倒れていたり、大きな枝が倒れていたり、だいぶ寿命がきている感があって、まず冬の寒い時期にも業者さんが剪定されているのを見えていますけれども、本当これがいつまで保つのかなというところを感じているところでもあります。やはり桜が咲いているときにはすごく観光客はいるのですけれども、桜が散って菜の花だけになってしまったときには、そんないないわけですね、観光客があそこには。だからやはり桜というのは本当に観光客を呼ぶためには大事な資源だなと感じているところなのですけれども、メインとなる、村内から行きましてみゆき橋までのところに多く観光客の方がいるのですけれども、あその桜の樹齢というのはどのぐらいになっているのか。また今後の見通しとして、今業者に剪定させてはいますが、どのぐらい保つと考えているのか。また、それに対して何か今後植樹するなど、何か計画があれば教えていただきたいと思っております。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

工藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の桜と菜の花まつりの関係ですが、桜も毎年、開花時期が早まってきておりまして、今年も早いかなと思いつつ、やはり天気によって少し押したりもしてまいりました。今ご質問のありました桜の樹齢、年数でありますけれども、私の記憶なので確かなものではないかもしれませんが、村創立20周年の時に確か植樹されていたのかなというふうに思っていましたので、あれから40年ちょっとは経っているのかなと思っております。また、今から10年くらい前ですが、50周年記念のときには、みゆき橋から八郎潟線の

ところに対して村民の方々からいろいろと植えていただいたというふうに記憶してございます。元々植えていた20周年のときに植えた大きい木と、それから10年ほど前に植えた木と並列されて今管理しておりますけれども、管理につきましては農地・水の方でお願いしていますし、元々植えた木がどれほど保つのかということまでになりますと専門的なことで、私も知識がないので後でお調べしてお答えしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

この桜が咲いている時期、全国的にそういう開花情報等が流れる訳ですけども、そのときに私ふと見た情報では、やはり関東・関西の方でカミキリムシですか、桜を枯らすカミキリムシによって桜が枯れるという、結構そういう情報が流れているので、村のマツ枯れと一緒に、ちょっと油断していたら、もう数年もしないうちに枯れてしまったなんてことがないような対策を、この先、村も取っていかなければいけないのではないかなと思いますので、業者さんからそういった虫によって枯れたみたいな情報というのがあるのかどうなのか。また、今後のその対策についてもお伺いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

工藤議員の再質問にお答えいたします。

今お話しされた、桜のカミキリムシによる被害といいますか、そういう話は管理されている側からは特別は聞いておりません。村の場合どちらかと言いますと、冬の間の強風によりまして根元から倒れたり、枝が折れたりということがありまして、そういう管理をしておりますけれども、虫によっての話というのは今のところお聞きしておりませんので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

【11番：工藤 勝議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。何点か質問させていただきますが、はじめに先ほどの質問ありましたけれども、3ページからのネイチャーポジティブ宣言についてですけれども、ネイチャーポジティブとは、「人間活動による自然環境の悪化を食い止め、自然を回復・再生させていくこと」ということで、考え方としては非常にいいかなと思うのですが、ただ一方で、やはり人間が生活・活動していく上で、環境に影響をある程度与えざるを得ないという部分はどうしても出てくるかと思います。ですので、こういった宣言をしていくこと自体はいいと思うのですが、それによって、例えば営農ですとか、生活への何らかの制約があるのではないかというそういった不安ですね、そういったものもあるかと思うのですが、先ほどのお話で特段、今回ネイチャーポジティブ宣言をしたから新しいことをやるという話ではないというお話だったのですが、その点、再度、何かしらそこあたり具体的に何か制約が出てくるのではないかという懸念に対して、そのような点があるのかなのかということをお教えいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員のネイチャーポジティブ宣言に関する質問にお答えします。

まず先ほど来お話をさせていただいたように、村では、農業をはじめ、生活面また教育的な活動を含め、自然に関する取り組みというのは非常に力を入れてそれぞれやってきました。今回そうしたそれぞれやっていた事業を継続する意味でも、1つの村の取り組みとしてこのネイチャーポジティブ宣言という形で捉えて、今後継続していくということを考えております。ですので、特に新たな取り組みを個別に何かをやるということではなくて、今まで取り組んできたことをさらに意識を持って一緒に取り組んでいければと思っております。また今、地球が、自然が非常に脅かされている中で、村としてできること、それが今までやってきたことがそうしたことに繋がっているということも再度認識してもらえればより良い取り組みに繋がっていくと思いますので、そうしたことも含め、今まで取り組んできたことを継続しながらも、今まで以上に意識を持って取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。環境負荷を与えないというところは非常に大事だと思うのですが、例えば有機農業ですけれども、言い方はあれですが、有機農業だから環境に負荷を与えていないというわけではなくて、あくまでもやはり環境負荷を与えつつも他よりは軽減

しているかもしれない。ただ、実際では、農薬等の影響は少ないけれども、有機農業をやるのに均平を取るためにトラクターどんどん動かしているというところの脱炭素と真逆の動きというのは、それはどうなのですかね。どちらがいいのかみたいな話は非常に評価しづらい部分もありまして、ですのでそういった意味ではネイチャーポジティブ宣言をしますという話になってしまうと、どこまでしなければいけないのかみたいな話になってくると思うので、いや、取り組みとしてはいいと思うのですけれども、そういった不安もありますので、それによって何かをやるというよりは、今までやってきたことをこれからもやっていくためにこの内容なのですみたいなところをしっかりと村民の方に伝えていただければと思いますけれども、その点、改めていかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

確かにこのネイチャーポジティブ宣言ということで、言葉だけを聞くと、何か強い制約を受けるのではないかという心配したり、そういうことを思われる方もいるかもしれませんが、先ほど来話をさせていただいているように、村では今まで農業においても減農薬・減化学肥料だったり、有機栽培だったり、また八郎湖の水質負荷を軽減する取り組みであったり、いろんな形で非常によく取り組んでいると思ってしまして、また生活面でもごみに関する部分や、また先日行ったクリーンアップもそういう意味では環境を守る活動になっています。教育面でも田んぼの生きもの調査であったり、野鳥観察であったり、いろいろなことをやっている訳で、そうしたことを継続するという意味でこのネイチャーポジティブ宣言をしながら、さらに村の取り組みをアピールして、またぜひ村民においても、こうしたそれぞれの今までやってきた取り組みが自然環境に非常に良い、ポジティブな影響を与えていることも意識を持って引き続き取り組んでもらいたいということですので、ぜひそうしたこともご理解をいただきながら、また村民にもそうした意味では伝える機会を設けながら一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

いえ、ありません。次に行きます。

続いて、5ページの宅地分譲についてですけれども、こちら26区画だったか、この後分譲が開始されるという話ですけれども、これは基本的にはおそらくその26区画が短期に早々に売れることが目標という話ではなくて、今後も含めて長期的に、移住定住の際に自分で家を建てたいという方に場所を提供するという目的だと思うのですけれども、前回その

予算のときには今年度5区画程度というお話だったと思うのですが、今現状というか最初の計画の段階でどれぐらいの年月をかけてここがしっかり埋まっていくというのが理想型というふうに考えておられるのか。その点をまずお聞かせいただければというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

西1丁目3番地宅地分譲につきましては、村政報告にあったとおり、秋口から分譲を開始していきたいと。その売却計画といいますか、分譲計画につきましては、明確には何年間というものは持っておりません。できるだけ早く、それは埋まっていればそれに越したことはないだろうというふうには考えておりますけれども、黒瀬議員ご指摘のとおり、簡単に全区画売れる状況ではないのかなということも承知しております。それを考え合わせて、PR、広告等を効果的に打っていききたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。個人的にはむしろもっとゆっくりというか、何かあったときではないですけれども、そういった要望があったための、ある程度長い期間かなと思っていたもので、早く埋まるということは移住定住の促進に繋がると思うのでいいと思いますので、であれば、それで積極的に頑張っていればと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

続いてですね、9ページのデンマーク関係者の来村についてということで、今回、友好交流都市協定を結ぶということで、この話は以前も出ていたかなと思うのですが、オリンピックを契機に実際住民の交流もあつたりしたのですけれども、コロナ、円安等もあつて一旦交流は止まっている中で、この協定を結ぶことはいいのですけれども、具体的に何がという質問すると、多分、エネルギー、環境、農業、福祉など幅広く交流をという話になると思うのですが、そこではなくてですね、直近で何か具体的にこれやっといこうというのがあるのかどうか、そこ辺りをお聞かせいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

黒瀬議員の友好交流都市協定に関連したご質問ですけれども、今具体的に、ご指摘のと

おりタイムスケジュールを持ってこれをしていくというものはまだ決まっておりません。今後、実際協定を結ぶ段階で事務レベルでの打ち合わせ等も進めていきたいと思っていますし、今年度当初予算に計上させていただいておりますデンマークへの渡航、海外出張も村長が予定しておりますので、実際向こうに行ってですね、実際に会ってそういった話を詰めていきたいと思っています。ただ、今持っているイメージでちょっとお話をさせていただきますけれども、過去にもオランダドロンテン市と友好交流協定の中で、毎年こちらから研修といったものを実施してきましたけれども、今持っているのはそういうイメージではなくて、毎年というのはなかなか行く方も大変だし、受け入れる方も大変だということもありますので、数年に1回行って、あるいは数年後にまた来ていただくというような、そういった息の長い交流ができればなというふうに考えておるところであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。質問ではないのですが、先ほどのネイチャーポジティブ宣言も含めてですね、いろいろ、いろんな宣言だとか協定だとかというのがあってですけど、なかなか村民からするとそこから何が起きているのかがわかりにくい。ただ一方で先ほど言われたとおり毎年行き来するというような話というのはなかなか予算的にも負担感もあって難しいというのもわかるのですが、であればここあたりを出すときにですね、そこあたりもう少し具体的に、例えば先ほどの、ちょっと話は戻りますが、ネイチャーポジティブ宣言であれば、これまでやってきたことを継続していきますだとか、それを深めていきますという話だったり、友好交流都市協定の話であればそういった話、今お話をされたような内容というのが村民の方にしっかり伝わるようにしていただかないと、何かこれだけ聞いているとなにか正直な話、ストレートに言わせていただくと「やっている感はあるのだけれど、何をやっているのかな」というふうに逆になってくるかなと思いますので、ちょっとそこあたりをこの先村民の方に示す際にやっていただければと思いますので、答弁は求めないのですが、よろしくお願いいたします。

あともう1点、最後に11ページ農作物の生育状況についての関連なのですが、たまねぎの話が出ていますけれども、生育状況としては書いていただいているとおりかと思いますが、現状として高収益作物を続けてきている中で、すみません、今年度の面積ですとか、これまでどのような、高収益作物として取り組み始めてからの規模、取り組みの人数ですとか、そういったところの経緯、状況がわかれば教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

今年度の玉ねぎの状況なのですけれども、今年もべと病が発生しまして、防除等しましたけれども、その後、感染していないですし、昨年のように、その後やめたという方もいらっしゃるらないので、今年はそのまま順調に生育されているのかなとは思っております。

これまでの栽培されている方々の人数だとか面積についてですけれども、私の持っている資料は振興局さんの方で発表されている資料となりますので、村の方とちょっと違うかもしれませんが、昨年、令和6年度でいきますと出荷された方が16人で、出荷量としては、695トンとなっております。また、その前の年度につきましては、生産出荷された方が22名で出荷数量は1,828トンとなっております。反収でいきますと、去年が10アールあたり1,356キロ、令和5年度が3,092キロという形になっております。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

わかりました。

ちょっとごめんなさい、今年も状況もわからないのであれですけれども、昨年、一昨年の数字を聞いていると天候による部分はどうしても出てくるかと思うのですけれども、やはりなかなか安定的な栽培に繋がっていないのかなという部分もありますし、人数的にも減ってきているのかなというふうに感じられるのですけれども、ここ辺りの具体的な数字というよりは、今までのその取り組みの状況とか、どうなっているのかという感覚的なものというか、そこあたりですとか、今後どうされていく予定なのかという点を、何かありましたら教えていただければというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

今後の見通しといいますか、栽培の面積や人数の変動だと思いますけれども、確かに令和6年はべと病によりまして面積もだいぶ減りましたし、それによって収量もだいぶ減っております。ただ、やり始めた頃に帰りますけれども、実際栽培された方々もだいぶいらっしまったと思います。ただどうしてもその病気の関係で皆さん断念されたというふうにお聞きしておりますのであれですけれども、今まで辞めた方ですけれども、今年の秋にまたやりたいという方もいらっしますし、今現在、べと病の病気によりまして、圃場を換えた形でやられている方もいらっしますので、またこの秋にはある程度の面積が

増えるのかなとは思っております。今まで数年やられてきましたので技術的な面についても皆さんだいぶ上がってきているのかなと思いますので、それに伴いまして収量も上がってきているのかなとは思っております。ただ、やはり天候に左右される部分もあったりしますし、大変な部分はあると思うのですが、先ほど申し上げたように、これまで休んでいた方もまた復活すると、やりたいという方もいらっしゃるようですので、この秋にはまた増えるのかなとは思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

質問ではないのですが、高収益作物というのもまた稲作と並んで新たに取り組んでいくというところで一生懸命力を入れていかなければいけない部分だと思いますので、また再度、再開される方もいらっしゃるということです。何とかそこあたりも村も含めてサポートしながら、定着していくようにという形でやっていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私から2点、確認だけさせていただきたいと思います。

6ページの「地方応援隊」の件なのですが、今回、応援隊の方が2名、地域の課題解決のためにやってきていただけるということで、それはそれでいいのですが、同じような「地方創生伴走支援制度」というのが国の方でありましてこの4月からですか、昨年度か何かその辺から出てきたのですが、今回こちらではなくてこの地方応援隊に応募した理由はということだったのか。内容はほぼ同じようなのですが何が違うのか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

あと、地域課題の整理・解決みたいな感じで目的が出ているのですが、地域おこし協力隊と目的が重複する部分もあるのかなというふうには思ったのです、活動としてね。その辺についての整理の仕方というのは何か考えているのか、お聞かせ願えればというふうに思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

菅原議員のご質問にお答えします。

地方応援隊についてですけれども、これにつきましては従来より、正確にここでお答えできませんけれども数年前よりこの応援隊制度はあって、昨年来この制度について村でも課題解決のために国の若手職員、ここは若手職員が担当していただけるのですが、そういった方とパイプを持ちながら、いろんな国の制度の紹介であったり、他の地域の紹介であったりということを受けながら、2年間の期間を一緒に村の課題解決のためにやっていければなということは以前から考えていました。それで今年度3月に募集がかかったところに応募をしたところであります。

地方創生伴走制度については新しい制度だったかと思えますけれども、それについてはまだ研究不足といえますか、そういったところで、従来から検討していたこちらを応募させていただいたということになります。

また地域おこし協力隊との関連ですけれども、この応援隊も地域課題の解決であり、協力隊も地域課題の解決ではあるのですが、協力隊についてはご承知のとおりここに移住をしていただいて、村の課題解決にあたってもらうと。一方この地方応援隊については年に数回となってはいますが、村に来ていただけるのは1回か2回であろうと思います。あとはWebでのやりとりとなりますから目的は似通っていますけれども、過程といえますか、プロセスについてはだいぶ違うのかなというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

はい、わかりました。

地方応援隊は令和2年から始まっているみたいなのですけれども、正直言って具体的にどのような活動になるのか、非常にイメージとして湧きづらい面があるのですが、既にやっている自治体からの情報を、申し込む前にどういうものなのかというのはお調べになりましたか。ちょっとその辺もお聞かせ願いたいと思います。何せ2年間で、ここに常駐するわけではなくて今はいろいろWebとかそういうもので確かにいろいろできると思いますが、この「可能性を探求のため地域の課題を抽出して整理して解決」というふうに言葉ではわかるのですけれども、実際にどういうふうな行為をやっていたのか。今まで何件か事例があるはずなのでその辺については調べて、やはりここでこういうふうなことをしてもらおうというふうにして判断なされたのか。そこも教えてください。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

菅原議員のご質問にお答えします。

過去に採択になっている自治体についてはホームページ等で確認をしていましたけれども、実際に問い合わせをしたり等はやっていません。

ご質問の後段の方、これが具体的に課題の解決に繋がるかといった点についてはちょっとはっきりしたことはわかりませんが、ただ、村の担当職員含め担当課と、国の、要するに中央省庁の中にいる若手職員と同じ課題について議論をしてというのは、村の職員にとっても非常に良い勉強になろうかと思います。それは1つのきっかけ、あるいは人材育成方策の1つでもあろうかというふうに考えております。そういう意味でこういった制度については大いに活用していきたいなというところで考えているところであります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

確かにその面もあると思いますが、やはり地域の課題解決を第一義に置いて、それで職員の方々がそれからいろんなスキルを持っていていただけてやっていければ、いい結果が出ればいいなとは私自身も期待しておりますので、まずはいろいろと注視していきたいというふうに思います。

次の質問をよろしいですか。

【議長：丹野敏彦】

お願いします。

【6番：菅原史夫議員】

あと1点だけ、12ページから13ページの桜と菜の花まつりの件なのですが、この話になると毎年出てくるのがやはり交通整理の話なのですが、今回はゴールデンウィーク期間中も天候が悪くて、ある意味、分散といいますかね、少なかったのかなというふうにいるのですけれども、今回、交通整理といいますか、その辺の苦情・要望等について来ていたのか、村民の方からきていたのかどうか、実際はどうだったのか教えてください。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今年度の桜と菜の花まつり期間中での農作業に対します農家の方々からの苦情なりというお話ですが、今回私の方には1件ございました。内容としましては、交通誘導員がいなかったということで、それを付けていただきたいという話でございます。ただ、今回期間がちょっと長かった部分があるのですけれども、こちらの方で桜の開花に合わせて

一応配置したのですけれども、実際の開花が少しずつ遅れたことによりまして、イベントの方の誘導員とかぶってしまった部分がありましたので、その点について業者さんの方に問い合わせをしまして、警備の方は道の駅の方から3名ほど配置させていたのですけれども、苦情という形ではその点が1点、私の方には届いておりました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

ありがとうございます。1件で済んでよかったなというふうには思うのですけれども、毎年毎年いろんな形でこの話題になって、その都度当局の方はできる限り対応していただいているというふうに私は認識しています。ただやはり、タイミングとかそういうものでいろいろと、苦情までいかないまでも、お叱り、苦情ですね、苦情の話は来ているとは思いますが、これが平日だったらまだいいのですけれども、休日の場合、どこにどういうふうな話をしたらいいのかということをやはり考えておかなければいけないのかなと思うのですが、それは今、今の話なのですけれども、これがまだ先でいいという話だったら休み明けという対応でもいいと思うのですが、その辺についてどういうふうにお考えになるのか。今後の話なのですけれども、この件に関しては今後の話なのですけれども、いずれ違う件でも、どうしても今すぐこの辺の対応をお願いしたいという話ももしかするとあるかもしれないのですが、その辺についてはどういうふうに考えているのか、教えてください。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

イベント期間中に、特に日曜祝日に関するそういった問い合わせなのですけれども、これまでは、今回の場合、誘導の警備員が配置されたときの苦情なり要望等があった場合は、職員も土日それぞれ出勤してイベント等の方に出ておりますので、携帯等で連絡を取り合いながら対応はしていますけれども、今回のように誰も警備員が配置されていないという状況だったことによりまして、こちらに来た連絡というのは、その方が役場の方に電話しまして、それが警備保障会社の方に転送されて、そちらからの連絡で状況をこちらが把握して、それから動いたということです。ですので、ちょっと時間のロスはあるのですけれども、どうしても職員がいなかったりした場合はこれまでもそうした形で警備保障会社の方から役場の方に連絡をもらって対応しているということがよくありましたので、今回もそういう形で連絡をいただきましたので対応させていただきました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

はい、わかりました。それこそ職員個人個人の携帯をどうのこうのというのはちょっとどうかなと私自身も思っています。ただ本当に急を要する話だとしたら、こうこう、こうですと、ここに連絡いただき、今回役場に電話して警備会社へということですけど、そういうようなものもみんなに知らしめることも、もしかすると必要なのではないかと思いますので、それについて総務課長なり、村長なり、どのように考えるかお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、石川課長。

【総務企画課長：石川歳男】

ただいまのご質問ですけども、先ほど産業振興課長が答弁申し上げたとおりなのですが、今現在、村の休日の日直制度というのを廃止しております。よって休日の問い合わせについては自動的に警備保障会社の方に転送され、警備保障会社の方で受けた案件を担当別に、連絡先を村の方で伝えてありますからこの案件についてはこの課ということで、そこの担当であったり、あるいは担当課長であったりというところに連絡がいて、すぐ対応するという形をとっております。

実際、休日のそういった対応を取らざるを得ない案件というのは年に何回かあるわけですが、これまでの運用の中で大きな問題といったものはありませのでしたので、今の段階の運用で問題はないのではないのかなというふうには認識してしております。

【6番：菅原史夫議員】

それを知らしめなければいけないのではないのですかと聞いたのですけれども。

【総務企画課長：石川歳男】

すみません。自動的に転送されるので、役場に電話するともう自動転送になっていくのですが、土日の対応についてはこういったルートで職員が対応していますといったことは、今ご指摘のように周知は必要なのかもしれません。時期をみて、広報等でお知らせをしたいと思います。

以上です。

【6番：菅原史夫議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

1番、松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

1 番、松本正明です。私からは 2 点ほどお伺いいたします。

まず 10 ページですね、クリーンアップについてお伺いします。

クリーンアップと関連してなのですけれど、まずクリーンアップ、毎年この時期に行ってだんだん量が少なくなってきたといっても、道路脇の樹木、雑木等が増えてですね、捨てづらくなって減ってきたのか、それでもごみは確かにあることはあるので、これも毎年言われていることですが、堤防沿いの雑木、除草等、今回せっかくですからちょっと関連してということで、6 ページの地方応援隊のところで、農水省と国交省の職員の方もいらっしゃると。予算の関係上、管理しているのが県というところもあっていろいろ予算もかかったりとか、ただし E2 の方の正面堤防の方の嵩上げ工事等を行って樹木を刈ったりとか、景観が良くなるのですけれど、1 回刈ってしまえばその後ということでまた復活するというので、以前、かなり昔ですが、私がもう本当学生でバイクの免許取り始めた時なので 40 年近く前ですが、中部地震があって堤防の復旧工事が終わって何年かした頃ですね。ちょうど多分、南部排水機場の辺りから正面堤防の辺りって結構高いのです。やってはいけなかったかもしれないかもしれないですけど、時効かもしれませんが、バイクで走ったりとか、ものすごい景色が良くて、見れば右側に調整池があって、左側が干拓地という。世の中やはりまだ未だにというか、ほとんどの方が八郎潟の干拓地は埋立でできたと思われている。干拓地として実感できるというのは、干拓博物館に行けば、干拓をこういうふうにしましたということはわかるのですけれど、実際その干拓地というものがどういふことなのかが見えるところ、堤防に上がってみるのが一番いいのですけれど、今どこの堤防に上がっても多分見えない。これは私の個人的感想ですが、堤防がもしきれいで、ずっとあの堤防が見えている状態で干拓地が見えると、もうこれだけでも十分な観光資源になるのではないかなと思います。長年雑木が生えたりして景観が悪いというのと、車が通るのも大変だということと、農道から出てくるとき、車とちょっと事故に遭いそうとかですね、いろいろ管理の面では予算的なものが非常にかかると思いますけれども、堤防という体を、本当にアスファルトで堤体をカバーしているものですから、管理上においてもということはこれは何年も話が出ていましたので、こういったところもぜひ、総延長が約 52km ぐらいあるものですからいっぺんにやるのは非常に難しいですけども、1 回そういった雑木も処理したりとか、大潟村が干拓でできたといういうことを、また 40 年前には 1 回整備してですね、きれいになっていたのを私は記憶していますし、非常に景観も良かったということ覚えています。またそういったことでできることであればやってもらいたいと思うことで、そういったことをまた今後しっかりと国と県と、というところで、今回、地域応援隊ですか、そういった職員の方がそこに入れ込むというのは非常に難しいかもしれませんが、そういったことをもう一度いろいろと考えていただけないかなということで、ご説明をお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

松本議員の、堤防の雑木の管理、処理についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、大変、堤防沿いの雑木については、確かにあの雑木があることでごみが捨てやすかったりという非常に由々しき問題になっているというふうに認識しておりますし、またクリーンアップに関しましては村で刈れる範囲というのが道路沿いの本当にわずかな区域ということで、堤防の奥深くまではちょっと手を出せないといった形になっております。そういった中、堤防の雑草処理についてはこれまで様々な会議体を捉えて県に要望してまいりました。今週、数日前になりますけれども県の地域振興局の担当者ともお話がありまして正面堤防の雑木の処理について、村として、課としての要望もお伝えをしたところでございます。議員指摘の認識、問題意識につきましては村も持っておりますので、今後、機会を捉えて県に強く要望を、課だけでなく村長からも機会を捉えて要望して、適切な管理に努めていただきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

引き続きやっていただけるということで、できるだけ昔ながらのきれいな堤防が見えた、ああいう景観の良いところになってほしいなという期待を込めて、今後も協議をしていただければと思います。

次に移ります。

11ページ、12ページ全般ですけど、先ほどたまねぎの話が出たので、私実際にやっていますので現状というかそういうところで、以前まではたまねぎをやっている議員がおられたのですが、現在1人です。私の方から現状を報告すると、やはり去年は非常に春先の天気が悪くてほぼ壊滅状態ということで、反収1トンもいかなかったところも非常に多かったです。それを教訓に今年、生産組合として農協の営農と色々なことを考えながら、防除も含めいろいろ行ってきましたが、やはり雪解け後にべと病の一次感染がみられて、緊急的に一斉防除とかいろいろ行ってまいりました。幸いなことについて最近までは小康状態です。ところがですね、最近、先週今週ぐらいですか、気温が上がって、30度近く、30度超えの気温が上がった瞬間に、2日前に生育調査を行い、一気にまた収穫前ということでべと病が蔓延し出したと、また緊急に防除等も行ってますね、収穫まで何とか逃げ切ろうというぐらい大発生したところであります。2日前にですね県立大学の藤先生とですね、あとは佐賀県、兵庫県、岩手県、秋田県の試験場の病害虫の専門家の方が、すみませんこのプロジェクト名は忘れたのですが、3年間のプロジェクトを行うという

ことで病害虫、べと病とかですね、そういったことで大潟村に来ていただいて、何件かの圃場を回りながらべと病の現状とその対策の仕方ということと、これから試験を行って薬剤の研究ですとか、いろんなことでアドバイスも受けました。

やはり私のほ場も長年連作をして、一応何年経ったら連作で病気や、収量が落ちるかという試験的な意味も含めて、また昨年、一昨年と今までありました5年に1回の水張り要件というのを適用させるために、1ヵ月間の湛水、それでべと病が抑えられるかということの試験を行いました、やはり効果が十分ではないということで、実際私はある圃場の一区画を来年から2年間、水稻を作付けする予定です。やはりべと病の菌が残っていると、そこにつけた場合、密度の高さによってですけれども、べと病がまた発生してしまうと。また越冬前にべとの感染があったとしてもちょっと見つけづらくてですね、越冬後にべと病が発生したときには、気温もですけれど、今年も雨が多く、14～5度の中で雨が降っていたので、べと病には最適な環境だという、非常に条件が悪かったということなのです。幸いにもそこでの防除である程度抑えられたのですが、やはりそういったべと病が一番たまねぎにおいては非常に苦勞すると、圃場を取り換えるというのが一番いいのですが、なかなかそういったところも面積が大きいところでは難しいということで、非常に苦勞しているところでありますが、今まで農協と県立大学の連携ですね。今回国としても、プロジェクトの名前は忘れましたが、藤先生もまた大潟村でやっていただけるということで、生産者の方々とべと病の防除に関して、営農と一緒にしながら早期発見、早期防除、いろいろ手を打って何とか生産を上げようと頑張っております。それとここ3年間ですね、県の産業技術センターとの協力によってですね、乾燥調整施設で発生した黒カビが問題になった部分に関していろいろと研究データ改善、除湿機の導入等、いろいろ改善をしてですね、だいぶ黒カビの発生も抑えられてくるようになってきたところであるのですが、なかなか天候不順で思ったような品質に持っていけないと非常に生産者も歯痒いところがあります。

何を言いたいかといいますと、今後そういった大学と今まで村として大学と農協と連携して行ってきた事業がいっぱいありますけれども、今後さらにそういった連携をして、今一番問題になっているべと病に関して、国なり県なり、試験場等々にまたアドバイスいただけるように、村としてもバックアップしていただければ、生産者はそれに対してできるだけべと病が発生しないような努力を最大限しているつもりですけれども、なかなか追いつかない現状もあります。資材等もいろいろ考えてやっている中で、どうしてもこの天候不順に当たってしまうという非常に歯痒いところもありますので、村としてもそういったところの、国、県とのパイプを作っていただいてそういったたまねぎ、高収益作物の普及ができるようなサポートということをいろいろ考えていただきたいと思いますので、その点について答弁をいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後 0 時 02 分)

(午後 0 時 02 分)

再開いたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

たまねぎについて高収益作物のプロジェクトということで、農協、農家の皆さんもご努力されて今日に至っているという中で、様々な課題がある中、県立大はじめ関係機関とも連携しながら取り組んできたところです。そうした中でいろいろ改善はしてきてはいるのですが新たな課題が出てきたりと、非常に、でもそれを乗り越えるとやはり新たな技術になってさらに進歩していくというか、そういうことにもなっていると思いますので、引き続き、村としても県立大を中心の民産学官の枠組みの中はじめ、それぞれの先生もいろいろな機関との連携もありますのでそうしたものも活用しながら、農協、県立大、または試験場等としっかり連携できるように村も支えてやっていければと思っています。非常にたまねぎも村のみならず、県内でも栽培がだいぶ広がりつつありますので、村での取り組みというのは必ずいろんな面で活かせることにつながると思いますから、引き続きそうした関係機関や農家の皆さんと共に取り組んでいくように村もしっかり支えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

いえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号から報告第3号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第34号から報告第3号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第10、陳情第5号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」から、日程第12、陳情第7号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第5号から第7号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

（午後0時07分）

令和7年第3回（6月）大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和7年6月17日（火）午後3時00分～午後4時19分

2. 会場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第34号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第35号 大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第36号 財産の取得について
議案第37号 財産の取得について
議案第38号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
報告第2号 令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告
報告第3号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告
陳情第5号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第7号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

意見書案第3号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

意見書案第5号 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案

議案第39号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、12名であります。

これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第34号から、日程第11、陳情第7号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第34号から第37号、議案第38号の関係部分、報告第1号、第2号、陳情第5号から第7号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、8番、松雪照美さん。

【総務福祉教育委員長：松雪照美】

8番、松雪照美です。

令和7年第3回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに総務部門から審議を行いました。

議案第34号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「今回の税率改正は、国の法改正によるものか。村民の所得向上によるものか。」との質問に、「国の法律改正ではなく、村の課税所得の大幅増額によるもの。」とのこと。委員より「税率を改正しないと、どのような事態になる

のか。今までの税率を維持するわけにはいかないのか。」との問いに、「今回は所得が増えたことにより、限度額を超える方が6割、そのことを踏まえての改正となる。低所得者や中間層の方の負担減のための措置である。」とのこと。また、「今回は税率を下げています。下げても必要額が集まる見込みであり、限度額超過も多くなる状況だった。所得が下がるような場合には、税率を上げて必要額を確保しなければならないが、今回のようなときにある程度余剰金を出し、今後、全体の所得が下がった際に税率を上げなくて済むよう備えたい。」とのこと。委員より「基金に積み上げる村としての適正な積立額はどれくらいか。」との質問に、「適正な額がどの程度か答えるのは難しい。ただ6年度より、激変緩和措置があるため、今後も県に要望していきたい。」とのこと。委員より「要するに税額の分母が上がったので、税率を下げることによって数字が変わらないようにしているのか。この作業自体は毎年行うものか。」との問いに、「必要があれば毎年行う。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第34号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「財産の取得について」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「パソコンの入れ替え30台というのはどのような内容か。」との問いに、「1人1台ではなく、基幹業務を行うために必要な台数ということである。福祉保健課は住民情報を扱うということで4台、税務会計課には5台というように、台数の多い課もあれば、産業振興課は基幹業務は扱ってはいないので無しというように、必要な台数を配備するというものである。」とのこと。委員より「今まで必要なかったのか。今回は予算的な都合で遅れて購入するのか。」との問いに、「現在は27台稼働している。今回はそのパソコンが古くなったことによる入れ替えとなる。」とのことでした。

質疑・討論ともになく、採決に入り、議案第36号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。

はじめに総務部門の審査に入り、質疑に入りました。委員より「石油貯蔵施設は男鹿市にある石油備蓄基地のことか。」との質問に、「男鹿市の石油備蓄基地関連で、男鹿市また周辺市町村への交付金となっている。」とのこと。委員より「基金はいくらあるのか。」との問いに、「令和7年度時点では無く、新たに積み立てを開始することになっている。」とのこと。

他に質疑はなく、次に報告に入りました。

報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「排ガス規制に関して50CCのバイクが作られなくなり、125CCのバイクは既に売り出されているとのことだが、それに関して軽自動車税が

適用されていくのか。」との問いに、「現在の製造については把握していない。」とのこと。委員より「特定親族特別控除の税負担の軽減の影響が出てくるのは令和8年度からということでのいいのか。」との質問に、「そのとおりである。」とのこと。委員より「今回、自治体の税収部分に対して、激変緩和措置などはあるのか。」との問いに、「今現在、国からの措置は明言されていない。」とのことでした。

質疑・討論ともになく、採決に入り、報告第1号は全会一致により承認すべきものと決しました。

次に、福祉保健課部門について審議に入りました。

議案第35号「大潟村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「秋田県内の各市町村、ほぼ全ての自治体が改正予定だが、無し、または未定の自治体にはどのような考えがあるのか。」との質問に、「実際に把握はしていないが、残しておく必要がないので改正するという形になっている。」とのこと。委員より「支給はされないが、業務的には支障がないという見解でいいのか。」との質問に、「令和5年5月7日から新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行しており、この後は疾病手当金の対象外となっている。5類に移行するまでの発症者のみが対象となるが、請求基準から2年が経過し、請求できる資格者が新しく生じないことにより、この条文を削らなくても申請が上がってこないため、残しておいても支障がある条文ではない。」とのこと。

質疑・討論ともになく、採決に入り、議案第35号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「財産の取得について」、委員より「住民基本台帳ネットワークは国が進めているシステムであるなら、国がある程度まとめてソフトを導入するものでは。」との質問に、「今回導入するシステムは法律に従って仕様が定められているもので、システム自体は民間で開発しており、国の仕様に従い、入札・賃貸借契約を行うことになっている。」とのこと。委員より「今回入札に参加した4社の値段は別だが、ソフトによって表現が違えば、仕様を加味した上で決定してもいいのでは。金額が安いことが理想ではあるが、例えば人手不足等で業務が多くなるのであれば、職員の利便性も考えて、金額以上の入札を今後の課題・検討としてほしい。」との質問に、「今回の入札については、どのシステムを入れても同じような操作作業を行い、差がなく、金額を抑える以上のメリットは見出せなかったと考えているため、行わなかった。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第37号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部門について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「保健センターの人事異動の具体的内容は。」との質問に、「4月1日より新たに会計年度職員が配置されたことによるもの。」

とのことでした。

他に質疑はなく、次に、報告に移りました。

報告第2号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「歳出の不足分を、歳入を補正することで補ったというのは、保険料の追加徴収になるのか。」との質問に、「保険料の追加徴収ではなく、専決時点で既に納められていた保険料が予算額を上回っていたため、増額分を補うことができた。」とのこと。委員より「保険料をどこかに割り振るかということの中で、一部を歳入に計上したのか。」との質問に、「村に収められた保険料をそのまま広域連合に納付した。」とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結し、討論はなく、報告第2号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門について審議に入りました。委員より「ボート合宿誘致事業は今年度限りか。」との質問に、「村の施設と先方の合宿先がうまくまとまった経緯があり、来年度からも前向きに進めていきたい。」とのこと。委員より「多目的トイレの金額がそこまで高くないが、これで大丈夫なのか。また広い大きなトイレというイメージでよいのか。」との質問に、「車椅子の方が利用できる設計になっており、通常よく見かけるサイズとは異なり大きいものになる。艇庫の左右どちらかの設置を考えている。」とのこと。委員より「スロープについて、村の誘致事業なので怪我や事故防止のため、緩やかにしてほしいと思っている。」との質問に、「コストをかけずにフィードバックをもらいながら進めたいと思っている。」とのこと。委員より「ICT教育推進事業として、電子黒板の耐用年数は通常どれくらいか。」との質問に、「5年である。」とのことでした。

次に、関係各課が入場した後、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決を行い、議案第38号「令和7年度一般会計補正予算案」は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」について意見を求め、委員より「この陳情は、これからの教育に全て必要なことなので賛成する。」との意見。

採択に入り、陳情第5号は挙手多数により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について意見を求め、委員より「個々の自治体が工夫すべき部分と、国のような大きな枠組みで考えている部分があると思うが、その中で国として進めていく陳情だと思う。」との意見。

採択に入り、陳情第6号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号「再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)の意見書の採択を求める陳情

書」について意見を求め、委員より「冤罪というものがもし自分事だとしたら恐ろしいし、今後そういったことがないように、またその救済のために賛成。」との意見。また委員より「本当に大きな問題で、この冤罪によってどれだけの人が大変な思いをしたかと考えると、もっと早く改正されるべきだった。」との意見。

採択に入り、陳情第7号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案と報告案件、陳情案件の審査経過と結果についてのご報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第38号の関係部分及び報告第3号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11番、工藤勝さん。

【生活産業委員長：工藤勝】

11番、工藤勝です。

令和7年第3回大潟村議会定例会において当生活産業委員会に付託のありました、議案第38号、報告第3号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「ごみ中継施設整備検討調査事業費負担金について、4.35%という村の負担割合は、今後の施設整備にかかる負担割合と同じなのか。」との質問に、当局より「今回はあくまでも調査の委託にかかる負担割合で、今後の中継施設整備の負担割合については今後の協議となっている。」とのこと。委員より「農業支援サービスサポート事業について、これは村が告知したとかではなく、事業者の方がこの事業を見つけてきて応募したのか。」との質問に、当局より「この事業は、申請者が国の農林水産省のホームページからこういう事業があるけれども申請できないかと相談があり、そこから一緒に事業計画を作成し、県に申請した事業である。」とのこと。委員より「ドローン3台を導入し、受託作業をするのかと思うが、申請時に事業規模、面積等の縛りはあるのか。」との質問に、当局より「今回申請の受託の規模は、水稻、大豆、小麦等の延べ面積でおよそ200ヘクタール程の事業計画を作成した。受託の規模によつての採択のポイントはあつたが、最低限何ヘクタールとかの要件はない。」とのこと。委員より「申請して、国で採択になったのはいつ頃か。」との質問に、当局より「要望調査が3月にあり、事業の内報があつたのは5月である。」とのこと。委員より「消火栓更新工事について、元々工事自体は予定していて予算として計上していたのを、工事内容の変更に伴い、追加で費用が発生するとの理解でよろしいか。」との質問

に、当局より「当初予算では3時間程度、そのエリアが全て断水になってしまい、住民への影響が大きいということで工法を見直しし、不断水工法を採用することで、断水が1時間に短縮できるとのことで計上した。」とのこと。委員より「消火栓更新工事は何箇所か。また、水が止まるエリアはどの辺か。」との質問に、当局より「工事箇所は3か所で、1か所目は西1-1で33世帯、2か所目が北1丁目の村営住宅のある場所103世帯、3か所目が東5丁目格納庫全域で約150戸が断水になる。工事に関しては11月を予定しているが、東5丁目には工場があるので、あまり影響が出ないように協議をしている。」とのこと。委員より「消火栓の更新は法令で期間が決まっていて、それに準じて行うのか。」との質問に、当局より「更新する消火栓については、消防署の点検等で消火栓が回らないなどの不具合が確認した箇所である。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、議案第38号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関係する部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第3号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より「無停電電源装置の説明で、非常用発電装置が稼働するまでの間の電源供給とのことだが、今回の落雷による事案では、無停電電源装置が経年劣化で稼働しなかったが、非常用電源装置も稼働しなかったとの理解でよろしいか。」との質問に、当局より「停電発生時、最初に稼働するのが無停電電源装置になるので、おっしゃるとおりの理解である。」とのこと。委員より「保証期間が過ぎた装置について、点検等を行っていなかったのか。」との質問に、当局より「無停電電源装置は警告ランプの点灯がないかなどの目視の点検は行っており異常がないことを確認していたが、耐用年数という観点では確認していなかった。」とのこと。委員より「無停電電源装置が稼働しなかったことにより中継ポンプが止まったとのことだが、それによつての被害等はなかったのか。また、ポンプが止まったことに気づくまでどのくらいかかったのか。」との質問に、当局より「ポンプが止まったのは午前2時台で、異常に気づいたのは朝出勤直後の8時半なので、6時間の間止まっている状態であったが、夜中なので下水が大量に流れ込むなどの被害はなかった。」とのこと。委員より「別件ではあるが、育苗団地のポンプ等が拡大を受けたなど、施設に落雷して機器が故障する事案が多くなっているが、対策等についてはどのように考えているか。」との質問に、当局より「施設に対する避雷の方法については技術的な話なので、必要があれば検討して対応していきたい。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、報告第3号は全会一致により承認すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案第38号、報告第3号についての審査の経過と結果について報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第34号「大湊村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第35号「大湊村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第36号「財産の取得について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第37号「財産の取得について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長より報告のありました、議案第38号「令和7年度大湊村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、委員長報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第2号「令和6年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、報告第3号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第5号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第7号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第12、意見書案第3号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

8 番、松雪照美です。

意見書案第 3 号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第 3 号

ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに

義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 17 日提出

提出者 大潟村議会議員 松雪 照美

賛成者 大潟村議会議員 松橋 拓郎

賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに

義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては26年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、ゆたかな子どもの学びを保障するための財源は、本来国が負担するべきと考えます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革並びに長時間労働是正のために、

加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

2. 高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。
5. 教育課程の時数と内容の過多(カリキュラム・オーバーロード)は、子どもや教職員に過大な負担となることから、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。
6. 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
7. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
財務大臣 加藤 勝信 様
総務大臣 村上 誠一郎 様
文部科学大臣 阿部 俊子 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第3号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

【8番：松雪照美議員】

8番、松雪照美です。

意見書案第4号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月17日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要と不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災、減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくに、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこととともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通につい

て、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 石破 茂 様

財務大臣 加藤 勝信 様

総務大臣 村上 誠一郎 様

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

国土交通大臣 中野 洋昌 様

デジタル大臣 平 将明 様

内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画、共生・共助） 三原 じゅん子 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、意見書案第5号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

【8 番：松雪照美議員】

8 番、松雪照美です。

意見書案第 5 号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第 5 号

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 17 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案

1966年 6 月、静岡県清水市（当時）でおきた袴田事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さんが、再審（裁判のやり直し）で、ようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから43年以上かかったことになります。

袴田さん再審無罪の余韻のさめやらない2024年10月、今度は福井の事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求をしていた前川彰司さんの再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようなない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、十分な救済といえるでしょうか。

前述の両事件では、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第 2 次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察がしぶしぶ提出してきた証拠によって、再審開始につながったのです。

また、やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることで審理が長引き、数年から数十年という時間が費やされます。袴田事件では2014年 3 月の再審開始決定に対して検察が不服申し立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに10年もかかってい

ます。福井の事件でも一度目の請求で高裁が開始決定したにもかかわらず、検察が異議申し立てをしたため取り消され、2度目の請求で再審開始につながるまでに20年かかっています。

さらに現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ（再審格差）、何年もたなごらしにされる事件もあるほどです。

よって、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

1. 再審のためのすべての証拠を開示すること
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること
3. 再審における手続きを整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月17日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 関口 昌一 様
内閣総理大臣 石破 茂 様
法務大臣 鈴木 馨祐 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第5号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第39号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、追加で提出しております議案について、ご説明申し上げます。

議案第39号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、ふれあい健康館の冷温水発生機故障に伴い、6月11日より故障箇所の調査とその対応を検討しておりましたが、復旧方法等が決定しましたので、ふれあい健康館費に復旧工事費等として、1,114万4,000円を計上したところであります。

なお、補正の財源としては、繰越金に求めたところです。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次に、福祉保健課長より説明を求めます。

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

それでは、議案第39号につきまして説明いたします。

今回、追加で補正をお願いすることとなりました、ふれあい健康館冷温水発生機復旧工事及び仮設のルームエアコン設置工事についてであります。資料に基づきまして説明いたします。

5月14日ふれあい健康館におきまして、保守管理を委託している業者より冷暖房の切り替え作業を行っていただいております。その際、冷温水発生装置の動作不良があるという報告があり、その原因を調査したところ、内部を巡回する臭化リチウム溶液に冷却水、水分が混入していたため、緊急で溶液を抜き取り内部の錆等が発生しないよう作業をしたことにより、現在健康館の冷暖房が利用できない状況となっております。業者の方からは不具合箇所の特定と種類の判断をしなければならないということで、県外にあります冷温水発生装置の製造元の技術の職員に確認してもらう必要があるということで、その要請をしましたところ、約1か月後の6月11日、本体の開口調査を実施したところです。それにつきましては急を要するというので、資料の①②の部分になりますが、こちらを急遽予備費の方で対応しているところです。

その開口調査の後、溶液を巡回させるコイルに破損箇所を発見し、同日、溶接修繕を施工しております。その後、2日間圧力をかけて様子を見ましたところ、修理箇所だけではなく、他の部分からも液漏れ等々がないことが確認できたということで、本体自体の更新は不要であるとの判断をしたところであります。

今回、補正によりまして、冷温水発生機の復旧作業として、抜き取った臭化リチウム溶

液の注入や、その機器の調整、併せて工事期間中の暑さ対策としまして仮設のルームエアコン設置工事をふれあい健康館内に設置することとして、今回追加提案させていただくものでありますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

説明の方は、以上となります。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番、松本正明さん。

【1 番：松本正明議員】

1 番、松本正明です。

私から 2 点お聞きします。

議案第39号の資料に書いてありますように、臭化リチウム溶液に水が混入しているということとして、冷温水コイルに穴が開いていたということで、その修理をしたと。実際その穴が開いた原因というかですね、平成29年に確か冷温水機を更新しておりまして、わずか7年ぐらい、10年は経っていないと思いますけれども、ちょっと複雑な構造かは分からないのですけれども、どのようにしてそこに穴が開いたかという原因を究明されているのか。

それと今回溶接で直したということで、これは今後ですね、こういった事案が発生しないのか。私が思うには短期的にこういったことで補修をかけてこれだけの補修費がかかるということです、今後そういった業者の対応というかですね、原因がどのようなことでこれが発生したのかが究明されているのか、お聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

松本議員の1点目の、穴が開いた原因、それを究明しているのかというご質問でありますけれども、こちらにつきましては業者の方からいろいろ聞いた中で、はっきりとは分からないけれども、こちらも春先の落雷による停電が原因で、本来であればその発生装置の中は真空であるということだったのですが、その機能といいますか、そちらが停電によって失われていたということで、その際に真空状態のところに湿気等が入ったのではないだろうか。あともう1点は、先ほどおっしゃいましたけれども、29年からということで、設置後、8年、9年を経過しているの経年劣化もあるのではないかとといったような話合いをしたところであります。耐用年数的にもその機械自体は15年とされていますので、まだ8、9年ということで途中ではあるのですけれども、そういった外的な要因、雷等による停電とか、そういったものには対しては対応していきたいというか、そういったことでの原因もあるのではないかというふうに考えております。

今回、800数十万の予算の方をお願いしているところですが、この大部分についてはこの臭化リチウム溶液ですか、こちらの単価が、非常に特殊なものということで、高いというようなことがあります。それを全取り換えするような形になりますので、その分多くかかるような形となっております。なお冷温水機、この29年に設置した際には、2,000数百万ほどかかっているということで、現在の価格に勘案すれば、おそらく3,000万前後にはなってしまうのではないかなというふうに考えておりますので、そういったことも踏まえれば耐用年数までは何とか今回のような形で、今後不具合が発生したとしても今回のような形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

質問というか、一度こういう事案が発生しましたので、今後これで終わりというわけでもないの、点検のスパンですね、ある程度、普段よりもしっかりと定期点検で見えないと、また同じような事案でいくとまたかなりかかると思いますので、そこを業者の方としっかりと点検していただいて、またこういった高額な修繕がないようにですね、業者の方と打ち合わせしていただきたいと思いますけれども、その点についてお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

松本議員の再質にお答えしたいと思います。

業者と点検の際の密な連携をとというようなことではありますが、先ほども申し上げましたように、今回はいつもの点検とは違って、真空内にある、真空された空間にあるところということで、本来であれば普通の点検で開けられない場所といたしますか、そういったことですのでそこまでは把握はできないわけですが、今回もちょっと異常があるというような報告で見つけてもらうことができたというのもありますので、ご指摘のように点検の際の十分な数値の把握ですとか、そういったものについて異常値がないように業者と打ち合わせしていきたいというふうに思っております。

今後も適切な維持管理には努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

もう1つ質問したいと思います。

村政報告にありましたように、ふれあい健康館で8月に押尾川部屋の合宿があるということで、今回このエアコンの冷温水機の不具合ということでありまして、工期1、2ヵ月予定ということです。これに関係して、合宿の際は健康館に滞在していたと、今年も多分滞在するのかなと思いますけれど、その点の影響について少しお聞きしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

松本議員の、2点目の押尾川部屋の相撲合宿についての影響ということですが、現在、臭化リチウム溶液の搬入のスピードといたしますか、時期といたしますか、そういったものについて業者の方と打ち合わせをしているところではありますが、今回、補正の方で約3ヵ月分のエアコンの仮設部分の要求をお願いしているわけですが、その臭化リチウム容器が手配でき次第、工事は完了をして冷房が使えるようになるというようなことを伺っているところです。なお、本来であれば作っているメーカーはあまり取り置きをしていないと、必要数だけ取り置きしているというような状況ですが、今回打診したところ、早めにこちらの方に搬入することがまず可能だというような連絡を受けておりますので、早ければ6月中にも復旧はできるのかなというふうに考えておりますので、合宿自体は8月のお盆頃だったかと思いますが、それにも十分間に合うのかなというふうに思っております。

なお、それ以前にも、高齢者の方々の福祉施設というのもありますので、そういったところには、間に合わなければ今回のこの仮設の部分の工事費の方は利用させていただきませんが、早めに工事が終了するのであれば、こちらも予算は上げさせていただきましたが、不用額として今後また報告させていただくことにはなるかと思っておりますけれども、今のところは相撲合宿の方には十分間に合うのではないかなというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【1番：松本正明議員】

いいえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号「令和7年度大潟村一般会補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に、変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第3回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時19分)